

菰野町地域防災計画

—資料編—

〈令和6年度修正〉

菰野町防災会議

菰野町地域防災計画

一 資 料 編 一

〔目 次〕

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関連絡先一覧	1
○活動拠点施設一覧	3
○医療機関一覧	5
○自主防災組織	7

〔条 例 等〕

○菰野町防災会議条例	8
○菰野町災害対策本部条例	9
○災害救助法施行細則（抄）	10
○菰野町災害対策本部条例施行規則	16

〔協 定〕

○応援協定等一覧	22
○災害発生時における協力に関する協定	25
○三重県水道災害広域応援協定書	26
○三重県市町災害時応援協定	29
○三重県市町災害時応援協定実施細目	31
○三重県内消防相互応援協定	32
○三重県内消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書	35
○火災時等における消防活動業務の協力に関する協定	35
○三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	37
○災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定書	38
○災害時における救援物資提供に関する協定書	39
○新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書	40
○災害時における物資供給の協力に関する協定書	42
○災害時における応急対策業務に関する協定書	45
○災害時の情報交換に関する協定	48
○災害時における八風スポーツ公園の一時使用に関する協定書	48
○菰野町と四日市医師会との災害時における医療救護に関する協定書	49

○菰野町と東海村との災害時における相互応援に関する協定書	5 2
○三重県災害等廃棄物処理応援協定書	5 3
○三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書	5 5
○災害時における福祉避難所に関する協定書	5 6
○災害支援協力に関する協定書	5 8
○コミュニティFM災害緊急放送に関する協定書	6 0
○災害時における支援協力に関する協定書	6 1
○災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	6 3
○災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定書	6 5
○菰野町と四日市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定書	6 6
○菰野町と四日市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定書	6 8
○災害時における協力に関する協定書	7 0
○指定緊急避難場所の指定に関する協定	7 2
○災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	7 4
○災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書	7 6
○災害時における応急業務に関する協定書	7 7
○災害に係る情報発信等に関する協定	7 9
○災害時における復旧支援協力に関する協定書	8 1
○災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書	8 3
○特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する協定	8 4
○災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	8 7
○災害時相互応援協定書	9 1
○原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書	9 2
○災害時における動物救護活動に関する協定書	9 4
○各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	9 6
○菰野町保育所等災害時における相互支援に関する協定書	9 8
○災害時における広域避難等相互応援に関する協定書	1 0 0
○災害時における支援協力に関する協定書	1 0 2
○新名神高速道路における大規模滞留発生時の支援協力に関する覚書	1 0 3
○災害時の協力に関する協定書	1 0 4
○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	1 0 6

〔消防・水防〕

○菰野町水防計画	1 0 9
○消防本部・消防署の組織	1 3 3
○消防団組織	1 3 3
○消防水利状況	1 3 4
○耐震性貯水槽設置場所一覧	1 3 5

○現有消防車両一覧	1 3 5
○消防通信施設	1 3 7
○危険物施設現況	1 4 0

〔避難・備蓄〕

○避難所一覧	1 4 1
○避難所等太陽光発電設備及び蓄電池設備設置状況	1 4 4
○給水活動用車両及び資機材（上下水道課）	1 4 4
○防災備蓄倉庫備蓄品目一覧	1 4 5
○炊き出し可能場所一覧	1 4 7
○マンホールトイレ設置状況	1 4 7

〔通信・輸送〕

○災害時優先電話設置状況	1 4 8
○河川監視カメラ設置状況	1 4 9
○ヘリコプター臨時離着陸場一覧	1 5 0
○緊急輸送道路（菰野町関係分）	1 5 2
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	1 5 3

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域等一覧	1 5 4
○砂防指定地内の溪流一覧	1 6 2
○土石流危険溪流一覧	1 6 3
○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	1 6 4
○山崩れ、崖崩れ注意箇所一覧	1 6 6
○土砂災害警戒区域内における配慮を要する者が利用する施設一覧	1 6 8
○浸水想定区域内における配慮を要する者が利用する施設一覧	1 6 8
○異常気象時に点検が必要な農業用ため池（防災重点農業用ため池）一覧	1 6 8

〔様式〕

○災害概況速報	1 6 9
○自衛隊災害派遣及び撤収要請様式	1 7 2
○土地収用法第122条関係様式	1 7 6
○被害報告内容基準	1 7 8

〔そ の 他〕

○町内の災害記録	1 8 0
○町内指定文化財一覧	1 8 6

〔防災関係組織等〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 町

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
菰野町役場	菰野町大字潤田1250	N T T 059-391-1111 地上系8-341-※※-11 衛星系7-341-11	N T T 394-3199 地上系8-341 衛星系0-p-7-p-341-19
菰野地区 コミュニティセンター	菰野町大字菰野1418	059-394-5333	059-391-2032
朝上地区 コミュニティセンター	菰野町大字田光4291	059-396-0001	059-399-2080
鵜川原地区 コミュニティセンター	菰野町大字下村1840	059-393-2072	059-391-2036
竹永地区 コミュニティセンター	菰野町大字竹成4436	059-396-0002	059-399-2082
千種地区 コミュニティセンター	菰野町大字千草3851	059-393-2052	059-391-2034

2 県

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県防災対策部 災害対策推進課	津市広明町13	N T T 059-224-2189 地上系8-※-8-2189 衛星系7-101-8-2189	N T T 059-224-2199 地上系8-099-※※-684 衛星系0-p-7-p-101-684
四日市地域防災 総合事務所 地域調整防災室	四日市市新正4-21-5	N T T 059-352-0560 地上系8-※-22-611 衛星系7-122-611	N T T 059-352-0589 地上系8-099-※※-22-613 衛星系0-p-7-p-122-613
四日市建設事務所 総務・管理室	四日市市新正4-21-5	N T T 059-352-0660 地上系8-※-22-614 衛星系7-122-614	059-052-0666
四日市農林事務所 総務企画室	四日市市新正4-21-5	N T T 059-352-0622 地上系8-※-22-615 衛星系7-122-615	059-352-0628
北勢福祉事務所 福祉課	四日市市新正4-21-5	059-352-0586	059-352-0598
桑名保健所 総務企画課	桑名市中央町5-71	0594-24-3621	0594-24-3692

3 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
東京管区气象台 津地方气象台 防災業務グループ	津市島崎町327-2	N T T 059-228-6818 地上系8-843-※※-11	N T T 059-246-8484 地上系8-843
東海農政局 三重県拠点	津市広明町415-1	N T T 059-228-3151 地上系 8-887	N T T 059-225-9694 地上系 8-887
近畿中国森林管理局 三重森林管理署	亀山市本町1-7-13	0595-82-0069	0595-82-8792
中部地方整備局 三重河川国道事務所	津市広明町297	059-229-2211	059-229-2229
東海財務局 津財務事務所	津市桜橋2-129	059-225-7221	059-224-1647

四日市労働基準監督署	四日市市新正2-5-23	059-351-1661	059-351-1660
中部地方整備局 北勢国道事務所	四日市市南富田町4-6	059-363-5511	059-363-5521

4 消防

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
菰野町消防本部	菰野町大字潤田4418	N T T 059-394-3211 地上系8-803-※※-21 衛星系7-341-21	N T T 059-394-5766 地上系8-803 衛星系0-p-7-p-341-29
菰野町消防署	菰野町大字潤田4418	059-394-3239	059-394-5766

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
四日市西警察署	菰野町大字大強原3241	N T T 059-394-0110 地上系8-826-※※-12	N T T 059-394-0110 地上系8-826
〃 菰野交番	菰野町大字菰野2074-1	059-394-0597	
〃 朝上警察官駐在所	菰野町大字田光45-1	059-396-0076	

6 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊第33普通科連隊（第2科）	津市久居新町975	N T T 059-255-3133 内 235～238 地上系8-841-※※-11 衛星系7-841-11	N T T 同左（切替） 地上系8-841 衛星系0-p-7-p-841-19
陸上自衛隊航空学校	伊勢市 小俣町明野5593-1	N T T 0596-37-0111 地上系8-842-※※-11 衛星系7-842-11	N T T 同左（切替） 地上系8-842 衛星系0-p-7-p-842-19

7 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
西日本電信電話(株) 三重支店	津市丸の内28-38	N T T 059-223-9330 地上系 8-886	N T T 059-227-6140 地上系 8-886
中日本高速道路(株) 桑名保全・サービスセンター	桑名市蓮華寺鍋谷608-2	0594-23-3561	0594-23-1310
独立行政法人水資源機構 三重用水管理所	菰野町大字菰野7961-2	059-393-2000	059-393-1819
中部電力パワーグリッド (株)四日市支社	四日市市北条町3-15	(昼間) 059-355-2009 (夜間) 059-351-4860	
四日市西郵便局	四日市市智積6227	059-327-1161	059-327-1116

8 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	F A X 番号
三重県医師会	津市桜橋2丁目191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重交通(株)四日市営業所	四日市市川島町4102-1	059-323-0808	059-323-0811
近畿日本鉄道(株) 四日市駅	四日市市安島1丁目1	059-352-2051	059-352-2061
三重県L P ガス協会	津市柳山津興369-2	059-227-6238	059-229-4648

9 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号	FAX番号
四日市医師会	四日市市西新地14-20	059-352-9117	059-352-8050
四日市歯科医師会	四日市市本町9-12	059-354-8512	059-354-8513
四日市薬剤師会	四日市市本町9-8	059-354-8440	059-354-8441

○活動拠点施設一覧

1 本部拠点

施 設 区 分	施 設 の 名 称	所 在 地	電話番号
本部長室及び本部会議室	町役場本庁舎 3 階 災害対策本部	菰野町大字潤田1250	059-391-1111
総務部			
救援部			
復旧部			
災害時総合相談窓口	町役場本庁舎 1 階		
本部設置代替施設	保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281	059-391-2211

2 地区拠点

施 設 区 分		施 設 の 名 称	所 在 地	電話番号
現地連絡所	菰野地区	菰野地区 コミュニティセンター	菰野町大字菰野1418	059-394-5333
	鵜川原地区	鵜川原地区 コミュニティセンター	菰野町大字下村1840	059-393-2072
	竹永地区	竹永地区 コミュニティセンター	菰野町大字竹成4436	059-396-0002
	朝上地区	朝上地区 コミュニティセンター	菰野町大字田光4291	059-396-0001
	千種地区	千種地区 コミュニティセンター	菰野町大字千草3851	059-393-2052
	湯の山地区	湯の山温泉協会	菰野町大字菰野8522	059-392-2115
地区物資供給拠点	菰野地区	菰野地区 コミュニティセンター	菰野町大字菰野1418	059-394-5333
	鵜川原地区	鵜川原地区 コミュニティセンター	菰野町大字下村1840	059-393-2072
	竹永地区	竹永地区 コミュニティセンター	菰野町大字竹成4436	059-396-0002
	朝上地区	朝上地区 コミュニティセンター	菰野町大字田光4291	059-396-0001
	千種地区	千種地区 コミュニティセンター	菰野町大字千草3851	059-393-2052
応急救護所	菰野地区	菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006
		菰野中学校	菰野町大字菰野1192	059-393-2122
	鵜川原地区	鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118
	竹永地区	竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009
	朝上地区	朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004
	千種地区	千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590
応急給水拠点	菰野地区	菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006

		菰野中学校	菰野町大字菰野1192	059-393-2122
		菰野高等学校	菰野町大字福村870	059-393-1131
		菰野町 B & G 海洋センター	菰野町大字菰野4775-1	059-394-3177
	鶴川原地区	鶴川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118
	竹永地区	竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009
応急給水拠点	朝上地区	朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004
		八風中学校	菰野町大字田光3808-18	059-396-0012
	千種地区	千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590

3 広域応援

施設区分		施設の名 称	所 在 地	電話番号
消防広域応援部隊	現地指揮所又は本部連絡員詰所	菰野町消防本部	菰野町大字潤田4418	059-394-3211
	集結地及び仮泊、宿泊施設	農村環境改善センター	菰野町大字潤田4418	059-394-3444
	消防車両待機、宿营地	菰野自動車学校	菰野町大字福村877-6	059-393-2033
	消防車両待機、宿营地	三重カンツリークラブ	菰野町大字千草7190	059-392-3163
自衛隊 災害派遣部隊	現地指揮所	町役場本庁舎 3 階	菰野町大字潤田1250	059-391-1111
	集結地及び宿营地	八風スポーツ公園	菰野町大字田光	
		朝明運動公園	菰野町大字千草	
警察災害派遣隊	集結地及び宿营地	大羽根運動公園	菰野町大羽根園	
国、県、他自治体 派遣職員	現地指揮所又は本部連絡員詰所	町役場本庁舎 3 階	菰野町大字潤田1250	059-391-1111
	集結地及び仮泊、宿泊施設	菰野高等学校	菰野町大字福村870	059-393-1131
	長期宿泊施設	ホテル等町内宿泊施設		
一般ボランティア受付窓口		保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281	059-394-1294

4 緊急輸送拠点

施設区分		施設の名 称	所 在 地	電話番号
町物資供給拠点		菰野町体育センター	菰野町大字福村871-3	059-394-3115
臨時ヘリポート	菰野地区	菰野小学校グラウンド	菰野町大字菰野1490	059-393-2006
		菰野高等学校グラウンド	菰野町大字福村870	059-393-1131
		大羽根運動公園駐車場	菰野町大字菰野	059-394-0756
		大羽根サッカー場	菰野町大字菰野	
		御在所ロープウェイ駐車場	菰野町大字菰野8625	059-392-2261
		菰野西競技場	菰野町大字菰野4775-1	059-394-3177
		菰野調整池	菰野町大字菰野7961-1	059-393-2000
	鶴川原地区	鶴川原小学校グラウンド	菰野町大字大強原913	059-393-2118
	竹永地区	竹永小学校グラウンド	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009
	朝上地区	朝上小学校グラウンド	菰野町大字田光66	059-396-0004
		八風中学校グラウンド	菰野町大字田光3808-18	059-396-0012

	千種地区	千種小学校グラウンド	菰野町大字千草3861	059-394-2590
		三重県民の森つどいの広場	菰野町大字千草6463-1	059-394-2350
		朝明グラウンド	菰野町大字千草	
		町役場庁舎南 三滝川堤防	菰野町大字潤田1300	059-391-1100

5 その他拠点

施 設 区 分		施 設 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
災害医療支援病院		三重北医療センター 菰野厚生病院	菰野町大字福村75	059-393-1212
環境、衛生活動 拠点	ごみ	菰野町清掃センター	菰野町大字永井3089-11	059-396-0606
	し尿	菰野町 し尿浄化槽汚泥中継施設	菰野町大字小島1879-7	
遺体安置所	北部方面	八風中学校	菰野町大字田光3808-18	059-396-0012
	南部方面	菰野高等学校	菰野町大字福村870	059-393-1131
火葬施設		菰野町斎場	菰野町大字潤田1616-27	059-394-2540
衛星ブロードバンド設置場所		町役場本庁舎 3 階 災害対策本部	菰野町大字潤田1250	059-391-1111
衛星携帯電話設置場所		町役場本庁舎 3 階 災害対策本部	菰野町大字潤田1250	
		湯の山地内	菰野町大字菰野	
		朝明キャンプ場(朝明茶屋)	菰野町大字千草	
		切畑区 八風キャンプ場	菰野町大字田光	

○医療機関一覧

1 基幹災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号
県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	059-345-2321

2 地域災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号
市立四日市病院	四日市市芝田二丁目2-37	059-354-1111
三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	0594-72-2000
鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53	059-382-1311
桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11	0594-22-1211

3 災害医療支援病院

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三重北医療センター菰野厚生病院	菰野町大字福村75	059-393-1212

4 町内医療機関（診療所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
あさけ診療所	菰野町大字杉谷1573	059-394-5120
あそクリニック	菰野町大字潤田2150-3	059-394-5577
位田医院	菰野町大字下村1369	059-393-3831
うえの整形外科	菰野町大字神森882	059-391-0333
内田クリニック	菰野町大字小島1157-1	059-399-2800
えいご皮フ科四日市院	菰野町大字潤田1187-4	059-391-0363
おおた内科循環器科	菰野町大字田口新田2909-5	059-399-2212
こもの風の丘内科クリニック	菰野町大字菰野987-1	059-336-5200
しばた内科循環器科	菰野町大字竹成2657-5	059-399-2225
服部内科	菰野町大字潤田4116	059-394-7000
ばんの小児科	菰野町大字菰野2268-5	059-393-3000
ひとみウィメンズクリニック	菰野町大羽根園並木通り10-1	059-327-5400
ひまわりクリニック	菰野町大字菰野2255-1 pco comono 2F	059-327-7373
北勢ケアクリニック	菰野町大字千草6460-27	059-325-6537
ほくせい整形外科クリニック	菰野町大字永井3817	059-373-6667
こもの心身クリニック	菰野町大字菰野9597	059-391-1001
諸岡医院	菰野町大字田光4465-2	059-396-0061
菰野さくらい眼科	菰野町大字潤田835-1	059-340-5535
リハビリ整形外科Iクリニック	菰野町大字潤田1198-1	059-391-0555

（歯科医院）

秋山歯科	菰野町大字大強原3827	059-394-5252
アットホーム菰野歯科医院	菰野町大字宿野357イオンタウン菰野内	059-394-1182
伊藤歯科	菰野町大字田光2230	059-396-2255
いながき歯科	菰野町大字福村420-3	059-394-4618
潤田ファミリー歯科	菰野町大字潤田1203-1	059-394-4182
おぐら歯科医院	菰野町大字音羽659-1	059-391-0840
菰野きむら歯科	菰野町大字宿野100-1	059-340-4188
たつみの歯科クリニック	菰野町大字菰野986-7	059-393-1888
中道歯科医院	菰野町大羽根園松ヶ枝町6-1	059-393-1600
はやし歯科医院	菰野町大字菰野1717-1	059-391-1818
福村歯科	菰野町大字福村83-1	059-394-1011
やなせ小児歯科	菰野町大字池底原野1291-2	059-391-2488
山根歯科医院	菰野町大字菰野1422	059-393-2668

○自主防災組織

(令和6年4月1日現在)

1 婦人消防隊 (合計5隊 総員755人)

婦 人 消 防 隊	菰野地区婦人消防隊 (昭和43年4月21日結成	374人)
	鵜川原地区婦人消防隊 (昭和40年3月20日結成	74人)
	竹永地区婦人消防隊 (昭和58年6月1日結成	72人)
	朝上地区婦人消防隊 (昭和42年4月1日結成	123人)
	千種地区婦人消防隊 (昭和57年4月21日結成	123人)

2 自警団 (合計32団 総員681人)

菰 野 地 区 (計6団 総員231人)	神 菰 野 明 第 一 区 (	14人)
	菰 野 第 三 区 (	37人)
	菰 野 第 三 区 (	138人)
	宿 野 村 区 (	18人)
	福 野 村 区 (	10人)
	神 森 区 (	14人)
鵜 川 原 地 区 (計6団 総員75人)	大 強 原 区 (	14人)
	下 村 区 (	15人)
	川 北 区 (	15人)
	池 底 区 (	12人)
	吉 沢 区 (	10人)
	諏 訪 区 (	9人)
竹 永 地 区 (計2団 総員54人)	竹 成 区 (	17人)
	永 井 区 (	37人)
朝 上 地 区 (計10団 総員137人)	榊 園 区 (	13人)
	松 涛 園 区 (	13人)
	小 島 区 (	17人)
	田 口 新 田 区 (	19人)
	美 山 区 (	23人)
	田 口 区 (	9人)
	日 丘 区 (	21人)
	切 畑 区 (	5人)
	一 本 木 団 地 区 (	9人)
	青 葉 台 区 (	8人)
千 種 地 区 (計8団 総員179人)	千 草 区 (	20人)
	音 羽 区 (	10人)
	潤 田 区 (	34人)
	三 滝 園 区 (	40人)
	岡 区 (	9人)
	福 松 区 (	17人)
	奥 郷 区 (	10人)
	江 野 区 (	35人)

〔条 例 等〕

○菰野町防災会議条例

昭和37年12月25日

条例第24号

改正 昭和59年12月22日条例第33号

平成12年3月27日条例第8号

平成25年3月26日条例第19号

令和6年3月28日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、菰野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この条例において使用する用語の意義は、災害対策基本法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 菰野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は35人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 三重県の知事部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (3) 三重県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長が職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (8) 前各号に規定する者のほか町長が特に必要と認め委嘱する者

(議事等)

第4条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月22日条例第33号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第15号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○菰野町災害対策本部条例

昭和37年12月25日

条例第25号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、菰野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌握する。

（雑則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法施行細則（抄）

昭和40年三重県規則第11号

改正 令和5年6月13日 三重県規則第44号

災害救助法施行細則（昭和40年3月5日 三重県規則第11号）一部抜粋

別表 1（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別な事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1）避難所

- イ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。
- ロ 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、一人1日当たり340円以内とする。
- ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- ヘ 法第4条第1項第1号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

- （イ）建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

- (ロ) 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等とし、6,775,000円以内とする。
- (ハ) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。
- (ニ) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。
- (ホ) 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- (ヘ) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。
- (ト) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ 賃貸型応急住宅

- (イ) 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
- (ロ) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与しなければならない。
- (ハ) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- イ 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。
- ロ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、一人1日当たり1,230円以内とする。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 飲料水の供給

- イ 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ロ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

（イ） 被服、寝具及び身のまわり品

（ロ） 日用品

（ハ） 炊事用具及び食器

（ニ） 光熱材料

ハ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定する。

（イ） 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期	4月から 9月まで	19,200円	24,600円	36,500円	43,600円	55,200円	8,000円
冬期	10月から 3月まで	31,800円	41,000円	57,200円	66,900円	84,300円	11,600円

（ロ） 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯区分 季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏期	4月から 9月まで	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	2,700円
冬期	10月から 3月まで	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	3,700円

ニ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

（1） 医療

イ 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置する。

ロ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

- ハ 医療は、次の範囲内において行う。
 - (イ) 診療
 - (ロ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ハ) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (ニ) 病院又は診療所への収容
 - (ホ) 看護
 - ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
 - ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産
- イ 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行う。
 - ロ 助産は、次の範囲内において行う。
 - (イ) 分べんの介助
 - (ロ) 分べん前及び分べん後の処理
 - (ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。
 - ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 被災者の救出
- イ 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出することをいう。
 - ロ 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ハ 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 被災した住宅の応急修理
- イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - (イ) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。
 - (ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とすること。
 - (ハ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
 - ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
 - (イ) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

a bに掲げる世帯以外の世帯 706,000円

b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円

(ハ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）に完了すること。

7 生業に必要な資金の貸与

イ 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

ロ 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

ハ 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

(イ) 生業費 1件当たり30,000円

(ロ) 就職支度費 1件当たり15,000円

ニ 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付ける。

(イ) 貸与期間 2年以内

(ロ) 利子 無利子

ホ 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1か月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

イ 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学生（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

ロ 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

(イ) 教科書

(ロ) 文房具

(ハ) 通学用品

ハ 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。

(イ) 教科書代

小学校児童及び中学生生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、

又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(ロ) 文房具費及び通学用品費

小学校児童 一人当たり 4,800円

中学校生徒 一人当たり 5,000円

高等学校等生徒 一人当たり 5,600円

ニ 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

イ 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。

ロ 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって次の範囲内において行う。

(イ) 棺（附属品を含む。）

(ロ) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(ハ) 骨つぼ及び骨箱

ハ 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人219,100円以内、小人175,200円以内とする。

ニ 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

イ 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

イ 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

ロ 死体の処理は、次の範囲内において行う。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(ロ) 死体の一時保存

(ハ) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行う。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,500円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ハ) 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- イ 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- ロ 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たりの平均が138,700円以内とする。
- ハ 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
- イ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
- （イ）被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難
- （ロ）医療及び助産
- （ハ）被災者の救出
- （ニ）飲料水の供給
- （ホ）死体の搜索
- （ヘ）死体の処理
- （ト）救済用物資の整理配分
- ロ 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- ハ 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

○菰野町災害対策本部条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、菰野町災害対策本部条例（昭和37年条例第25号）第4条の規定に基づき、菰野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の円滑な運営及び迅速な災害対応に期するため必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の設置）

第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に町長が設置するものとする。

- （1）町内を含む地域に、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報のいずれかが発表されたとき。
- （2）町内に震度4の地震が発生したときで、町長が必要と認めるとき、又は町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。
- （3）その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生した又は予想されるときで、町長が必要と認めるとき。

（災害対策本部の廃止）

第3条 災害対策本部は、当該災害にかかる災害の予防及び応急対策が終了したときに廃止する。

(組織)

第4条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、町長とする。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長とする。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第1項に規定する会計管理者、消防組織法（昭和22年法律第226号）第20条第1項に規定する消防団長、菰野町議会事務局設置等に関する条例（昭和36年条例第16号）第2条に規定する事務局長、菰野町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第5号）第3条第2項に規定する課の長、菰野町課設置条例（平成13年条例第22号）第1条に規定する課の長、菰野町図書館条例（平成19年条例第20号）第3条に規定する図書館長、菰野町消防本部の組織に関する規則（昭和60年規則第5号）第3条第1項に規定する消防長その他本部長が必要と認める職員とする。

4 本部長が出張等の公務、事故等により登庁できない場合、その職務を代理する職員の順序は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第1順位 あらかじめ指定した副町長

(2) 第2順位 他の1人の副町長

(3) 第3順位以降 教育長

(4) 第4順位以降 総務課長、総務課安全安心対策室長、消防長の順位とする。

5 本部長以外の職務は、全て兼務することができる。

(各部の組織及び所掌事務)

第5条 各部の組織及び所掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 各部の部長は、本部長が本部員の中から指名する。

(本部員会議)

第6条 本部員による会議（以下「本部員会議」という。）は、主として次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 災害予防に関すること。

(2) 災害応急対策の実施の推進に関する事項

(3) その他本部長が必要と認めた事項

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員会議の進行は、総務課長が統括し、その庶務は、総務課で処理する。

(職員の配備)

第7条 災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

2 本部長は、災害対策本部を設置したときは、別表第2に定める配備体制により活動要員を配置する。

3 各部長は、活動要員として所属職員を班別に編成し、別表第3に定める配備要員の区分に応じた人員配置を行うものとする。

(機動班の設置)

第8条 災害対策本部は、発災直後の初動対応に迅速に対応するため、総務部に機動班を置く。

2 前条の規定にかかわらず、機動班に属する職員は、本部長が任命する。

(配備要員の変更等)

第9条 本部長は、災害の規模及び状況により、活動要員に不足を生じると認めたときは、特命により各部の配備要員の変更及び参集場所の変更を指示することができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月20日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規則第11号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日規則第16号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (令和2年2月14日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年4月8日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日規則第12号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月14日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

各部の組織及び所掌事務

部名	部に属する所属名	班名	所掌事務
総務部	総務課	総務班	1 本部（水防本部含む。）の運営及び管理に関すること。
	企画情報課		2 職員の招集及び配置に関すること。
	財務課		3 就労者及び車両、作業機械等の確保に関すること。
	（営繕管理室以外）		4 市町村間の相互応援協力に関すること。
	観光産業課		5 他の防災関係機関との連絡調整並びに自衛隊の派遣要請及び受入れに関すること。
	（観光商工推進室）		6 知事への被害状況の報告に関すること。
	議会事務局		7 通信機器の管理及び運用に関すること。
	各地区コミュニティ		8 避難指示等の発令に関すること。
	センター		9 警戒区域等の設定に関すること。
			10 輸送車両等の確保に関すること。

			11 緊急通行車両に関すること。 12 ライフライン施設の関係機関との連絡及び調整に関すること。 13 議会との連絡調整に関すること。
		機動班	1 被害情報の収集及び調査に関すること。 2 本部長が特に指示する事項に関すること。
		広報班	1 各種警報伝達及び災害状況の各種情報の広報に関すること。 2 各種機関への被害状況の報告に関すること。 3 災害時総合相談窓口の設置に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 災害情報の収集、取材及び記録に関すること。
		現地 連絡所班	1 担当地区における現地連絡所の開設及び運営に関すること。 2 担当地区における被害情報及び防災情報の収集並びに連絡に関すること。 3 担当地区における被災者への情報提供に関すること。
救援部	健康福祉課 子ども家庭課 税務課 住民課 コミュニティ振興課 会計課 環境課	救助物資班	1 食料の供給及び調達に関すること。 2 救援物資の受入れ及び配分支給に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 4 物資の調達に関すること。 5 義援品に関すること。 6 被災証明その他災害にかかる証明に関すること。
	都市整備課（まちづくり推進室） 財務課 （営繕管理室） 教育課 各保育園 各こども園 各幼稚園 各小学校 各中学校	救護班	1 疾病者の医療、助産等救護に関すること。 2 医師会等との連絡調整に関すること。 3 医療救護隊の編成及び派遣に関すること。 4 救護所の開設及び運営に関すること。 5 医薬品等資材の確保に関すること。 6 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること。 7 防疫措置に関すること。 8 保健衛生対策に関すること。
		避難所班	1 避難者の誘導に関すること。 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること。

	図書館		3 避難所の食料及び物資の供給計画に関すること。
		福祉 避難所班	1 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 2 地域ボランティア情報センターとの連絡調整に関すること。 3 現地ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。 4 町社会福祉協議会等への協力要請及び連絡調整に関すること。 5 避難行動要支援者（児童関係を除く。）への対応に関すること。
		環境班	1 ごみの処理に関すること。 2 ごみ処理施設の応急復旧に関すること。 3 し尿処理に関すること。 4 仮設トイレの設置に関すること。 5 死亡獣畜の処理に関すること。 6 遺体の搜索、収容、埋火等に関すること。
		住宅班	1 被災建築物・宅地応急危険度判定に関すること。 2 応急仮設住宅に関すること。 3 町営住宅の被害調査及び応急修理に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。
		出納班	1 災害経理に関すること。 2 義援金に関すること。
		教育班	1 園児・児童及び生徒の避難に関すること。 2 文教施設及び文化財施設の被害調査並びに応急措置に関すること。 3 応急教育実施に関すること。 4 臨時休校等の措置に関すること。 5 学用品等の調達及び配布に関すること。 6 給食の継続に関すること。 7 被災児童・生徒の保健管理に関すること。
復旧部	都市整備課 (まちづくり推進室 以外) 観光産業課	建設復旧班	1 公共土木施設等の応急復旧に関すること。 2 林野火災における安全対策に関すること。 3 河川管理施設等の応急措置に関すること。 4 農業用施設の応急復旧に関すること。

	(観光商工推進室 以外) 上下水道課		5 農作物、畜産及び林産物に対する応急措置に関するこ と。
		下水道班	1 下水道施設の管路被害調査及び応急復旧に関するこ と。
		上水道班	1 水道施設の管路被害調査及び応急復旧に関すること。 2 応急給水に関すること。
消防部	消防本部	消防指揮班	1 消防指揮所の開設及び運営に関すること。 2 消防広域応援部隊、緊急消防援助隊の派遣要請及び受 入れに関すること。
	消防署 消防団	消防警防班 消防団班	1 災害防衛及び救助並びに救急業務に関すること。 2 危険物等の損傷による災害防止に関すること。 3 土砂災害等危険箇所の監視及び警戒に関すること。 4 避難指示等の発令時の避難誘導等に関すること。

別表第2 (第7条関係)

配備体制及び時期

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	※ 相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うことができる体制(第1次体制)	1 町内を含む地域に次の警報のいずれかが発表されたとき。 (1) 暴風警報、暴風雪警報 (2) 大雨警報、大雪警報 (3) 洪水警報 2 町内に震度4の地震が発生したときで、町長が必要と認めるとき。
	※ 第1次体制だけでは対応が困難であると本部長が認めたときには、第2次体制をとる。	3 町内に震度5弱の地震が発生したとき。 4 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生したとき又は予想されるときで町長が必要と認めるとき。
非常体制	※ 甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、町の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制	1 町内に震度5強以上の地震が発生したとき。 2 地震による甚大な被害が発生又は予想される場合で、町長が必要と認めるとき。 3 町内に風水害その他異常な自然現象若しくは大規模な人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、町長が必要と認めるとき。

別表第3 (第7条関係)

配備要員

区 分		配備要員
警戒体制	第1次	本部長、副本部長、本部員及びあらかじめ定められた職員
	第2次	「第1次」体制の他、必要とする職員
非常体制		全職員

〔協 定〕

○応援協定等一覧（令和6年12月31日現在）

協 定 名	締 結 団 体 名	締結年月日
災害発生時における協力に関する協定	四日市西郵便局と菰野町内郵便局	平成29年9月29日
三重県水道災害広域応援協定書	県内全市町及び水道供給事業者	平成9年10月21日
三重県市町災害時応援協定	県内全市町	平成24年8月23日
三重県市町災害時応援協定実施細目	県内全市町	平成25年2月14日
三重県内消防相互応援協定	県内全市町及び消防組合	平成19年3月1日
三重県内消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書	桑名市、四日市市、鈴鹿市及び菰野町の消防本部	平成17年10月1日
火災時等における消防活動業務の協力に関する協定	町内事業所	随 時
三重県防災ヘリコプターに関する支援協定	県内全市町及び消防組合	令和3年4月1日
災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定書	菰野町上下水道指定業者協同組合	平成17年3月31日
災害時における救援物資提供に関する協定書	コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社	平成17年12月15日
新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書	新潟県三条市	平成23年7月8日
災害時における物資供給の協力に関する協定書	イオンビッグ、一号館、コメリ災害対策センター、スーパーサンシ、マックスバリュ東海、三重北農業協同組合及びピアゴ菰野店	平成23年11月2日
災害時における応急対策業務に関する協定書	菰野町内建設業者	随 時
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成23年11月15日
災害時における八風スポーツ公園の一時使用に関する協定書	田光区	平成23年12月1日
菰野町と四日市医師会との災害時における医療救護に関する協定書	公益社団法人 四日市医師会	平成28年4月21日
三重県菰野町と茨城県東海村との災害時における相互応援に関する協定書	茨城県東海村	平成24年1月25日

三重県災害等廃棄物処理応援協定書	三重県と三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合	平成16年10月29日
三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書（ごみ処理）	三重県と三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合	平成16年10月29日
三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書（し尿処理）	三重県と三重県内の市町、一部事務組合及び広域連合	平成17年3月1日
災害時における 福祉避難所に関する協定書	医療法人三愛、ジェイエイあいけあセンター、あさけ学園、菰野町社会福祉協議会、鈴鹿聖十字会、みずほ寮、湯の山介護老人保健施設、グループホームゆのやま、菰野陽気園	平成24年2月28日 平成27年8月26日
災害時支援協力に関する協定書	株式会社シー・ティー・ワイ	平成25年4月24日
コミュニティFM災害緊急放送に関する協定書	株式会社シー・ティー・ワイ	平成29年4月1日
災害時における支援協力に関する協定書	イオンタウン株式会社、イオンビッグ株式会社	平成25年11月13日
災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書	三重県菰野LPガス協議会	平成27年2月27日
災害時における水道施設の応急復旧作業時等の応援に関する協定書	菰野町管工事業協同組合	平成24年12月13日
菰野町と四日市歯科医師会との災害時における医療救護に関する協定書	一般社団法人 四日市歯科医師会	平成28年4月21日
菰野町と四日市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定書	一般社団法人 四日市薬剤師会	平成28年4月21日
災害時における協力に関する協定	三重県行政書士会	平成29年8月31日
指定緊急避難場所の指定に関する協定	株式会社マキテック	平成30年2月14日
災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定	三重県レッカー事業協同組合	平成30年12月26日
災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書	一般社団法人 日本非常食推進機構	令和元年6月27日
災害時における応急業務に関する協定書	公益社団法人 三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	令和元年7月16日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年8月5日
災害時における復旧支援協力に関する協定書	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	令和元年8月30日

災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書	三重県	平成23年7月1日
特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定	西日本電信電話株式会社	令和2年5月21日
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	セツカートン株式会社	令和2年8月28日
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書	ダイナパック株式会社	令和3年3月31日
災害時相互応援協定書	静岡県袋井市	令和3年3月25日
原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県袋井市	令和3年3月25日
災害時における動物救護活動に関する協定書	公益社団法人 三重県獣医師会三泗支部	令和4年1月27日
各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	令和4年3月9日
菰野町保育所等災害時における相互支援に関する協定書	社会福祉法人鈴鹿聖十字会 社会福祉法人森の風学舎 社会福祉法人明健福祉会	令和4年8月25日
災害時における広域避難等相互応援に関する協定	四日市市、朝日町、川越町、三重県	令和4年9月26日
災害時における支援協力に関する協定書	株式会社デンソートリム	令和5年9月29日
新名神高速道路における大規模滞留発生時の支援協力に関する覚書	中日本高速道路株式会社 名古屋支社桑名 保全・サービスセンター	令和6年5月30日
災害時の協力に関する協定書	三重県農業共済組合	令和6年11月29日
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和6年12月25日

○災害発生時における協力に関する協定

三重県菰野町（以下「甲」という。）と四日市西郵便局及び菰野町内郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）は、菰野町内に発生した地震等の災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、菰野町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した避難所の開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置、郵便局社員による郵便物の取集及び交付並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者名簿又は転居届等の配布及び回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令等に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 菰野町 総務課安全安心対策室長

乙 日本郵便株式会社 四日市西郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙で協議し決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第10条 平成9年9月5日に菰野町長と菰野郵便局長との間で締結した「災害支援協力に関する覚書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月29日

甲(住所) 三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙(住所) 四日市市智積町6227番地
日本郵便株式会社四日市西郵便局

(住所) 三重郡菰野町大字菰野1154番地3
日本郵便株式会社菰野郵便局

○三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、洪水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者(以下「市町村等」という。)が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を推進させるため、県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック(以下「ブロック」という。)に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等(以下「大災害」という。)の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部(以下「本部」という。)、三重県水

道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

（本部）

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援隊策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。

3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

（現地連絡本部）

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

（本部等の設置）

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、本部は、三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

3 本部は、環境安全部内に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

（連絡体制）

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、渇水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

（応援）

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。

3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。

4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。

5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（要請方法）

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに前条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。

3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

（応援の内容）

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び復旧用資機材の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
- (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
- (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有

する。

平成9年10月21日

○三重県市町災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町（以下「市町」という。）において災害が発生し、被災市町独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 県及び市町が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設などの応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応援応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町は、次に掲げる事項を明確にして、無線、電話等により県に要請し、その後速やかに要請に関する文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資、資機材の提供
物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項
- 2 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援要請を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 3 県は被災市町から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町に送付するものとする。
- 4 県は応援市町との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町に無線、電話等で伝達し、その後速やかに応援に関する文書を送付するものとする。
- 5 被災市町から県に応援要請するいとまがないときは、直接応援可能な市町に要請することができるものとし、その場合、事後速やかに県に報告するものとする。

- 6 応援市町は、前項までに規定する応援を行った場合は、速やかにその情報を県へ報告するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 県は、災害発生時において、通信の途絶等により被災市町の被災状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、できる限り、速やかに被災市町に職員を派遣し、その被災状況等について情報の収集を行うものとする。

- 2 県は、前項の情報収集に基づき、災害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、被災市町の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。
- 4 応援市町は、県による連絡調整を待たずに自主的に情報収集及び応援を行うことができるものとし、この場合、速やかにその情報を県に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

- 2 応援職員などが応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場所における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った県および市町の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、応援を受けた市町と応援を行った県及び市町が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町が賠償の責めを負う。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した災害賠償に要する費用については、応援を行った県及び市町の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町の負担額は、応援を行った県及び市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。
- 6 第4条第1項及び第4項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した県及び市町の負担とする。

(情報交換)

第6条 県および市町は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、相互応援のための連絡窓口等の必要な情報等を相互に交換するものとする。

- 2 前項の情報交換を行うため、原則として年1回以上、連絡会議を開催するよう努めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、県及び市町主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定の円滑な運用を諮るため、市町に対し支援、協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成24年8月23日から施行する。

(三重県市町村災害時応援協定の廃止)

2 三重県市町村災害時応援協定（平成12年9月1日締結）は廃止する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成24年8月23日

三 重 県

三重県市長会

三重県町村会

○三重県市町災害時応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、三重県市町災害時応援協定書（以下「協定書」という。）第10条第1項に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 協定書第6条の連絡窓口は、三重県地域防災計画添付資料によるものとする。

(ブロック体制)

第3条 協定書第3条及び第4条に基づく応援要請、連絡調整及び応援活動を迅速かつ確実に行うため、別表1に掲げるブロック体制の枠組みを原則とした複数ブロックにわたる広域応援を実施する。

2 被災市町への応援を円滑に実施するため、三重県地方災害対策部が各ブロック内の市町の連絡調整及び、三重県災害対策本部との連絡調整を行うこととする。

3 各ブロックにおいては、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より各市町、各ブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる支援体制を構築することに努める。

(応援要請の手続)

第4条 被災市町は別表1に掲げるブロックに所属する三重県地方災害対策部に対し、応援要請を行うものとする。

2 被災市町は三重県地方災害対策部が被災し連絡が取れない場合等には、三重県災害対策本部に対し、応援要請を行うものとする。

3 協定書第3条第1項に定める応援要請に用いる文書は別表2とする。

(応援実施の手続)

第5条 被災市町から応援要請を受けた三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかにブロック内の市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応

援を実施するものとする。

- 2 三重県地方災害対策部は、ブロック内の被害が甚大で、ブロック内の市町では応援活動が不可能な場合、及び不十分である場合、三重県災害対策本部へ他ブロックからの応援について要請するものとする。
- 3 三重県地方災害対策部から応援要請を受けた三重県災害対策本部は、三重県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに各ブロック間の連絡調整を行った上で、応援可能なブロックに所属する三重県地方災害対策部に応援を指示するものとする。
- 4 第3項の指示を受けた三重県地方災害対策部は、応援可能な市町へ応援を要請するとともに、三重県災害対策本部と連携の上、必要に応じて自ら応援を実施するものとする。
- 5 三重県地方災害対策部は、前項までに規定する応援要請及び応援活動を行った場合又は行う場合は、三重県災害対策本部へ報告するものとする。
- 6 前項までに規定する手続きに用いる文書は別表2とする。

(情報収集)

第6条 県は協定書第4条に定める情報収集に係る職員の派遣が不可能である場合には、ヘリコプターやその他効果的な情報収集手法を用いて情報収集に努めることとする。

- 2 県は情報収集によって知り得た情報は、必要に応じて被災市町及び他の市町へ速やかに伝達するものとする。

(情報交換)

第7条 協定書第6条第1項の規定に基づく必要な情報の交換は次のとおりとし、毎年4月1日現在の情報を取りまとめ、情報共有を行うものとする。

- (1) 第2条に規定する連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段
- (2) 備蓄物資、業者提携物資
- (3) 物資拠点及び輸送ルート
- (4) 避難所及び収容可能人数
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共通の情報として必要と認められる内容

(その他)

第8条 協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、三重県災害対策本部を所管する部署に事務局を設置し、第7条に規定する情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行うものとする。

- 2 前条までに規定する別表については、各市町の同意を得た上で必要に応じて変更できるものとし、変更後速やかに各市町へ報告するものとする。

平成25年2月14日

○三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定の経費負担に関する事項を除き適用しないものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

- 2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

- 2 その他、前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるところとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、授援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。
ただし、緊急の場合は直接行うことができる。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、授援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要なとなった修理費

ウ 賞じゅつ金等(当該対象となる者が属する市町等の条例に基づき算出した額とする。)

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等(応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。)ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

(2) 応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

(事務局)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができる。

(他の協定との関係)

第13条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

(代表消防機関)

第14条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附則

1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。

2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。

3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

○三重県内消防相互応援協定に基づく境界付近の応援に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は、桑名市、四日市市、鈴鹿市及び菰野町の各消防本部（以下「関係消防本部」という。）が、三重県内消防相互応援協定（平成10年7月1日締結）第3条2項に規定する境界付近の建物火災に対し、的確かつ迅速な防ぎよ活動を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（通報）

第2条 関係消防本部が別表に定める区域内で発生した建物火災を覚知したときは、その区域を応援する消防本部に通報するものとする。

（消防隊の派遣）

第3条 関係消防本部は、前条の通報を受けた場合（応援する区域内で発生した火災を事前に覚知した場合を含む。）は、特の理由がない限り、それぞれ火災現場に直近の消防隊1隊を派遣するものとする。

2 前項の場合において、消防隊が派遣できないときは、応援を要請した消防本部にその旨を通報するものとする。

（疑義）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度関係消防本部の消防長が協議して決めるものとする。

（活動要領）

第5条 この覚書に定めるもののほか活動要領は、別に定める。

（保管）

第6条 この覚書の締結を証するため、本書を4通作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

（効力期日）

附 則

この覚書は平成17年10月1日から効力を発生するものとする。

○火災時等における消防活動業務の協力に関する協定

菰野町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは火災時等における消防活動業務の支援に関し、次のとおり協定する。

（業務の内容）

第1条 この協定により乙が実施する業務は、甲が実施する菰野町内で発生した火災等の消火活動に際し、現場付近の消防水利だけでは必要水量の確保が困難な場合に、甲の要請により、乙の所有する水槽車等を活用して火災現場付近へ消火水等を運搬供給する作業、及びその他の消防活動の支援作業とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、日時及び場所を指定して、文書又は電話等の方法により、水の運搬車両及び人員（以下「水槽車等」という。）の出動を要請するものとする。

(業務等の実施)

第3条 乙は、前条の規定に基づき出動要請を受けたときは、所属従業員を指定された場所への出動を命じ、第1条の業務を実施するものとする。この場合、出動先における給水箇所及び搬送箇所について甲の指示に従うものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、出動したときは、直ちに出動責任者、出動時間、出動水槽車数等を甲に通知するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく業務の終了後、消防活動支援業務報告書（第1号様式）を提出するとともに、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第5条 第3条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 業務に従事した乙の従業員が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、要請業務に従事した事業所が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働保険により措置する。ただし、当該法令が適用されない場合は、菰野町消防団等公務災害補償条例（昭和42年2月8日条例第1号）の規定により補償するものとする。

(訓練の実施)

第7条 業務を円滑に推進するため、甲乙協議して訓練を実施するものとする。

(水槽車等の調査)

第8条 乙は、甲が実施する災害時における出動可能な水槽車等の調査に協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく消防活動業務の支援者としてふさわしくないと認めるときは、この協定を解除することができるものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月27日から適用する。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印のうえ、その1通を保有する。

「火災時等における消防活動業務の協力に関する協定」締結事業者一覧

	業者名	締結日
1	樋口石材株式会社	平成23年4月27日
2	株式会社リーテック	
3	株式会社東洋テックス	
4	株式会社東海建販	令和6年11月7日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地

菰野町

乙 三重県三重郡菰野町大字_____

○三重県防災ヘリコプターに関する支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に、三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合

2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するも

のとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

平成25年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター応援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書34通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

○災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定書

菰野町水道課（以下「甲」という。）と菰野町上下水道指定業者協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧作業及び応急給水作業（以下「応急復旧作業等」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生時において、甲が乙の応援を得て応急復旧作業等を行い、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

(応援要請)

第2条 甲は、災害の発生時において、応急復旧作業等の応援を乙に要請することができる。

2 乙は、必要があると認めるときは、乙が加入しておる三重県水道工事業協同組合連合会及び全国管工事業協同組合連合会に応援を要請することができる。

3 応援要請は、応援の内容、期間、必要な人員及び資機材等について、電話その他の方法により行う。

(応援)

第3条 乙は、前条の甲の応援要請を受けた時は、速やかに必要な人員（以下「応援隊」という。）、資機材等を整え、甲が行う応急復旧作業等に協力する。

2 応援隊の指揮は、甲が行う。

(費用負担)

第4条 応急復旧作業等の応援に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の精算は、甲の基準による。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

3 第1項の費用は、乙の請求に基づき、甲が乙に支払う。

(労働災害)

第5条 応援隊及びこの協定に基づく業務に従事する乙の職員の労働災害に係る補償は、それぞれの事業主の責において行う。

(応援要員等の報告)

第6条 乙は、応急復旧作業等の応援が可能な人員、資機材の保有状況等の把握に努め、あらかじめ甲に報告する。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成18年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲、乙双方から協定解除の申し出がない場合は、この協定は、さらに1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

○災害時における救援物資提供に関する協定書

三重県菰野町（以下「甲」と言う。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

(申請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出

がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成17年12月15日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 名古屋市東区砂田橋四丁目1-47
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社

○新潟県三条市と三重県菰野町との 災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と三重県菰野町（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設、設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(応急物資等の輸送)

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援を受けた側が負担するものとし、これにより難しいときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年7月8日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三 条 市

乙 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰 野 町

○災害時における物資供給の協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、菰野町内又は菰野町が締結する災害時における相互応援協定市町村において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における次に掲げる場合において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（1）菰野町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（2）菰野町以外の災害救援のため、甲が災害時における相互応援協定市町村から物資の調達斡旋を要請されたとき又は救援の必要が認められるとき

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

ただし、第1条第1項第2号の場合は、この限りでない。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とするときには、甲は乙に対して調達が可能な物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月2日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 名古屋市中村区名駅5丁目2番1
イオンビッグ株式会社

三重県四日市市日永3丁目4番1号
株式会社 一号館

新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター

三重県四日市市河原田町1301番地
スーパーサンシ株式会社

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1
マックスバリュ東海株式会社

三重県四日市市鵜の森1丁目5番19号
三重北農業協同組合

三重県三重郡菰野町大字竹成字高原3998番地の7
ユニー株式会社ピアゴ菰野店

別表（第4条関係）

物資一覧表

食品	弁当、おにぎり、パン、菓子パン、即席カップ麺、即席カップライス、カップ味噌汁、レトルト食品、アルファ米、缶詰、ビスケット、サバイバルフード
飲料	お茶（ペットボトル、缶、紙パック）、ナチュラルミネラルウォーター
寝具	毛布、タオルケット
衣類	肌着、靴下、防寒具
日用品	小児用紙おむつ、大人用紙おむつ、生理用品、哺乳びん、粉ミルク、離乳食
	フェイスタオル、歯磨きセット（ブラシ、歯磨き粉）、髭剃り、シャンプー、石鹸
	ティッシュペーパー（ボックス）、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ（ポケットサイズ）、トイレットペーパー
	使い捨てカイロ、蚊取り線香
	ビニールかさ、ポケットレインコート
	ほうき、ぞうきん、ちりとり、スポンジ、ポリバケツ、タワシ、洗濯用合成洗剤、台所用合成洗剤、住宅用合成洗剤、ごみ袋（家庭用、可燃／不燃／資源）
	ガーゼマスク、軍手、炊事用ゴム手袋、ビニールひも、梱包用粘着テープ、ろうそく、使い捨てライター
	懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話充電器、乾電池
	なべ、やかん、カセットコンロ、カセットボンベ
	割り箸、プラスチックフォーク、プラスチックスプーン
	紙皿、紙コップ、アルミホイール、食品用包装ラップフィルム
作業用品等	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、ゴム手袋、皮手袋、土のう袋、スコップ、一輪車、ホースリール、デッキブラシ、水モップ
水関係	ポリタンク（水タンク）
暖房機器等	大型石油ストーブ、扇風機、投光器、
トイレ関係等	緊急ミニトイレ
燃料等	ガソリン、軽油、灯油、木炭等

※第4条関係の調達物資は、事業者により該当品目が異なります

○災害時における応急対策業務に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画に基づき、災害時における町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活の安全の確保に必要な応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36 年法律第223 号）第2条第1号に規定する災害で、甲が菰野町地域防災計画に基づき、菰野町災害対策本部又は菰野町災害警戒本部を設置したものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）住居等の建築物の崩壊等に伴う人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去作業
- （3）甲が行う水防作業と連携する水害防御のための応急措置作業
- （4）甲が管理する道路、河川等の施設の機能確保等のための緊急を要する応急復旧作業
- （5）緊急を要する建設資機材又は労力（以下「建設資機材等」という。）の調達及び輸送
- （6）その他甲が必要と認める応急作業

（応急対策業務の協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施について乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し次に掲げる事項を記載した「菰野町災害時応急対策業務要請書」（第1号様式。以下「要請書」という。）により協力を要請するものとする。ただし、特に急を要する場合又は要請書による要請が困難な場合は、電話その他の方法により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所及び実施場所の状況
- （2）応急対策業務の内容
- （3）建設資機材等が必要な場合その内訳
- （4）その他必要な事項

（応急対策業務の実施）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第6条 乙は、前条に基づく応急対策業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「菰野町災害時応急対策業務報告書」（第2号様式。以下「報告書」という。）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

- （1）応急対策業務の実施場所及び期間

- (2) 応急対策業務の内容
- (3) 応急対策業務に従事した者の氏名
- (4) 応急対策業務に建設資機材等を使用した場合その内訳
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 乙の応急対策業務の実施に要する経費は、甲が負担する。

- 2 前項の規定に基づき甲が負担する経費の算出については、前条により乙から提出された報告内容を確認し、甲が採用する積算基準等に基づき、甲乙の協議により行うこととする。

(損害補償)

第8条 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、その業務のため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における従事者又は従事者の遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、同法が適用されない場合は、菰野町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年条例第1号）により行うものとする。

(協力体制)

第9条 この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、乙は、この協定の締結に際し次に掲げる資料を整え、甲に提出するものとする。ただし、乙が、菰野町が定める「登録を希望する技術職員名簿提出要項」に基づく「登録を希望する技術職員名簿」を提出している場合には、第2号に掲げる資料について、甲は、「登録を希望する技術職員名簿」を用いることとする。

- (1) 連絡体制（連絡担当者、休日夜間連絡先等）
- (2) 技術職員名簿（土木施工管理技士等）
- (3) 保有建設資機材等（建設機械、建設機械運転有資格者等）

- 2 乙は、毎年4月当初の時点で、前項に基づく提出資料の記載内容に変更が生じた場合には、変更後の資料を甲に提出するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、提出資料の記載内容に変更が生じ、甲が必要と認めた場合は、乙は変更後の資料を甲に提出しなければならない。

(防災訓練への参加)

第10条 この協定の実効性を確保するために、甲は、乙に対し甲が主催する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき、又は乙がこの協定に基づく応急対策業務の協力者としてふさわしくないと認めるときは、前条の期間に関わらず、この協定を解除することができるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

年 月 日

「災害時における応急対策業務に関する協定」締結事業者一覧

	業者名		業者名
1	(株)SKWコンストラクション菰野本部	24	諸岡建設(株)
2	朝明鋁業(株)	25	(株)元貴工業
3	アトラス建設(株)	26	山川設備工業(有)
4	(株)池田舗道	27	山口土建
5	(株)院南組	28	山崎組
6	(有)内田設備	29	(有)友志総業
7	(株)大橋	30	(株)吉原設備
8	音羽電気(株)	31	(株)リョーケン
9	小林建設 (株)	32	谷土木管工
10	佐藤設備工業(株)	33	高橋建設(有)
11	(株)北岡組	34	(株)エステック
12	(株)シンコーワ三重営業所	35	(有)泉斗工業
13	辻木材(株)	36	エムテック
14	(株)八幡建設	37	(株)龍美工業
15	(有)杜共工業	38	(株)左馬ノ助
16	(株)藤工務店	39	(有)マスタ重工
17	(株)フジ住建	40	(株)田畑建設
18	(有)藤田水道板金	41	(株) t a k a c
19	(株)平成コンテック	42	(株)内田工業所
20	(株)丸鉄組	43	(有)エース
21	(株)三重造園	44	(株)真光組
22	(有)双見工業	45	(株)八建興業
23	南川建材	46	光真建設(株)

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県三重郡菰野町 _____

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、菰野町長（以下「町長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び町長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び町長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 菰野町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 菰野町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は町長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び町長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、町長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から町長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び町長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び町長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び町長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び町長が各1通を保有する。

平成23年11月15日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局

三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

○災害時における八風スポーツ公園の一時使用に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と田光区（以下「乙」という。）は、災害時における八風スポーツ公園（以下「スポーツ公園」という。）の一時使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策上、自衛

隊の出動が必要とする場合、乙の所有するスポーツ公園を自衛隊の集結地及び宿营地（以下「自衛隊集結地等」という。）として一時使用するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、菰野町及び菰野町周辺市町において多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

（1）大規模地震災害

（2）大規模風水害震災

（3）その他前2号に準じる大規模な災害及び政府より激甚災害に指定された災害。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対してスポーツ公園の一時使用の協力を要請するときは、使用期間等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項に掲げる支援協力の要請があったときは、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（現状復帰）

第4条 甲は、スポーツ公園を使用し、その用を終えたとき、その施設を速やかに現状に復するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づくスポーツ公園の使用料は、無償とする。ただし、水道、電気等の費用等施設使用に伴う経費は甲が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発生し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（雑則）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年12月1日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県菰野町大字田光字城山2066番地
菰野町田光区

○菰野町と四日市医師会との災害時における医療救護に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と公益社団法人四日市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時に

における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護計画の内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

(医療救護班の派遣)

第3条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲からの要請を受けた場合は、乙の会員等からなる医療救護班を編成し、第5条に定める救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書、電話等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 出動を要する人数及び医薬品、資器材等
- (4) その他必要な事項

(輸送)

第4条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により、次条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への輸送は、甲が行うものとする。

(救護所)

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じ、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の収容医療施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

(医療救護班の業務)

第6条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関への転送の要否及び転送の順位の決定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死亡の確認
- (4) その他状況に応じた処置

(連絡調整)

第7条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は、甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第9条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 乙の会員が開設し、又は管理する医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イ、ウに定める経費及び光熱水費等の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年菰野町条例第32号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(連携)

第14条 甲は乙の協力のもと、一般社団法人四日市歯科医師会及び一般社団法人四日市薬剤師会と連携し、円滑な医療救護活動を実施するものとする。

(細則)

第15条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定の期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年4月21日

甲 三重郡菰野町大字潤田1250番
菰野町

乙 四日市市西新地 1 4 番 2 0 号

公益社団法人 四日市医師会

○菰野町と東海村との災害時における相互応援に関する協定書

三重県三重郡菰野町（以下「甲」という。）と茨城県那珂郡東海村（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、自然災害等による大規模な被害が発生した場合において、応急対策等の相互の応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）避難が必要な被災者の受入れ
- （6）町村役場の機能確保のために必要な施設、設備の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援の種類
- （3）応援の具体的な内容及び必要量
- （4）応援を希望する期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を行うよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応援物資等の輸送）

第5条 応援物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側（以下「応援町村」という。）が行うものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援を受けた側（以下「要請町村」という。）が負担するものとし、これにより難しいときは、甲乙協議して定めるものとする。

（損害補償等）

第7条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援町村が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請町村が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援町村が、その賠償の責めを負うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても、また、同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月25日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰 野 町

乙 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号
東 海 村

○三重県災害等廃棄物処理応援協定書

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

(広域応援体制の組織)

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施

できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項
(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。
平成16年10月29日

○三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする

る。

第1条 応援市町村のごみ処理に要する経費は、1トン当たり10,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成16年10月29日

○災害時における福祉避難所に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における寝たきり等の高齢者や重度身体障害者等（以下「被災者」という。）の避難所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定書は、菰野町地域防災計画等に基づき、甲が行う避難所の開設に対し、乙の協力に關して必要な事項を定めるものとする。

（施設の利用）

第2条 甲は、避難所を開設する必要があると判断した場合は、乙に対して施設の利用を要請することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りでない。

2 前項の要請は、甲が乙に対し文書（様式第1号）または口頭で行うものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず自主的に被災者の収容を行う場合は、直ちに甲に報告する。

（役 割）

第3条 乙は、甲から避難所の開設要請を受けた場合は、甲と協議して決定した受け入れ枠の範囲において、被災者の収容を行うものとする。

2 乙は、施設内への避難者の誘導や安全確保等に努めるものとする。

（費用の負担）

第4条 乙が甲の要請に基づき被災者を収容した場合は、次の基準により算出した費用額を甲に請求し、甲は、これに基づき支払うものとする。

（1） 介護保険法及び障害者自立支援法等による短期入所生活介護等単価

（2） 介護要員としてホームヘルパーやボランティアを受け入れた場合は、その業務内容に応じた調整した単価

（3） 収容に際し必要となる福祉用具等を貸与した場合は、その基準額

2 乙が被災者を収容するために必要となる物品は、甲の責任において調達するものとする。

（施設の閉鎖）

第5条 避難所としての利用を閉鎖する場合は、甲は乙に対し文書（様式第2号）をもって通知する。

（協 議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日とし、以後は4月1日より翌年

3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲、乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 2月28日

甲 菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県三重郡菰野町菰野1227-1
社会福祉法人 菰野町社会福祉協議会

三重県三重郡菰野町大字千草字東江野7045番地の73
医療法人 尚徳会 湯の山介護老人保健施設

三重県三重郡菰野町大字菰野字火除野5833の1
三重県三重郡老人福祉施設組合

三重県三重郡菰野町大字宿野1433番地の74
社会福祉法人 鈴鹿聖十字会

三重県三重郡菰野町大字宿野字神明田432番地
医療法人 三 愛

三重県三重郡菰野町大字田光字宮川原4821番地
株式会社 ジェイエイあいけあセンター

三重県三重郡菰野町大字杉谷1573
社会福祉法人 檜の里 あさけ学園

三重県三重郡菰野町大字千草西江野7054-814
グループホーム ゆのやま

平成27年8月26日

三重県三重郡菰野町大字杉谷1572番地1
社会福祉法人 菰野陽気園

○災害時支援協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と株式会社シー・ティー・ワイ（以下「乙」という。）とは、災害時の支援協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、菰野町域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、甲は乙の設備を利用して、災害に関する情報を町民に正確かつ迅速に伝達するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の方法）

第2条 支援協力の方法は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 乙の放送する地上デジタル放送12chによる緊急放送
- （2） 乙の設備による通信サービスのうち、Wi-Fi（無線回線）を使用したインターネットサービス（以下「CTY Wi-Fi」という。）の無料開放

（緊急放送の実施）

第3条 甲は、次の各号に掲げるもののうち必要と認める場合は、緊急放送の実施を乙に要請するものとする。

- （1） 大規模火災
- （2） 震度4以上の地震
- （3） 各種気象警報が発表されたもの
- （4） その他突発的な災害、又は災害の発生のおそれがあるもの

2 乙は、前項の要請に基づき、乙が放送する地上デジタル放送12chにおいて、緊急放送を実施するものとする。ただし、不測の事故等により放送ができない場合については、この限りではない。

3 緊急放送の内容は、次の各号に掲げる中から、甲が決定するものとする。

- （1） 災害の概要
- （2） 避難勧告等の情報
- （3） 災害による被害の情報
- （4） ライフラインに関する情報
- （5） 災害救助、災害支援の状況
- （6） その他災害に関する情報

（緊急放送の方式等）

第4条 緊急放送の方式は、次の各号に掲げるもののうち、甲、乙協議して決定するものとする。

- （1） 通常放送画面を縮小し、L字型に空いたスペースに文字で災害情報を流すデータ放送（以下「データ放送」という。）
- （2） 乙の放送エリアに、乙独自の放送に併せ、甲が提供する災害情報をスタジオから放送するスタジオ放送

2 データ放送については、災害情報を甲がWeb上から直接遠隔入力するものとする。

- 3 放送方式について、甲、乙が協議する暇がない場合、データ放送に限り、甲から乙への通知をもって協議に代えることができるものとする。

(緊急放送の時間帯)

第5条 緊急放送の時間帯は、原則として次の表に掲げる時間帯とする。

区 分	データ放送	スタジオ放送
月曜日から金曜日まで	全 日	午前7時から翌午前1時まで
土曜日及び日曜日		午前8時から翌午前1時まで

- 2 前項以外の時間帯に放送する必要があると甲、乙いずれかが判断した場合には、緊急に協議を行い、緊急放送の時間帯を決定するものとする。

(インターネット無料提供の実施)

第6条 乙は、災害が発生した際、甲と協議の上、次の表に掲げる施設において、C T Y W i - F i を通じて、避難者または施設利用者に対し、インターネット無料提供を行うものとする。

施設名	所在地
菰野町役場	三重郡菰野町潤田1250
菰野町保健福祉センターけやき	三重郡菰野町潤田1281
菰野町図書館	三重郡菰野町潤田1250
菰野町体育センター	三重郡菰野町福村871-3
朝上地区コミュニティセンター	三重郡菰野町田光4291
鶴川原地区コミュニティセンター	三重郡菰野町下村1840
竹永地区コミュニティセンター	三重郡菰野町竹成4436
菰野地区コミュニティセンター	三重郡菰野町菰野1418
菰野町農村環境改善センター	三重郡菰野町潤田4418

(費用負担)

第7条 乙は、緊急放送の送信に係る設備使用料、人件費等一切の費用を甲に請求しないものとする。

ただし、第5条第1項に定める時間帯以外での実施に要する費用や通常想定することのできない費用が発生した場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

- 2 乙は、緊急放送の実施により、予定していた広告やP R番組が放送できない場合、費用等の問題も含め、乙の責任において解決を図るものとする。

(適用除外)

第8条 乙が独自に放送する緊急の災害関係の放送は、この定めによるところではない。

- 2 甲は、災害時、電気・電波等の使用が逼迫し、公共施設の電気・電波等の使用に制限を設ける必要があると判断した場合、乙に断りなく、C T Y W i - F i 設備の電源を切断できるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(既存の協定の終了)

第10条 この協定の締結に伴い、平成24年2月29日付けにて甲と乙との間で締結した「災害緊急放送に関する協定」を終了する。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定成立の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 4月24日

甲 三重郡菰野町大字潤田1250番
菰野町

乙 四日市市本町8番2号
株式会社 シー・ティー・ワイ

○コミュニティFM災害緊急放送に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と株式会社シー・ティー・ワイ（以下「乙」という。）とは、菰野町コミュニティFM災害緊急放送（以下、「本放送」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、菰野町域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲は乙の放送設備を利用して災害に関する緊急放送（以下「災害緊急放送」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(遵守)

第2条 甲及び乙は、互いに菰野町地域防災計画の趣旨を尊重し、町民の生活の安定に寄与するため、迅速で正確な災害情報を提供するように努めるものとする。

(本放送の実施)

第3条 本放送は、乙が予定する放送番組に優先して行うものとする。

2 本放送は、別に定める菰野町コミュニティFM災害緊急放送要領に基づき行うものとする。

(費用負担)

第4条 乙は、放送設備の使用料、本放送の実施に伴う乙の人件費その他本放送に要する一切の費用を請求しないものとする。ただし、本放送の時間が長時間になる場合等は、甲と乙が協議するものとする。

2 本放送の実施により同時刻に予定していた広告が放送できなかったときは、乙は、自己の責任と負担において、その解決を図るものとする。

(協議)

第5条 本放送の実施において、この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

2 協定期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙から何らの異議申し立てのない場合は、協定期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県四日市市本町8番2号
株式会社シー・ティー・ワイ

○災害時における支援協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）及びイオンビッグ株式会社（以下「丙」という。）は、菰野町内又は菰野町が締結する災害時における相互応援協定市町村において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における支援協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、甲が乙及び丙の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑に避難場所の確保及び物資の供給等を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 本協定の対象とする災害時とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) その他前2号に準ずる大規模な災害等

(災害時提供場所)

第3条 乙が災害時において、甲に提供する避難場所（以下「提供避難場所」）は、次のとおりとする。

名称 イオンタウン菰野 駐車場の一部

位置 三重県三重郡菰野町大字宿野字神明田 3 6 7 番地

(協力要請)

第4条 甲は、災害時において、乙に対して前条に揚げる駐車場の一部を提供避難場所として使用すること、丙に対して食料、生活物資等の供給を要請することができる。

2 乙は、前項に揚げる要請を受けたときは、提供避難場所及び水道、トイレを一時使用させるものとし、災害対策車両等の待機場所として一時使用させるものとする。

3 甲は、提供避難場所を乙の自衛消防活動及び事業運営を阻害しない範囲において使用する。

4 丙は、第1項に揚げる要請を受けたときは、甲に対して平成23年11月2日付で甲と丙が締結した「災害時における物資供給等の協力に関する協定書」(以下「災害時協定書」という。)に基づき食料、生活物資等を供給する。

5 甲から乙への要請は、文書または口頭で行うものとし、甲から丙への要請は、災害時協定書に基づき行うものとする。

(使用期間)

第5条 前条第1項及び第2項に基づき提供避難場所を一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行ったときから概ね1週間とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(運営)

第6条 乙は、提供避難場所を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の災害対策本部構成員を提供避難場所へ派遣するよう甲に要請することができる。

(費用の負担)

第7条 乙が本協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該提供避難場所を甲に使用させたことに關し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する正当な理由による場合においては、甲が負担するものとし、乙は、当該損害の復旧が完了したことを確認した後、これを甲に請求することができる。

3 丙が本協定に基づく協力により要した費用は、災害時協定に基づき甲が負担する。

(変更及び廃止)

第8条 乙は、提供避難場所の名称若しくは位置を変更し、または閉店等、提供避難場所の機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

(情報交換等)

第9条 甲、乙及び丙は、本協定の円滑かつ効果的な運用を図るため平常時から相互の連絡体制等の情報共有を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに甲、乙または丙から何ら意思表示がないときは、本協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月13日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田 1 2 5 0 番地
菰野町

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンタウン株式会社

丙 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 2 5 番 1 号
イオンビッグ株式会社

○災害時における L P ガス等の調達に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と三重県菰野 L P ガス協議会（以下「乙」という。）とは、一般社団法人三重県 L P ガス協会と三重県が平成 25 年 4 月 1 日締結した「災害時における L P ガスの供給に関する協定」第 1 条第 2 項に基づき、菰野町に地震、風水害その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用 L P ガス等の調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時における緊急用 L P ガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第 2 条 災害時に必要な L P ガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

（L P ガスの範囲）

第 3 条 この協定の対象となる緊急用 L P ガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等 L P ガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要綱）

第 4 条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用 L P ガスの供給を要請することができるものとする。

（１） 甲において災害が発生し、甲の自治会等から L P ガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自ら調達の必要を認めたとき

（２） 甲以外の市町の災害に関し、甲を経由し国又は三重県から L P ガス調達の斡旋を求められたとき

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第 5 条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は、緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の処置に要した費用（器具設置、接続を含む）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払に責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事したものが、その責に帰する事ができない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、災害対策基本法第84条又は災害救助法第29条の規定に基づき、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険が適用されない場合は、菰野町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年2月8日条例第1号）を準用して行うものとする。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成27年4月1日から効力を有するものとし、この協定の有効期間は、その効力が発生する日から1カ年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに甲乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1カ年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 2月27日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰 野 町

乙 三重県三重郡菰野町菰野4180番地
三重県菰野LPガス協議会

○災害時における水道施設の応急復旧作業等の応援に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と菰野町管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧作業及び応急給水作業（以下「応急復旧作業等」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生時において、甲が乙の応援を得て応急復旧作業等を行い、早期に給水機能の回復を図ることを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害の発生時において、応急復旧作業等の応援を乙に要請することができる。

応援要請は、応援の内容、期間、必要な人員及び資機材等について、電話その他の方法により行う。

（応援）

第3条 乙は、前条の甲の応援要請を受けた時は、速やかに必要な人員（以下「応援隊」という。）、資機材等を整え、甲が行う応急復旧作業等に協力する。

2 応援隊の指揮は、甲が行う。

（費用負担）

第4条 応急復旧作業等の応援に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の精算は、甲の基準による。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

3 第1項の費用は、乙の請求に基づき、甲が乙に支払う。

（労働災害）

第5条 応援隊及びこの協定に基づく業務に従事する乙の職員の労働災害に係る補償は、それぞれの事業主の責において行う。

（応援要員等の報告）

第6条 乙は、応急復旧作業等の応援が可能な人員、資機材の保有状況等の把握に努め、あらかじめ甲に報告する。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲、乙双方から協定解除の申し出がない場合は、この協定は、さらに1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年12月13日

(甲) 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

(乙) 三重県三重郡菰野町大字吉沢440番地
菰野町管工事業協同組合
理事長

○菰野町と四日市歯科医師会との 災害時における医療救護に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と一般社団法人四日市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（災害医療救護マニュアルの策定及び提出）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護マニュアルを策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護マニュアルの内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに乙に所属する歯科医師等を第5条に定める救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書、電話等により行うものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣人員
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要な事項

（輸送）

第4条 歯科医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関、乙の会員の所有する車両等により、次条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所へ行くものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じ、現地に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の収容医療

施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

(歯科医療救護班の業務)

第6条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療、衛生指導

(連絡調整)

第7条 歯科医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として乙が可能な範囲で携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は、甲が調達する。

2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

第9条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 乙の会員が開設し、又は管理する医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 歯科医療救護班の派遣に伴う経費

ア 歯科医療救護班の派遣に要する費用弁償

イ 歯科医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の実費弁償

ウ 歯科医療救護班が携行した医薬材料等が滅失損傷した場合の実費弁償

エ 歯科医療救護班が交通機関を利用した場合の実費弁償

(2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イに定める経費及び光熱水費等の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年菰野町条例第32号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合、甲は責任をもってその処理にあたり、乙又は当該医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第13条 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(連携)

第14条 乙は、公益社団法人四日市医師会、一般社団法人四日市薬剤師会及び甲と協力し、円滑な医

療救護活動を実施するものとする

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月21日

甲 三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 四日市市本町9番12号
一般社団法人 四日市歯科医師会

○菰野町と四日市薬剤師会との災害時における医療救護に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と一般社団法人四日市薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(災害医療救護マニュアルの策定及び提出)

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護マニュアルを策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護マニュアルの内容を変更したときは、速やかに変更事項を甲に提出するものとする。

(薬剤師の派遣)

第3条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに乙に所属する薬剤師を第5条に定める救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し薬剤師の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書、電話等により行うものとする。

(1) 災害発生の日時及び場所

(2) 災害の原因及び状況

- (3) 派遣人員
 - (4) 派遣場所
 - (5) その他必要な事項
- (輸送)

第4条 薬剤師は、原則としてタクシー等の交通機関、乙の所有する車両等により、次条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集結場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で救護所へ行くものとする。

(救護所)

第5条 甲は、災害の状況により必要に応じ、現地に救護所を設置する。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、被災地周辺の収容医療施設に、乙及び乙の会員の協力を得て救護所を設置することができる。

(薬剤師の業務)

第6条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 避難所における公衆衛生の管理

(連絡調整)

第7条 薬剤師の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙が指定した者が協議して行うものとする。

(医薬品等)

第8条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合は、甲が調達する。

- 2 救護所等での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(調剤費)

第9条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

- (1) 薬剤師の派遣に伴う経費
 - ア 薬剤師の派遣に要する費用弁償
 - イ 薬剤師が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品の実費弁償
 - ウ 薬剤師の派遣に際し交通機関を利用した場合の実費弁償
- (2) 第5条第2項の定めにより、収容医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により収容医療施設に損傷が生じたときの修繕費、前号ア、イに定める経費及び光熱水費等の実費弁償

(災害補償)

第11条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間、及び救護所との往復の途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年菰野町条例第32号）」に準じ災害補償を行うものとする。

(災害救助法との関係)

第12条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救

助法の定めるところによる。

(連携)

第13条 乙は、公益社団法人医師会、一般社団法人歯科医師会及び甲と協力し、円滑な医療救護活動を実施するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙のいずれかから何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年4月21日

甲 三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 四日市市本町9番8号
一般社団法人 四日市薬剤師会

○災害時における協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

(対象災害)

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(業務範囲)

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務

を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の設置
- (2) 甲への乙の会員派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

(対応体制の整備等)

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

(訓練協力)

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

(費用負担)

第6条 第3条第1号に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条第2号及び第3号に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期間にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成29年8月31日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田 1 2 5 0 番地
菰野町

乙 三重県津市広明町 3 2 8 番地
三重県行政書士会

○指定緊急避難場所の指定に関する協定

菰野町（以下「甲」という。）と株式会社マキテック（以下「乙」という。）は、菰野町内に大規模な地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、円滑かつ迅速な避難のために使用する指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）の指定に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が乙の管理する施設の一部を避難場所として指定し、災害時に避難者の使用に供することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難場所として使用できる施設等の周知）

第 2 条 甲は、乙の管理する避難場所として使用できる施設等を有効的に活用するために、町民への周知等必要な措置を講じるものとする。

（使用施設）

第 3 条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を避難場所として避難者に使用させるものとする。ただし、乙が被災したときは、この限りではない。

施設名称	株式会社マキテック三重工場
所在地	三重県三重郡菰野町大字千草 4 6 3 3 番地 9
所有者	株式会社マキテック
構造	鉄筋コンクリート構造
建築年	平成 2 年

（使用範囲）

第 4 条 乙が避難場所として使用させる範囲は、以下のとおりとする。

避難場所	4 F 食堂及び会議室
使用床面積	2 6 2 m ²
収容人員	8 7 名

（避難場所の開設）

第 5 条 甲は、災害が発生し、必要が生じた場合は、乙に対して第 3 条の施設を避難場所として開設するよう要請することができる。

2 前項の要請は、文書又は口頭により行うものとする。

- 3 乙は、前項の方法による要請が無い場合でも、菰野町内に震度5弱以上の地震が発生した場合又は避難者が避難してきた場合は、甲からの要請があったものとみなして自主的に避難場所を開設するものとし、その旨を甲に連絡する。

(連絡先の報告)

第6条 乙は、前条の要請を受けるための人員を確保し、その連絡先を甲に書面により報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(避難者の誘導)

第7条 乙は、避難者に対し施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(避難場所の管理運営)

第8条 避難場所の管理運営は、乙が可能な範囲で実施するものとする。

(費用負担)

第9条 本件施設の避難場所としての使用料は、無料とする。

- 2 本件施設を避難場所として使用したことにより生じた費用については、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議して決定するものとする。

(開設期間)

第10条 避難場所の開設期間は、すべての避難者が帰宅又は他の指定避難所若しくは他の避難場所へ移動するまでの間とする。なお、甲は、乙が早期に通常業務を再開できるよう配慮し、当該避難場所の早期解消に努めるものとする。

(使用中の事故に対する責任)

第11条 乙は、避難者が故意又は重大な過失により乙の施設、備品等に損害を与えた場合は、当該避難者に対して損害賠償請求を行うものとする。

- 2 乙は、避難場所の使用に際して発生した施設内での避難者の事故等に対する責任を負わないものとする。

(搬送機器の貸出し)

第12条 乙は、災害時に甲から要請があった場合は、乙が所有するロールボックスパレット等の搬送機器を貸し出すものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月14日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 愛知県名古屋市熱田区旗屋一丁目9番21号
株式会社マキテック

○災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

菰野町（以下「甲」という。）と三重県レッカー事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時等における被災者の救助、障害物の除去等に関する応急対策業務の協力に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、菰野町内において地震、風水害、大規模火災その他の原因による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙の所属組合員が所有するレッカー車両を使用し、被災者の救助や応急対策業務として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）の要請に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通行を確保するために乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して車両等の除去について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の事項を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害発生の日時、場所及び災害の状況
- （2）通行妨害車両の場所、路線名及び種別、台数等
- （3）現場責任者の職及び氏名
- （4）連絡方法その他の必要な事項

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、所属組合員が所有する車両、装備等の範囲内

で可能な限り車両等排除業務を実施するものとする。

- 2 前項の規定による車両等排除業務を行う乙の組合員及び当該業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、前条第2項の規定により甲が指定する災害発生地での現場責任者の指示に従い車両等排除業務を実施するものとする。

（費用負担）

第4条 本協定で定める活動に要する経費については、乙の負担とする。

（災害補償）

第5条 車両等排除業務の実施に際して、交通事故その他やむを得ない事由により乙の組合員及び従事者が損害を受けた場合は、乙及び乙の組合員又は従事者が加入する公的な災害補償又は損害保険、事故等の原因となった第三者からの損害補償（以下「公的補償等」という。）の適用を原則とする。ただし、その責に帰することができない事由により、乙の組合員及び従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

（除去対象車両等の破損の補償）

第6条 車両等排除業務に従事した者が、除去の対象となる車両その他の物件を破損した場合又は他人に損害を与えた場合には、甲が損失を補償する。ただし、故意又は重大な過失による場合は、乙又は従事者の責任において賠償する。

（状況報告）

第7条 甲は、車両等排除業務が円滑に行われるよう、乙に対し組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、報告を求めることができるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（秘密の保持）

第10条 乙は、この協定に基づく協力において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。協定の解除後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年12月26日

甲 菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 津市住吉町2番30号
三重県レッカー事業協同組合

○災害対策用備蓄物資の有効活用の協力に関する覚書

菰野町（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、甲が保有する災害対策用備蓄物資（以下「備蓄物資」という。）を有効に活用するため、相互に協力するものとし、その内容について覚書を取り交わす。

（目的）

第1条 この覚書は、甲が乙の行う防災啓発活動、生活支援活動、人道支援活動等に賞味期限又は消費期限が迫った備蓄物資を譲渡することにより、地域の防災力、福祉等の向上を図るとともに、備蓄物資を有効に活用し、廃棄の削減に資することを目的とする。

（備蓄物資の活用）

第2条 甲は、備蓄物資を譲渡する時期、量等について乙と協議し、双方合意の上、甲が乙に当該備蓄物資を譲渡し、乙はそれを第5条に規定する事業に活用できるものとする。

2 乙は、譲り受けた備蓄物資の活用にあたっては、有効性及び効率性に配慮するものとする。

（無償譲渡）

第3条 甲は、乙に備蓄物資を無償で譲渡するものとする。

2 乙は、譲り受けた備蓄物資を転売又は金銭その他の有価物と交換してはならず、甲に対しその旨を誓約するものとする。ただし、甲が書面により承諾したときは、この限りでない。

3 乙は、甲乙間で特別の定めがない限り、譲り受けた備蓄物資を甲に返品することはできないものとする。

（備蓄物資の譲渡場所等）

第4条 備蓄物資の譲渡は、甲の指定する場所で行い、当該譲渡に係る運搬費その他の譲渡に係る経費については、乙の負担で行うものとする。ただし、甲乙協議の上別に定めたときは、この限りでない。

（対象事業）

第5条 乙は、甲から譲り受けた備蓄物資を次の事業に活用することができる。

- （1）菰野町民や菰野町内の在勤・在学者等を対象として実施する防災啓発活動等
- （2）乙又は乙が他の団体と協力して行う甲が認める防災啓発活動等
- （3）被災地又はそれに準ずる場所で行う人道支援活動
- （4）社会福祉法人、NPO法人等が実施する生活支援等非営利活動
- （5）前各号に定めるほか、甲が認める乙の行う活動

(実施報告)

第6条 乙は、前条に規定する事業において備蓄物資を活用したときは、速やかに甲に対してその報告を行うものとする。

(甲及び乙の責務)

第7条 甲は、乙に譲渡する備蓄物資を消費期限又は賞味期限が到来する日までは、その品質について保証する。ただし、乙が譲り受けた備蓄物資を適切に維持管理をしなかったときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が乙に備蓄物資を譲渡する前の原因により食品衛生上の問題が発生したときは、甲の責任とし、譲渡した後は、乙の責任とする。

3 甲が乙に譲渡した備蓄物資を起因として事故が発生したときは、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明、事故の対応、再発防止等について、甲乙誠実に協議し、その解決に当たるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この覚書に定める事項を円滑に推進するため、情報交換に努めるものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれからも書面によるこの覚書終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和元年6月27日

甲 三重県三重郡菰野町潤田1250番地
菰野町

乙 三重県四日市市浮橋一丁目4番3号
一般社団法人 日本非常食推進機構

○災害時における応援業務に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、菰野町内において、地震、風水害、その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、菰野町内に災害が発生した場合に、甲が乙に対して行う応援業務の要請に関

し、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第3条 この協定において応援業務とは次に掲げるものとする。

（1）菰野町が管理する公共施設が被災した場合の災害復旧のための筆界点情報の収集又は復元

（2）登記及び境界関係無料相談所の開設

（3）前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める応援業務

（応援要請）

第4条 甲は、乙に応援業務の要請を行おうとするときは、甲と乙が協議の上、次に掲げる事項を記載し、乙に別紙要請書（第1号様式）により要請するものとする。

（1）応援の場所

（2）応援の目的

（3）被害の状況

（4）応援業務の内容

（5）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話等により応援業務の要請を行うことができるものとする。この場合、甲は、当該要請後、速やかに乙に対して前項に規定する文書を送付しなければならない。

（応援業務への従事）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

（応援業務の報告）

第6条 乙は、甲の要請に基づき業務を行った場合、活動終了後にその活動内容について、速やかに業務報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請により、乙の社員が行った応援業務に要した費用は甲が負担する。ただし、相談所の開設に要した費用については、無償とする。

（書類の提出）

第8条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

（1）応援業務に関する乙の組織図

（2）応援業務に関する連絡担当者

（3）応援業務に従事できる社員名簿

（4）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める書類

（資料の交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協定書に基づく応援業務を円滑に行うため、必要に応じて次の資料を交換するとともに、協議を行うものとする。

（1）菰野町地域防災計画

(2) 公共施設等の筆界管理に関する情報

(3) その他必要な事項

(事故への対応)

第10条 乙の社員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の社員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定の終了の通知又は異議申し立てがないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年7月16日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県津市西丸之内21番19号
公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

○災害に係る情報発信等に関する協定

菰野町及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、菰野町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、菰野町が菰野町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ菰野町の行政機能の低下を軽減させるため、菰野町とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組）

1 本協定における取組の内容は次の中から、菰野町及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、菰野町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、菰

野町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 菰野町が、菰野町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 菰野町が、菰野町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 菰野町が、災害発生時の菰野町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 菰野町が、菰野町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) 菰野町が、菰野町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 菰野町及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、菰野町及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく菰野町及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、菰野町から提供を受ける情報について、菰野町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。

ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、菰野町及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、菰野町及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、菰野町とヤフー両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月5日

三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社

○災害時における復旧支援協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（農業集落排水の管路を含む。以下「施設」という。）が被災したときに行う乙の復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等により被災した施設の機能の早期復旧を図るため、乙の甲に対する復旧の支援に関して基本的な事項を定めるものとする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した施設の復旧に関し、次の業務の支援（以下「支援業務」という。）を要請することができる。

（1）被災した施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕等）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の支援業務の要請に関する甲の連絡窓口は菰野町下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部三重県部会とする。

3 甲の乙に対する要請は、必要とする支援業務の内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは口頭及び電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに必要な人員、機材等を準備し、支援業務に着手するものとする。

（費用の負担及び契約）

第3条 この協定に基づき乙が行った支援業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 甲が負担する費用は、災害時直前の適正価格等に基づき甲又は乙が費用を算定し、甲乙協議に

より別途契約を締結し、乙の請求に基づき支払うものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在における支援協力が可能な会員名、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データ等の提供)

第5条 甲は、必要に応じ支援業務に必要な下水道台帳データ等をあらかじめ乙に提供できるものとする。

2 乙は、甲から提供を受けたデータを適切に保管しなければならない。

3 甲は、提供したデータに大幅な変更があった場合など、適宜、最新のデータを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データ等の開示)

第6条 乙は、甲から支援業務の要請があったとき、業務に従事する乙の会員に対し甲から提供を受けたデータを開示することができる。

2 支援業務に従事する乙の会員は、甲から提供を受けたデータを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

(訓練等への参加)

第7条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し甲が主催又は協力する訓練等へ参加を要請することができる。

2 乙が甲から要請された訓練等へ参加する費用については、乙の負担とする。

3 乙がこの訓練等で下水道台帳等のデータを使用するときは、前条の規定を準用する。

(広域被災)

第8条 乙は、甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置されたときには、下水道対策本部による活動を優先することができる。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害等の負担)

第10条 支援業務を履行中に第三者に損害が生じたときは、甲、乙協議によりその処理解決に当たるものとする。

(その他の事項)

第11条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定に違反したときは、甲又は乙は、違反した相手方に対し書面による通告により改善の要求又は本協定を破棄することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 元 年 8 月 30 日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番
菰野町

乙 東京都千代田区岩本町2-5-11 岩本町T・Iビル4F
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

○災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書

三重県知事（以下「甲」という。）と三重県三重郡菰野町長（以下「乙」という。）とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が発動された場合に災害救助用米穀の緊急引渡しを円滑に実施するため、次の事項について協定し互いに誠意をもってその履行を確約する。

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食料の供給を実施する必要があると認めたときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助用米穀の供給を実施する必要がある場合は、農林水産省管部局に直接連絡要請することができるものとし、必ず甲に連絡するとともに、甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として農林水産省所管部局長が決定した価格により買受するものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀の供給に実施に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めたときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、もしくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀の価格については、農林水産省所管部局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定することを原則とし、決定された場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して清算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動され、救助を行う場合
延納措置の期間については、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3ヶ月以

内)であって、農林水産省所管部局長と甲が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 甲が30日を超える延納措置を必要とする旨の要請をし、農林水産省所管部局長がやむを得ないと認めること。

イ 国民保護法が発動され、救援を行う場合

3ヶ月以内であって農林水産省所管部局長と甲が協議し決定した期間とする。

7 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行わないものとする。

8 この協定の期間は、平成23年7月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

9 この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙各々その1通を所有するものとする。

平成23年7月1日

甲 三重県

乙 三重県三重郡菰野町

○特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する協定

菰野町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害発生時」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により、緊急の通信を必要とする被災者等が生じているときをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とする発信専用の公衆電話をいう。

（電話機の管理）

第3条 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の設置管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する引込線、保安器及び屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持管理に努めることとする。

2 乙が設置する前項の設備が甲の故意又は過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置場所及び電気通信回線数）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報についての書面は乙が作成し、甲乙互いに保管するものとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 甲は、新たな設置場所を設ける場合は、第5条に基づき乙と協議するものとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙に定める定期試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線等について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用の開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、災害発生時に甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し開始した場所の報告を行うこととする。

2 災害発生時における特設公衆電話の利用料は無料とする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を設置した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用の終了）

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆

電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に甲が避難所を廃止した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに、乙に対し撤去した場所の報告を行うものとする。

(設置場所の公開)

第12条 甲乙が合意した場合は、特設公衆電話の設置場所について、甲乙それぞれのホームページ上等で公開できるものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話を利用してはならない。ただし、甲が実施する防災訓練等における利用は可能とし、その場合の利用料は無料とする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。

(2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本協定の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本協定を解除することができる。

(1) 前項に違反したとき。

(2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

- イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
- エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

（協議事項）

第15条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第16条 本協定は、令和3年3月31日までその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって本協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

令和2年5月21日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 津市桜橋二丁目149番地
西日本電信電話株式会社 三重支店

○災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、菰野町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その

後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資を要請するものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び引渡しに係る手続は、本協定第2条第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

（1）暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）

（2）段ボール製シート

（3）暖段まじきり（段ボール製間仕切り）

（4）その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し、引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

（連絡窓口及び連絡体制）

第6条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

（平常時の協力）

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するものとする。

（有効期間）

第8条 本協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書を

もって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に関する疑義が生じたとき又は本協定に定めない事項については、その都度、甲と乙が協議して決定する。

協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月28日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セッツカートン株式会社

○災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と、ダイナパック株式会社みよし事業所（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、菰野町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請及び受託等)

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資を要請するものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び引き渡しに係る手続は、本協定第2条第1項及び第4条の規定を準用する。

(物資の種類)

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボールベッド スタンダード パーテーション付きタイプ（組立用ガムテープ含む。）
- (2) その他乙の取扱商品

(物資の引き渡し)

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し、引き渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引き渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(経費等の負担及び請求等)

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

3 乙は、経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（様式第3号）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に関する疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 愛知県みよし市勘生町小坂301番
ダイナパック株式会社みよし事業所

○災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市町に災害が発生した時に、被災市町の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため、基本的な事項について定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時収容のための施設の提供及び住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所の経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

- 2 協定市町は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市町が応援を実施できない場合は、当該要請をした市町に速やかにその旨を連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町が負担するものとし、応援に派遣した職員が、そ

の業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市町が行うものとする。

(2) 応援に派遣した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市町が負担するものとする。ただし、応援を受ける市町への往復の途中で第三者に損害を与えた場合は、応援を行う市町の責任とする。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市町の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市町の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第8条 各市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町が協議して定めるものとする。

(適用日)

第10条 この協定は、令和3年3月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各市町記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

三重県菰野町

静岡県袋井市

○原子力災害時における袋井市民の県外広域避難に関する協定書

三重県菰野町（以下「菰野町」という。）と静岡県袋井市（以下「袋井市」という。）とは、浜岡原子力発電所において原子力災害が発生した場合における袋井市民の広域避難（以下「広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、菰野町及び袋井市が原子力災害時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び「袋井市原子力災害広域避難計画」に基づき行う袋井市民の広域避難計画を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

第2条 菰野町は、原子力災害時に、袋井市民の生命及び身体を保護するため、三重県内へ避難し、又は一時移転する必要があると認められる場合であって、袋井市から受入要請があったときには、菰野町が被災し、又は被災するおそれがあり受入れが困難な場合など正当な理由があると認められる場合を除き、三重県及び関係機関と連携して避難者の受入れを行うものとする。

2 袋井市が静岡県及び三重県を通じて菰野町に対して行う要請内容は、次のとおりとする。

(1) 避難所の開設

(2) 袋井市による運営体制が整うまでの避難所の運営及び避難所運営に付随する業務

3 避難所の開設等の避難所運営は、袋井市の要請を踏まえて、初動対応（3日程度を目安）は菰野町で対応し、できる限り速やかに袋井市に引き継ぐ。

4 袋井市は、静岡県とともに、国や関係事業者、三重県、菰野町と連携して、広域避難に係る避難所の運営等に必要となる人員・物資・資機材等を確保し、菰野町の負担が過大なものとならないよう配慮しなければならない。

5 袋井市は、三重県及び菰野町の協力を得て、あらかじめ避難所となる候補施設を可能な範囲で把握しておくものとする。

(広域避難の受入要請等)

第3条 菰野町に対する広域避難の受入要請は、災害対策基本法第86条の9第1項に基づき、袋井市が静岡県及び三重県を通して行うものとする。

2 菰野町は、三重県と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始する。

(受入期間)

第4条 前条第1項の規定による要請を受け、菰野町が広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1箇月以内とする。それ以降は、より広範囲での移転等の可能性も含め、国及び静岡県、三重県が調整する。

(費用の負担)

第5条 避難者の受入れに要した費用は、原則として袋井市が負担するものとする。

2 袋井市は、前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、菰野町に対し当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第6条 菰野町及び袋井市は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換

を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、菰野町及び袋井市の危機管理担当課長とする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、菰野町及び袋井市が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、各市町が記名・押印の上、各1通を所持する。

令和3年3月25日

三重県菰野町

静岡県袋井市

○災害時における動物救護活動に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会三河支部（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、菰野町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力要請等)

第2条 甲は、地域防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に協力要請を行い、協力要請書（様式第1号）を乙に提出する。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、速やかに協力要請書を乙に提出する。

2 乙は、前項の規定により、甲からの要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を開始する。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告する。

(要請事項に対する措置)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、甲へ動物救護活動状況報告書（様式第2号）により動物救護活動の状況を報告する。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、速やかに報告書を提出する。

(動物救護活動の場所)

第4条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所及び乙の会員が保有する診療施設において、動物救護活動を実施する。

(乙が行う動物救護活動)

第5条 乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 負傷した動物に対する獣医療行為
- (2) 避難所における動物救護所設置への協力
- (3) 避難所における被災した動物飼育者への助言
- (4) 動物救護所の管理指導
- (5) 後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (6) 甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動
- (7) 被災動物に関する情報の収集及び提供活動
- (8) 動物の死亡確認
- (9) 救助要請に基づく救助現場への出動
- (10) その他必要な応急業務

(動物の収容)

第6条 甲は、甲が指定する避難所に町民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ゲージ等）の携行を促し、乙はこれに協力する。飼い主不明動物は、原則として甲の設置する動物救護所等に収容し、甲及び乙は飼い主の捜索に協力する。

(備蓄)

第7条 甲及び乙は、動物救護所等で使用する機材、薬品、その他必要な物品等を備蓄することに努める。

(費用負担)

第8条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する経費については、原則として当該動物の飼育者に負担を求める。

- 2 動物飼育者が不明又は被災等により前項に定める費用を支払うことが困難と甲が認めた場合は、甲の負担とする。ただし、乙は、極力、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の対応に務める。
- 3 乙が動物救護活動のために要した費用負担等については、動物救護活動終了後、甲乙協議のうえ費用負担を決定し、乙が請求書と動物救護活動状況報告書（様式第2号）を甲に提出する。ただし、当該活動が長期に渡る場合は、甲・乙協議のうえ、一定の期間ごとに請求することができる。

(損害の措置)

第9条 動物救護活動の実施に伴い、甲・乙双方の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合、又は、機材等に損害が生じた場合には、乙はその事象の発生直後に状況を甲に報告し、措置については、甲・乙協議のうえ決定する。

(損害補償)

第10条 乙の活動従事者が、甲・乙双方の責に帰さない事由により死亡し、負傷し、傷病にかかり、又は廃疾となった時は、「菰野町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年2月8日条例第1号）」の例を適用し、甲が補償するものとする。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けた時、又は、事故等の原因となった第三者からの損害補償を受けた時、同一事故

については、これらの額の限度額において、甲は補償の責を免れる。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及び協定の解釈について疑義が生じた時は、甲・乙協議のうえ決定する。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

本協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
三重県三重郡菰野町

乙 三重県四日市市
公益社団法人三重県獣医師会三泗支部

○各種災害時におけるマルチコプターを用いた 情報収集及び情報連携に関する協定

菰野町（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、各種災害時における対応に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、各種災害時において迅速な情報収集及び円滑な情報連携を実施することを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (2) 「乙の託送供給区域」とは、菰野町内をいう。

(本協定の適用範囲)

第3条 本協定の適用範囲は、乙の託送供給区域とする。

(マルチコプターの使用用途)

第4条 乙が所有するマルチコプターの使用用途は、災害時に道路等の公共施設が寸断された進入困

難な箇所において、乙の判断により被害状況を把握するための巡視とする。

(マルチコプターの飛行場所)

第5条 乙が所有するマルチコプターの飛行場所は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条及び飛行場所を管轄する甲が規定する法令等の規制に則した場所とする。

(マルチコプターの飛行方法)

第6条 乙が所有するマルチコプターの飛行方法は、航空法第132条の2及び飛行場所を管轄する甲が規定する法令等の規制に則した方法とする。

(マルチコプターの飛行連絡)

第7条 乙は、乙の託送供給区域に災害が発生した場合であって、かつ第4条に則したマルチコプターの使用が必要と判断したとき、これに関わる情報を甲に連絡する。

(マルチコプターの飛行周知)

第8条 甲が前条の規定による連絡を受けたときは、必要に応じてマルチコプターを飛行させる場所の住民等への対応を行う。

(情報提供)

第9条 乙は、災害復旧に甲の協力を要すると判断した場合、乙が所有するマルチコプターの運用により把握した被害状況に係る情報を、自ら行う業務に支障がない範囲において、甲に提供するものとする。

(情報管理)

第10条 甲は、本協定に基づいて知り得た情報については、公知の情報を除き、本協定終了後においても、情報の秘密保持を徹底するものとする。ただし、事前に甲及び乙が該当情報の開示について合意した場合はこの限りではない。

(安全管理)

第11条 本協定の実施に当たっては、甲乙双方が協力し、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(本協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。なお、期間満了3か月前までに甲及び乙のいずれからも変更又は廃止の申出がないときは、本協定期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(対応窓口)

第13条 本協定の運営に係る事項についての対応窓口は、次に定めるとおりとする。

(甲) 菰野町役場 総務課安全安心対策室

(乙) 中部電力パワーグリッド株式会社 四日市営業所 総務G

(協議)

第14条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合、本協定内容の見直しが必要になった場合、又は本協定に定めのない事項が発生した場合は、その都度、甲及び乙の協議により、必要な事項について定めるものとする。

(その他)

第15条 協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年3月9日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県四日市市北条町3番地15
中部電力パワーグリッド株式会社

○菰野町保育所等災害時における相互支援に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）、社会福祉法人鈴鹿聖十字会（以下「乙」という。）、社会福祉法人森の風学舎（以下「丙」という。）、社会福祉法人明健福祉会（以下「丁」という。）は、災害時等における相互支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、菰野町内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びこれに類すると認められる状況（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合における甲、乙、丙及び丁の相互支援について、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その被害が大規模となった、又は大規模となるおそれがある場合、支援が可能な甲、乙、丙又は丁の有する施設（町立幼稚園、町立保育園、町立こども園、聖マリアこども園、森の風こども園及びたいりん保育園をいう。以下同じ。）（以下「支援可能施設」という。）は、支援を必要とする甲、乙、丙又は丁の有する施設（以下「要支援施設」という。）に対し、次に掲げる事項を可能な範囲で支援するものとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 職員及び園児の受入れ
- (3) 物資、備品等の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められるもの

(支援の要請)

第3条 要支援施設を有する乙、丙及び丁が支援可能施設による支援を要請する場合は、甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、直接乙、丙又は丁に対し要請できるものとし、事後において、速やかに甲に対し当該文書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 支援要請の内容
- (3) 必要とする支援の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2 甲は、前項の支援の要請を受けたときは、支援可能施設を有する乙、丙及び丁と連絡調整を行い、最適な支援体制の構築に努める。

(報告)

第4条 要支援施設が第2条に規定する支援を受けたときは、支援の終了後、次に掲げる事項の実績を文書にて甲に報告するものとする。

- (1) 提供を受けた支援の内容
- (2) 支援を受けた期間
- (3) その他特筆すべき事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく支援は、原則、支援を受けた施設を有する甲、乙、丙又は丁が負担するものとし、これにより難しいときは、協議のうえ決定することができるものとする。

(事務局)

第6条 この協定に関する事務局は、菰野町子ども家庭課に置く。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から1年間（令和4年度については、令和5年3月31日まで）効力を生じるものとし、甲、乙、丙又は丁が期間満了日1か月前までに協定の終了を申し出ない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁で協議し、決定する。

2 この協定の内容は、必要に応じて見直しを行うものとする。

令和4年8月25日

甲 菰野町

乙 社会福祉法人鈴鹿聖十字会

丙 社会福祉法人森の風学舎

丁 社会福祉法人明健福祉会

○災害時における広域避難等相互応援に関する協定書

四日市市、菰野町、朝日町、川越町及び三重県（以下、「市町及び県」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における広域避難を含む相互の応援又は協力（以下「応援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、次の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、他市町の応援を受けなければ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合における相互応援の実施及び相互応援の体制構築に向けた検討について必要な事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 前号に定めるもののほか、住民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 要請元市町 前条に定める事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に応援の要請をする市町
- （2） 要請先市町 前条に定める事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に応援の要請を受ける市町

（応援の種類）

第3条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 広域避難（避難者及び傷病者の受け入れ）
- （2） 食料品、飲料水及び生活必需品（以下「物資」という。）の提供
- （3） 資機材の提供
- （4） 市役所・町役場の機能確保のために必要な施設及び設備の提供
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項に定める応援についての具体的な内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

（応援の要請）

第4条 要請元市町は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- （1） 被害の状況又は想定される被害状況
- （2） 応援の種類
- （3） 応援の具体的な内容及び必要量
- （4） 応援の場所及び当該場所までの経路
- （5） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 前条の規定により要請を受けた要請先市町は、その内容に従い応援を行うものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(避難施設の運営)

第6条 第3条第1項第1号の規定により避難者及び傷病者を受入れる場合において、要請元市町が使用する避難施設の運営は、要請元市町が行うものとする。ただし、避難初動期等要請元市町の体制が整わない場合は、要請先市町に応援を要請し、要請先市町は可能な限りその要請に応じるものとする。

(物資及び資機材の提供)

第7条 第3条第1項第2号及び第3号の規定により物資及び資機材を提供する場合において、物資及び資機材の運搬は、要請元市町が行うものとする。ただし、避難初動期等要請元市町の体制が整わない場合は、要請先市町に応援を要請し、要請先市町は可能な限りその要請に応じるものとする。

(応援に要する経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として要請元市町の負担とする。

2 応援に係る業務に従事した職員等（以下、応援職員等という。）が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、要請先市町の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、要請元市町と要請先市町が協議して決める。

4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、要請元市町が賠償の責めを負う。

ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、要請先市町の負担とする。

5 前項に定める要請元市町の負担額は、要請先市町が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(広域避難の避難先の確保)

第9条 市町及び県は、広域避難に際して必要となる避難先の確保を進めるものとする。

(連絡会議等の実施)

第10条 市町及び県は、第1条に基づく応援及び検討が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議等を実施し情報交換を行う。また適宜、研修、訓練等を行うものとする。

(県の役割)

第11条 県は、この協定に基づく応援及び検討が円滑に行われるよう、県有施設の利活用に係る調整や広域避難の実施時における調整など、市町とともに必要な取組を進めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、市町及び県のいずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた、同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市町及び県がその都度協議するものとし、必要に応じて、別途、実施要領等において定めるものとする。

附則

この協定は、令和4年9月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、各市町及び県が署名のうえ、各1通を保有する。

令和4年9月26日

四日市市

菰野町

朝日町

川越町

三重県

○災害時における支援協力に関する協定書

菰野町（以下「甲」という。）と株式会社デンソートリム（以下「乙」という。）とは、菰野町内で大規模災害が発生した場合において、甲から乙への要請に基づく支援協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、菰野町内で大規模災害が発生した際、甲が乙の協力を得て災害応急対策及び災害復旧対策を、迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 本協定の対象とする大規模災害とは、風水害、地震その他の災害とする。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時において、乙に対して次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 乙が保有する災害に関する情報の提供
- （2） 井戸水の消防水利としての利用
- （3） 乙の従業員による災害ボランティアの派遣
- （4） 食料、生活用水等の備蓄物資の提供
- （5） 一時避難場所等となる敷地及び建物の提供
- （6） その他、支援協力として適当と認められるもの

（要請等）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、状況により電話又はその他の方法をもって要請する。

（協力の実施）

第5条 乙は甲から要請を受けたときは、可能な限り支援協力するよう努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が本協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。ただし、新たな物資調達などに要した場合の費用については、甲乙協議の上決定する。

(情報交換等)

第7条 甲と乙は、本協定の円滑かつ効果的な運用を図るため、平常時から相互の連絡体制等の情報共有を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、本協定はさらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月29日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県三重郡菰野町大強原赤坂2460
株式会社デンソートリム

○新名神高速道路における大規模滞留発生時の支援協力に関する覚書

菰野町（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社 名古屋支社 桑名保全・サービスセンター（以下「乙」という。）は、大雪等により新名神高速道路において大規模な滞留が発生した際の支援協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、大雪等により、新名神高速道路において大規模な滞留が発生した際、運転者及び同乗者の安全確保と健康維持のため、乙の要請により甲が実施する支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 大規模滞留が発生した際に甲が実施する支援の内容は次のとおりとし、甲は乙から支援の要請を受けたときは、可能な限り支援協力に努めるものとする。

- (1) 甲が保有する食料、飲料等の提供
- (2) 滞留車両の待機場所の提供
- (3) 甲が管理する施設のトイレ等の提供
- (4) その他支援協力として適当と認められるもの

（要請方法）

第3条 乙の甲に対する支援の要請方法は、文書（様式-1）をもって通知するものとする。ただし、状況により電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

（費用の負担）

第4条 本覚書に基づく支援協力により要した費用は、原則として乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、本覚書の円滑かつ効果的な運用を図るため、平常時から相互の連絡体制等の情報共有を行い、大規模滞留発生時に速やかに対応できるよう相互に連携を図るものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは、本覚書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協議）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年5月30日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県桑名市蓮華寺鍋谷608番地2
中日本高速道路株式会社 名古屋支社
桑名保全・サービスセンター

○災害時の協力に関する協定書

三重県三重郡菰野町（以下「甲」という。）と三重県農業共済組合（以下「乙」という。）は、災害時における協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内で災害が発生した場合において、乙による被害状況確認の協力及び乙の保有する情報の提供と利活用に関し必要な事項について定め、迅速かつ円滑な被災者生活の再建に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は災害時において、乙に対して被災者支援のために必要があると認めたときは、次の各号に定める事項について協力を要請することができる。この場合において、甲が乙から提供を受けた情報については、被災者支援にのみ利活用できるものとする。

(1) 住家については、農業共済事業の加入者に対し乙が実施した損害評価の結果（以下、「損害評価情報」という。）及び被害写真の提供

(2) 農業用施設のうち施設園芸用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供並びに農業共済未加入者に係る被害状況の確認

(3) 前号に定める以外の農業用施設については、損害評価情報及び被害写真の提供

(4) 前3号に定めるもののほか、甲乙双方が被災者の生活再建に必要と認めたもの

2 前項の規定による協力及び提供の方法、時期については、甲乙協議のうえ決定する。

(被害状況の判定)

第3条 甲は、乙から提供を受けた事項の利活用の有無にかかわらず、甲の責任において公平、公正かつ迅速な被害状況の判定を行うものとする。

(費用負担)

第4条 この協定により甲乙各自に生じた費用は、各自が負担するものとする。

(災害補償)

第5条 協力業務に従事した者が、その責めに帰すことができない事由により死亡、負傷又は傷病に罹患し障害の状態となった場合の損害賠償は、乙が行うこととする。

(法令遵守)

第6条 甲及び乙は、この協定の履行に際し、個人情報の保護に関する法律その他関係する法令を遵守するものとする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、この協定により知り得た事項を第三者に開示又は漏洩してはならず、協定の有効期間が終了した後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年11月29日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 三重県津市上浜町六丁目81番地11
三重県農業共済組合

○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

菰野町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、菰野町内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資を合わせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる菰野町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員が必要と認めるときは、乙に対し文書により派遣を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならな

い。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和6年12月25日

甲 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町

乙 愛知県小牧市三ツ渕惣作1350番地
佐川急便株式会社 中京支店

〔消防・水防〕

○菰野町水防計画

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって管下各河川の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

2 水防事務の処理

水防法第16条による水防警報の通知を受けたときから洪水による危険が解消される間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

3 水防本部の設置及び組織事務分担

(1) 水防本部

水防管理者は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が解消するまでの間、役場内に水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

(2) 水防本部組織及び事務分担

水防本部の組織及び事務分担は、災害対策本部組織により事務を分担するものとする。

4 水防の機関及び活動

(1) 水防の機関

ア 水防の機関は、水防法第5条の規定により消防機関（消防団）をもって水防機関とする。（以下「消防団」と称する。）

イ 消防団は、水防法第5条第3項の規定に基づき、水防に関して水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(2) 水防活動等

ア 消防団の水防活動

洪水に際し、水害を警戒し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第16条の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が解消するまでの間、この計画に基づいて活動するものとする。また、各地区の水防活動の連絡その他のために消防団詰所に水防支部を置く。

イ 水防支部の機構（消防団詰所）

分 団 名	所在地	建 物 名 称	電話番号	責任者	定数
団 本 部	潤 田	役 場 災 害 対 策 本 部	059-391-1111	団 長	3
菰 野 分 団	1 班	西 菰 野	消 防 団 詰 所	分団長	49
	2 班	第 三 区	消 防 団 詰 所		
	3 班	宿 野	消 防 団 詰 所		
鵜川原分団	下 村	消 防 団 詰 所		分団長	17
竹 永 分 団	竹 成	消 防 団 詰 所		分団長	17

朝上分団	1 班	田 光	消 防 団 詰 所		分団長	33
	2 班	杉 谷	消 防 団 詰 所			
千 種 分 団		千 草	消 防 団 詰 所		分団長	17
湯の山分団		湯 の 山	消 防 団 車 庫		分団長	17

ウ 消防団の水防受持区域

	地区名	責任者	受け持ち区域	
			河川名	区 域
団 長 副団長	湯 の 山	分団長	三 滝 川	湯の山地区、神明地区
	菰 野	分団長	三 滝 川 金 溪 川	菰野地区（湯の山地区、神明地区を除く）
	鵜 川 原	分団長	三 滝 川 海 蔵 川 竹 谷 川	鵜川原地区
	竹 永	分団長	朝 明 川	竹永地区
	朝 上	分団長	朝 明 川 焼 合 川 杉 谷 川 田 光 川 田 口 川	朝上地区
	千 種	分団長	三 滝 川 海 蔵 川 竹 谷 川 朝 明 川	千種地区

※ 団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援させることができる。

エ 水防施設

	役 場 備蓄倉庫	菰野地区 コミュニティ センター	鵜川原地区 コミュニティ センター	竹永地区 コミュニティ センター	朝上地区 コミュニティ センター	千種分団 車庫西	コミュニティバス 湯の山郵便局 バス停東
土のう袋	4,500	2,000	1,000	1,000	5,000	1,000	1,000
な わ	18				19		
く い	160				150		
鉄 線		50	50	50	130	5	50
スコップ	40	100	50	50	70	60	50
か け や	26				22		
た こ	1	2			2		
か ま					5		
のこぎり	4	10	10	10	10	10	10

ペンチ	1						
一輪車	2						
ツルハシ	2						
麻 袋	30						

(3) 水防巡視等

ア 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川の水防受持区域の消防分団長に対しその通報を通知し、必要団員に河川及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位の測定は、橋梁桁下又は付近堤防高を基準として測定し、通報水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係消防分団長に通知するとともに、イに定める「水防信号」により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

町内における河川水位測定場所

番号	河川名	測定場所	位 置	地 区 名
1	田口川	稲 荷 橋	田 口	田口区、田光区、小島区
2	〃	西 北 山 橋	田 光	田光区、小島区
3	田光川	相 生 橋	〃	田光区、小島区
4	〃	田 光 川 橋	小 島	小島区
5	杉谷川	杉 谷 橋	杉 谷	杉谷区、榊区、松濤園区
6	杉谷川	杉 谷 川 橋	小 島	松濤園区
7	焼合川	焼 合 橋	杉 谷	杉谷区、榊区、一本木団地区、青葉台区、奥郷区
8	朝明川	奥 郷 橋	奥 郷	千草区、福松区、岡区、奥郷区、竹成区、永井区
9	〃	八 風 橋	小 島	竹成区、永井区
10	海蔵川	前 坂 橋	千 草	千草区、音羽区、岡区
11	〃	松 山 橋	大強原	下村区、大強原区、諏訪区、川北区
12	竹谷川	潤 田 橋	潤 田	潤田区、大強原区、吉沢区、下村区
13	〃	新八反田橋	吉 沢	吉沢区

14	三滝川	神 明 橋	神 明	大羽根園区、潤田区、三滝園区、神明区、菰野第一区、菰野第二区、菰野第三区
15	〃	大 石 橋	湯の山	湯の山区、神明区
16	〃	庄 部 橋	庄 部	潤田区、菰野第三区、三滝園区、吉沢区、福村区、神森区
17	〃	一 色 橋	吉 沢	吉沢区
18	金溪川	山 神 橋	西菰野	菰野第一区、菰野第二区、菰野第三区
19	〃	見 性 寺 橋	谷	菰野第三区、宿野区

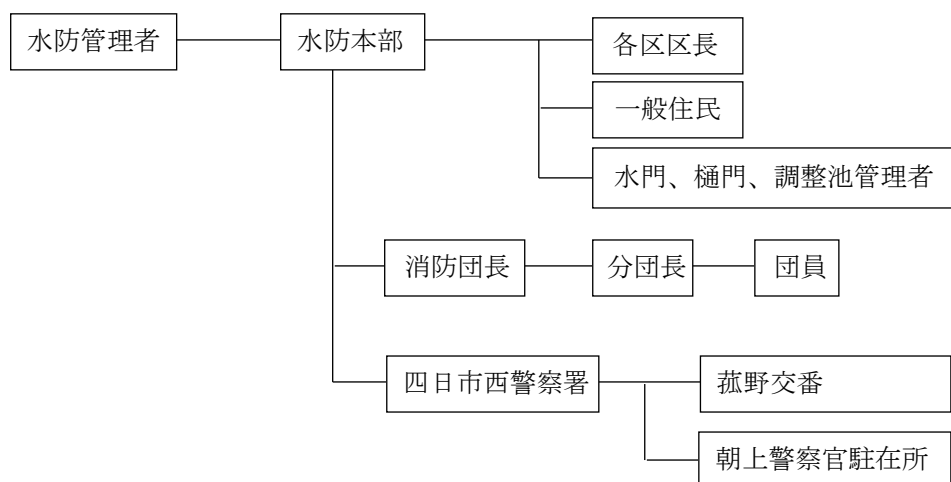
イ 水防信号

水防信号は、水防信号並びに標識規則（昭和24年三重県規則第76号）の規定に基づき次により行うものとする。

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般町民に周知するとともに、必要な団員を招集して河川警戒に当たる。
第2信号	各分団長から洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を招集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に搬送する。
第3信号	堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員のほか、必要により一般町民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察署に通報し、一般町民を避難所に誘導する。

（４） 水防に関する連絡系統図

ア 洪水注意報、警報、情報及び解除



イ 水門、樋門、調整池等所在地

河川名	種 別	所在地	型 式	管理者	電話番号
保々川	コンクリート堰	田 口 新 田		菰野町 土地改良区	059-394-2139
〃	巻 き 上 げ	〃	ス ラ イ ド ゲ ー ト	〃	〃
田口川	井 堰	田 口		菰野町 土地改良区	〃
〃	転 倒 ゲ ー ト	田 光	鋼鉄製ワイヤー式	菰野町 土地改良区	059-394-2139
〃	〃	〃		〃	〃
〃	コンクリート堰	田 光	角 落 し 式	〃	〃
〃	〃	〃		〃	〃
杉谷川	電動巻き上げ	杉 谷	ス ラ イ ド ゲ ー ト	〃	〃
焼合川	コンクリート堰	〃	角 落 し 式	杉谷区長	
〃	〃	榑	土 の う	菰野町 土地改良区	059-394-2139
杉谷川	自動転倒ゲート	永 井	油 圧 式	永井水利組合	
朝明川	永 井 用 水	〃	角 落 し 式	西村町農家組合 (永井水利組合)	
	巻 き 上 げ	〃	ス ラ イ ド ゲ ー ト	永井水利組合 (大井用水)	
海蔵川	井 堰	大 強 原	ス ラ イ ド ゲ ー ト	菰野町 土地改良区	059-394-2139
〃	巻 き 上 げ	千 草	〃	千草区長	
三滝川	頭 首 工	菰 野	〃	大湯用水水利組合	
—	調 整 池 (福 王 湖)	田 口		水資源開発機構	059-393-2000
—	〃 (キ ラ ラ 湖)	菰 野		〃	〃

(5) 河川、堤防の巡視等

ア 各分団長は、洪水予報の通知を受けたときは、随時河川、堤防を巡視し、水位の変化と水門の状況等を水防管理者に報告するものとする。

なお、水位が警戒水位に達したときは、前記水防信号の第1信号により地域住民に周知するものとする。

イ 各分団長は、河川の水位が警戒水位に達したときは、常時河川、堤防を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防管理者に報告するとともに、第2信号を打鐘し、団員に水防作業に当たらせ、その旨を水防管理者に報告するものとする。

ウ 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生し水防のため地域内住民の出動を求める必要があるときは、直ちに第3信号を打鐘し、その旨水防管理者に報告するものとする。

エ 各分団長は洪水の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立ち退きを必要と認めるときは第4信号を打鐘し、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨水防管理者に報告するものとする。

(6) 重要水防区域

本町における重要水防区域は、別表に定めるとおりである。

(7) 水防活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に様式1により水防本部長に報告しなければならない。

5 公用負担（法第21条）

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のための必要な土地を一時使用し、土、石、竹、木、その他の資材を使用又は収用し、車、その他の運搬器具等を使用し、また、工作物その他の障害物を処分することができる。

(2) 水防管理者、水防団長又は、消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては、様式2の証明書を携行し、必要な場合はこれを提示するものとする。

(3) 公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として、様式3の命令票を目的物の所有権者又はこれに準ずべき者に手渡し、これをなすものとする。

別表

○重要水防区域（知事管理区間河川）

水系名	河川名	担当水防 管理団体	重要水防区域指定区間					重要水防箇所					適用	
			指定 有無	名称	左右 の岸	位	置	地	先	名	延長 (m)	種別		位
朝明川	朝明川	無	無	菰野町	左	15.0K+110m から 17.4K+100m まで	三重郡菰野町永井川原 から 三重郡菰野町小島 まで	2,570	堤防 高 (流下能力)	15.0K+110m から 17.4K+100m まで	2,570	A	積土俵工	河積不足
朝明川	朝明川	無	無	菰野町	左	15.0K+110m から 17.4K+100m まで	三重郡菰野町永井川原 から 三重郡菰野町小島 まで	2,570	工 作 物	15.4K+140m から 15.4K+140m まで		B	積土俵工	永井頭首工 河積阻害
朝明川	朝明川	無	無	菰野町	左	15.0K+110m から 17.4K+100m まで	三重郡菰野町永井川原 から 三重郡菰野町小島 まで	2,570	工 作 物	16.8K+100m から 16.8K+100m まで		B	積土俵工	井 河積阻害
朝明川	朝明川	無	無	菰野町	右	15.0K+150m から 17.4K+90m まで	三重郡菰野町永井 から 三重郡菰野町永井 まで	2,290	堤防 高 (流下能力)	15.5K+150m から 17.4K+90m まで	2,290	A	積土俵工	河積不足
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	堤防 高 (流下能力)	0K+0m から 0K+180m まで	180	B	積土俵工	河積不足
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	堤防 高 (流下能力)	0.4K+30m から 1.0K+130m まで	740	A	積土俵工	H 4 実績有
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	堤防断面	1.0K+130m から 1.4K+180m まで	470	B	積土俵工	
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	水衝洗掘	1.4K+180m から 3.0K+110m まで	1,540	B	木竹流工	
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	0K+170m から 0K+170m まで		B	積土俵工	井 河積阻害
朝明川	田光川	無	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	0.4K+0m から 0.4K+0m まで		B	積土俵工	井 河積阻害

朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.0K+0m から 1.0K+0m まで		B	積土俵工	無 名 橋
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.4K+160m から 1.4K+160m まで		B	積土俵工	桁下高不足 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.6K+100m から 1.6K+100m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.8K+40m から 1.8K+40m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.8K+130m から 1.8K+130m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	1.8K+140m から 1.8K+140m まで		B	積土俵工	桁下高不足 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	2.4K+40m から 2.0K+40m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	左	0K+0m から 3.0K+110m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,180	工 作 物	2.0K+130m から 2.0K+130m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 堰
朝明川	田光川	無	菰野町	右	0K+0m から 3.0K+130m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,160	堤 防 高 (流下能力)	0K+0m から 0K+200m まで	190	B	積土俵工	河 積 不 足
朝明川	田光川	無	菰野町	右	0K+0m から 3.0K+130m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,160	堤 防 高 (流下能力)	1.0K+110m から 1.4K+180m まで	460	B	積土俵工	河 積 不 足
朝明川	田光川	無	菰野町	右	0K+0m から 3.0K+130m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町田光 まで	3,160	水衝洗掘	1.4K+180m から 3.0K+130m まで	1,560	B	木竹流工	
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K+150m から 3.2K+190m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	堤 防 高 (流下能力)	1.0K+150m から 3.2K+190m まで	2,270	B	積土俵工	河 積 不 足

朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	1.0K + 110m から 1.0K + 110m まで		B	積土俵工	杉谷川橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	1.2K + 50m から 1.2K + 50m まで		B	積土俵工	桁下高不足 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	1.4K + 150m から 1.4K + 150m まで		B	積土俵工	河積阻害 杉谷川橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	1.8K + 30m から 1.8K + 30m まで		B	積土俵工	桁下高不足 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.0K + 170m から 2.0K + 170m まで		B	積土俵工	河積阻害 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.0K + 190m から 2.0K + 190m まで		B	積土俵工	河積阻害 北河原橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.2K + 120m から 2.2K + 120m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無名橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.6K + 30m から 2.6K + 30m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無名橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.6K + 40m から 2.6K + 40m まで		B	積土俵工	桁下高不足 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.8K + 0m から 2.8K + 0m まで		B	積土俵工	河積阻害 取水門
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.8K + 10m から 2.8K + 10m まで		B	積土俵工	河積阻害 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.8K + 160m から 2.8K + 160m まで		B	積土俵工	河積阻害 無名橋
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K + 150m から 3.2K + 190m まで	三重郡菰野町小島 三重郡菰野町杉谷	から まで	2,270	工 作 物	2.8K + 160m から 2.8K + 160m まで		B	積土俵工	桁下高不足

朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K＋150m から 3.2K＋190m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	工 作 物	3.0K＋140m から 3.0K＋140m まで		B	積土俵工	井 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K＋150m から 3.2K＋190m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	工 作 物	3.0K＋160m から 3.0K＋160m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋 桁下高不足
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K＋150m から 3.2K＋190m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	工 作 物	3.0K＋180m から 3.0K＋180m まで		B	積土俵工	井 堰
朝明川	杉谷川	無	菰野町	左	1.0K＋150m から 3.2K＋190m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	工 作 物	3.2K＋10m から 3.2K＋0m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害
朝明川	杉谷川	無	菰野町	右	0K＋110m から 3.2K＋180m まで	三重郡菰野町小島 から 三重郡菰野町杉谷 まで	2,270	堤 防 高 (流下能力)	0K＋110m から 3.2K＋180m まで	2,270	B	積土俵工	河 積 阻 害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	堤 防 高 (流下能力)	0K－10m から 2.0K＋30m まで	2,050	B	積土俵工	河 積 不 足
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0K＋50m から 0K＋50m まで		B	積土俵工	井 堰
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0K＋170m から 0K＋170m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0.2K＋80m から 0.2K＋80m まで		B	積土俵工	東 北 山 橋 桁下高不足
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0.2K＋130m から 0.2K＋130m まで		B	積土俵工	井 堰
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0.4K＋20m から 0.4K＋20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 西 北 山 橋 桁下高不足
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0.6K＋20m から 0.6K＋20m まで		B	積土俵工	井 堰
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K－10m から 2.0K＋30m まで	三重郡菰野町田光 から 三重郡菰野町田口 まで	2,050	工 作 物	0.6K＋20m から 0.6K＋20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害

朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	0.6K+180m 0.6K+180m	から まで		B	積土俵工	井	堰
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	0.8K+140m 0.8K+140m	から まで		B	積土俵工	井	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.0K+20m 1.0K+20m	から まで		B	積土俵工	井	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.0K+60m 1.0K+60m	から まで		B	積土俵工	稲荷橋	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.2K+140m 1.2K+140m	から まで		B	積土俵工	桁下高不足	井
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.4K+20m 1.4K+20m	から まで		B	積土俵工	井	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.4K+170m 1.4K+170m	から まで		B	積土俵工	無名橋	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.4K+190m 1.4K+190m	から まで		B	積土俵工	桁下高不足	井
朝明川	田口川	無	菰野町	左	0K-10m 2.0K+30m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,050	工 作 物	1.6K+140m 1.6K+140m	から まで		B	積土俵工	井	河積阻害
朝明川	田口川	無	菰野町	右	0K+0m 2.0K+20m	から まで	三重郡菰野町田光 三重郡菰野町田口	から まで	2,030	堤防高 (流下能力)	0K+0m 2.0K+20m	から まで	2,030	B	積土俵工	河積不足	河積不足
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11.2K+170m 18.6K+200m	から まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7,430	堤防高 (流下能力)	11.2K+170m 18.6K+200m	から まで	7,430	B	積土俵工	河積不足	河積不足
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11.2K+170m 18.6K+200m	から まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7,430	工 作 物	11.6K+30m 11.6K+30m	から まで		B	積土俵工	井	河積阻害

海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	12. 0K + 120m から 12. 0K + 120m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	12. 4K + 0m から 12. 4K + 0m まで		B	積土俵工	桁下高不足 海蔵橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	12. 6K + 120m から 12. 6K + 120m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	13. 0K + 100m から 13. 0K + 100m まで		B	積土俵工	前田橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	13. 2K + 80m から 13. 2K + 80m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	13. 8K + 70m から 13. 8K + 70m まで		B	積土俵工	桁下高不足 井堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	13. 8K + 100m から 13. 8K + 100m まで		B	積土俵工	河穂阻害 昭和橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 0K + 50m から 14. 0K + 50m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 2K + 50m から 14. 2K + 50m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 4K + 130m から 14. 4K + 130m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 4K + 150m から 14. 4K + 150m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 6K + 190m から 14. 6K + 190m まで		B	積土俵工	桁下高不足 無 名 橋

海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	14. 8K + 180m から 14. 8K + 180m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 0K + 20m から 15. 0K + 20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 柵ノ木橋	河 積 阻 害
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 2K + 150m から 15. 2K + 150m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 4K + 10m から 15. 4K + 10m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 4K + 20m から 15. 4K + 20m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 4K + 100m から 15. 4K + 100m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 4K + 150m から 15. 4K + 150m まで		B	積土俵工	無 名 橋	河 積 阻 害
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 6K + 20m から 15. 6K + 20m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	15. 8K + 0m から 15. 8K + 0m まで		B	積土俵工	無 名 橋	河 積 阻 害
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 0K + 50m から 16. 0K + 50m まで		B	積土俵工	無 名 橋	柵下高不足
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 0K + 60m から 16. 0K + 60m まで		B	積土俵工	井	堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 0K + 150m から 16. 0K + 150m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害	河 積 阻 害
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 0K + 150m から 16. 0K + 150m まで		B	積土俵工	無 名 橋	柵下高不足

海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 2K + 80m から 16. 2K + 80m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 2K + 90m から 16. 2K + 90m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 4K + 20m から 16. 4K + 20m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 4K + 40m から 16. 4K + 40m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 4K + 150m から 16. 4K + 150m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	16. 8K + 0m から 16. 8K + 0m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 0K + 150m から 17. 0K + 50m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 0K + 100m から 17. 0K + 100m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 0K + 170m から 17. 0K + 170m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 2K + 150m から 17. 2K + 150m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 4K + 90m から 17. 4K + 90m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 4K + 100m から 17. 4K + 100m まで		B	積土俵工	無 名 橋

海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 4K + 130m から 17. 4K + 130m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 6K + 80m から 17. 6K + 80m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 6K + 110m から 17. 6K + 110m まで		B	積土俵工	柵下高不足 井 堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	17. 6K + 160m から 17. 6K + 160m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 0K + 50m から 18. 0K + 50m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 0K + 30m から 18. 0K + 30m まで		B	積土俵工	柵下高不足 前 坂 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 2K + 130m から 18. 2K + 130m まで		B	積土俵工	柵下高不足 井 堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 2K + 150m から 18. 2K + 50m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 2K + 200m から 18. 2K + 200m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 4K + 10m から 18. 4K + 10m まで		B	積土俵工	柵下高不足 井 堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 4K + 90m から 18. 4K + 90m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 4K + 130m から 18. 4K + 130m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11. 2K + 170m から 18. 6K + 200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7, 430	工 作 物	18. 4K + 130m から 18. 4K + 130m まで		B	積土俵工	柵下高不足

海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11.2K+170m から 18.6K+200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7,430	工 作 物	18.6K+90m から 18.6K+90m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	左	11.2K+170m から 18.6K+200m まで	三重郡菰野町川北 三重郡菰野町千草	から まで	7,430	工 作 物	18.6K+130m から 18.6K+130m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	海蔵川	無	菰野町	右	11.2K+170m から 18.6K+200m まで	三重郡菰野町下村 三重郡菰野町千草	から まで	7,470	堤 防 高 (流下能力)	11.2K+170m から 18.6K+200m まで	7,470	B	積土俵工	柵下高不足 河 積 不 足
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	堤 防 高 (流下能力)	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	1,130	B	積土俵工	河 積 不 足
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.0K+50m から 6.0K+50m まで		B	積土俵工	無 名 橋
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.0K+70m から 6.0K+70m まで		B	積土俵工	柵下高不足 井 堰
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.0K+120m から 6.0K+120m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.4K+140m から 6.4K+140m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.6K+50m から 6.6K+50m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	左	5.8K+60m から 6.8K+180m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町潤田	から まで	1,130	工 作 物	6.8K+30m から 6.8K+30m まで		B	積土俵工	柵下高不足 無 名 橋
海蔵川	竹谷川	無	菰野町	右	5.8K+160m から 6.8K+170m まで	三重郡菰野町潤田 三重郡菰野町岡	から まで	1,130	堤 防 高 (流下能力)	5.8K+50m から 6.8K+170m まで	1,130	B	積土俵工	河 積 不 足
三滝川	三滝川	無	菰野町	右	11.2K+150m から 12.2K+130m まで	三重郡菰野町神森 三重郡菰野町神森	から まで	970	堤 防 高 (流下能力)	11.2K+150m から 12.2K+130m まで	970	B	積土俵工	河 積 不 足

三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	堤防高 (流下能力)	13.0K+100m から 14.8K+70m まで	1,780	B	積土俵工	河積不足
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	水衝洗掘	14.8K+70m から 15.4K+110m まで	670	B	木竹流工	
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.0K+190m から 13.0K+190m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.2K+130m から 13.2K+130m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.2K+140m から 13.2K+140m まで		B	積土俵工	吉沢橋 桁下高不足
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.4K+70m から 13.4K+70m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.4K+190m から 13.4K+190m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.6K+30m から 13.6K+30m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	13.6K+170m から 13.6K+170m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	14.2K+100m から 14.2K+100m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	14.2K+130m から 14.2K+130m まで		B	積土俵工	一色橋 桁下高不足
三滝川	三滝川	無	菰野町	左	13.0K+100m から 15.4K+110m まで	三重郡菰野町吉沢 三重郡菰野町潤田	から まで	2,450	工物	14.8K+70m から 14.8K+70m まで		B	積土俵工	庄部橋 桁下高不足

三滝川	三滝川	無	菰野町	右	13.0K+100m から 15.4K+60m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町菰野	から まで	2,360	堤防高 (流下能力)	13.0K+100m から 14.8K+60m まで	1,760	B	積土俵工	河積不足
三滝川	三滝川	無	菰野町	右	13.0K+100m から 15.4K+60m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町菰野	から まで	2,360	水衝洗掘	14.8K+60m から 15.4K+60m まで	600	B	木竹流工	
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	0.4K+140m から 1.2K+10m まで	三重郡菰野町神森 三重郡菰野町宿野	から まで	670	堤防高 (流下能力)	0.4K+140m から 1.2K+10m まで	670	B	積土俵工	河積不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	0.4K+140m から 1.2K+10m まで	三重郡菰野町神森 三重郡菰野町宿野	から まで	670	工 作 物	1.0K+100m から 1.0K+100m まで		B	積土俵工	三重橋 桁下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	堤防高 (流下能力)	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	5,480	B	積土俵工	河積不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	2.0K+100m から 2.0K+100m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	2.4K+150m から 2.4K+150m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	2.6K+70m から 2.6K+70m まで		B	積土俵工	錦社橋 桁下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	2.6K+170m から 2.6K+170m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	3.0K+150m から 3.0K+150m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	3.4K+50m から 3.4K+50m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 三重郡菰野町茶屋の下	から まで	5,480	工 作 物	3.4K+110m から 3.4K+110m まで		B	積土俵工	井堰 河積阻害

三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	3.6K+50m から 3.6K+50m まで		B	積土俵工	宮 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	3.6K+150m から 3.6K+150m まで		B	積土俵工	井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	3.8K+20m から 3.8K+20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 梅 の 木 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.0K+20m から 4.0K+20m まで		B	積土俵工	井 堰 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.0K+140m から 4.0K+140m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 広 幡 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.2K+0m から 4.2K+0m まで		B	積土俵工	井 堰 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.2K+90m から 4.2K+90m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.4K+180m から 4.4K+180m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.6K+10m から 4.6K+10m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 無 名 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	4.8K+30m から 4.8K+30m まで		B	積土俵工	青 橋 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.0K+30m から 5.0K+30m まで		B	積土俵工	柵 田 橋 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.0K+170m から 5.0K+170m まで		B	積土俵工	井 堰 柵下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.0K+170m から 5.0K+170m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害

三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.0K+180m から 5.0K+180m まで		B	積土俵工	陽 明 橋 桁下高不足
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.2K+160m から 5.2K+160m まで		B	積土俵工	井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.2K+180m から 5.2K+180m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 曾 我 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.4K+180m から 5.4K+180m まで		B	積土俵工	桁下高不足 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.6K+20m から 5.6K+20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 神 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.6K+140m から 5.6K+140m まで		B	積土俵工	桁下高不足 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	5.8K+30m から 5.8K+50m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.0K+140m から 6.0K+140m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+10m から 6.2K+10m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+30m から 6.2K+30m まで		B	積土俵工	堀 切 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+80m から 6.2K+80m まで		B	積土俵工	桁下高不足 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+180m から 6.2K+180m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+180m から 6.2K+180m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰

三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.2K+190m から 6.2K+190m まで		B	積土俵工	茶屋の下橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.4K+30m から 6.4K+30m まで		B	積土俵工	桁下高不足 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.4K+100m から 6.4K+100m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.4K+160m から 6.4K+160m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.6K+20m から 6.6K+20m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.6K+80m から 6.6K+80m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 井 堰
三滝川	金溪川	無	菰野町	左	1.2K+160m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	5,480	工 作 物	6.8K+10m から 6.8K+10m まで		B	積土俵工	河 積 阻 害 古 宿 橋
三滝川	金溪川	無	菰野町	右	1.4K+100m から 4.4K+60m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	2,980	堤 防 高 (流下能力)	1.4K+100m から 4.4K+60m まで	2,980	B	積土俵工	桁下高不足 河 積 不 足
三滝川	金溪川	無	菰野町	右	4.6K+0m から 6.8K+10m まで	三重郡菰野町宿野 から 三重郡菰野町茶屋の下 まで	2,210	堤 防 高 (流下能力)	4.6K+0m から 6.8K+10m まで	2,210	B	積土俵工	河 積 不 足

様式 1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

年 月 日
作成責任者 印

出 水 の 概 況	警戒水位 川 雨 量 m mm								
水 防 実施箇所	左 川 岸 地先 右 m								
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出 動	消防団員			その他			合計		
人 員									
水防作業 の概況 及び工法	箇 所 工 法 m								
水 防 の 結 果	効果	堤 防 m	田 圃 ㎡	畑 圃 ㎡	家 戸 戸	鉄 道 m	道 路 m	人 口 人	そ の 他
	被害	m	㎡	㎡	戸	m	m	人	
使 用 資 器 材	土 の う				居住者の				
	トン土のう				出動状況				
	な わ				水防関係				
	杭				者の死傷				
	その他（シート等）				雨量水位 の状況				
水防活動に関する 自己批判									
備 考									

様式 2

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
官職		氏名	
上記のものは〇〇地区における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任した ことを証明する。			
年		月 日	
菰野町長			印

様式 3

公 用 負 担 命 令 票			
目 的 地	種 類		員 数
負担の内容	使用	収用	処分率
年		月 日 時	
菰野町長			
殿			
(事務取扱者氏名			印)

(参考)

○水防信号並びに標識規則（抄）

昭和24年三重県規則第76号 改正 昭和31年三重県規則第64号

第1条 水防法（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく水防信号は、次の各号に掲げるものとする。

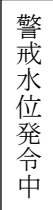
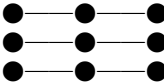
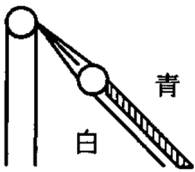
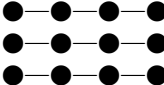
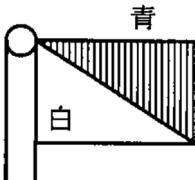
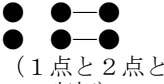
- 1 「第1信号」は、警戒水位に達したことを知らせるもの
- 2 「第2信号」は、水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 3 「第3信号」は、当該水防管理団体の区域内の居住するものが出動すべきことを知らせるもの
- 4 「第4信号」は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 「第5信号」は、水位が警戒水位を降り、増水のおそれなくなったとき発するもの

第2条 水防信号は、別表に定める方法に従い発するものとする。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和24年8月3日から適用する。

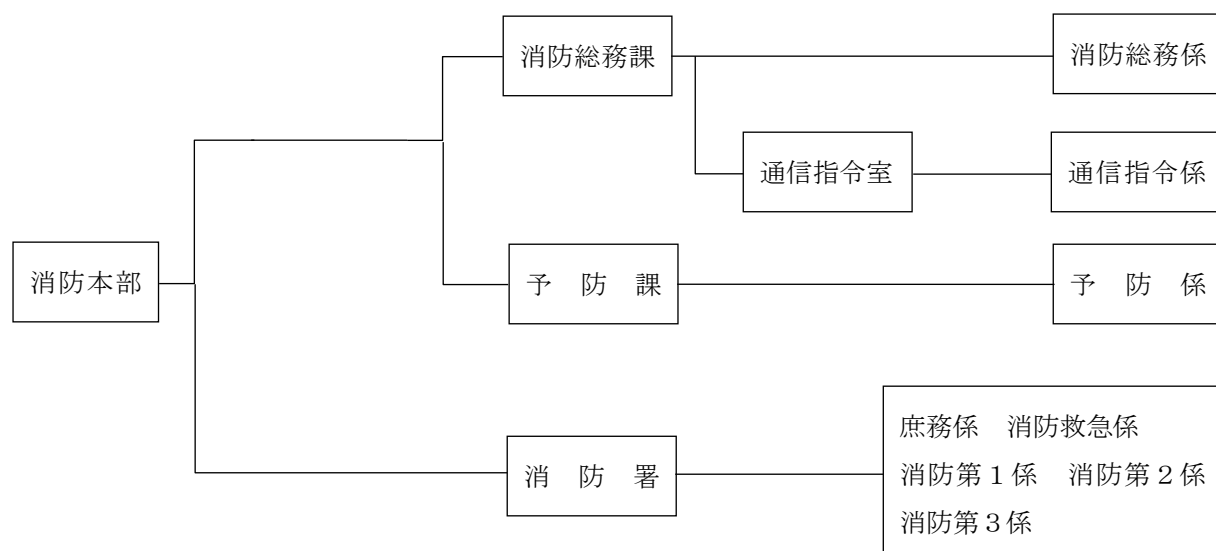
別表 水防信号

区 分	種 別	警鐘信号	サイレン信号	その他の信号 (警戒水位信号)
第1信号	警戒水位信号	●休止●休止 ●休止	約5秒 約15秒 — — 休 止 約5秒 約15秒 — — 休 止 約5秒 —	掲 示 板 
第2信号	出 動 信 号		約5秒 約6秒 — — 休 止 約5秒 約6秒 — — 休 止 約5秒 — —	青地に白 形状、大きき適宜 吹流し 
第3信号	水防管理団体の 区域内の居 住者出動信号		約10秒 約5秒 — — 休 止 約10秒 約5秒 — — 休 止 約10秒 — —	旗 
第4信号	避 難 信 号	乱打	約1分 約5秒 — — 休 止 約1分 — —	
第5信号	洪 水 警 報 解 除 信 号	 (1点と2点との斑打)		

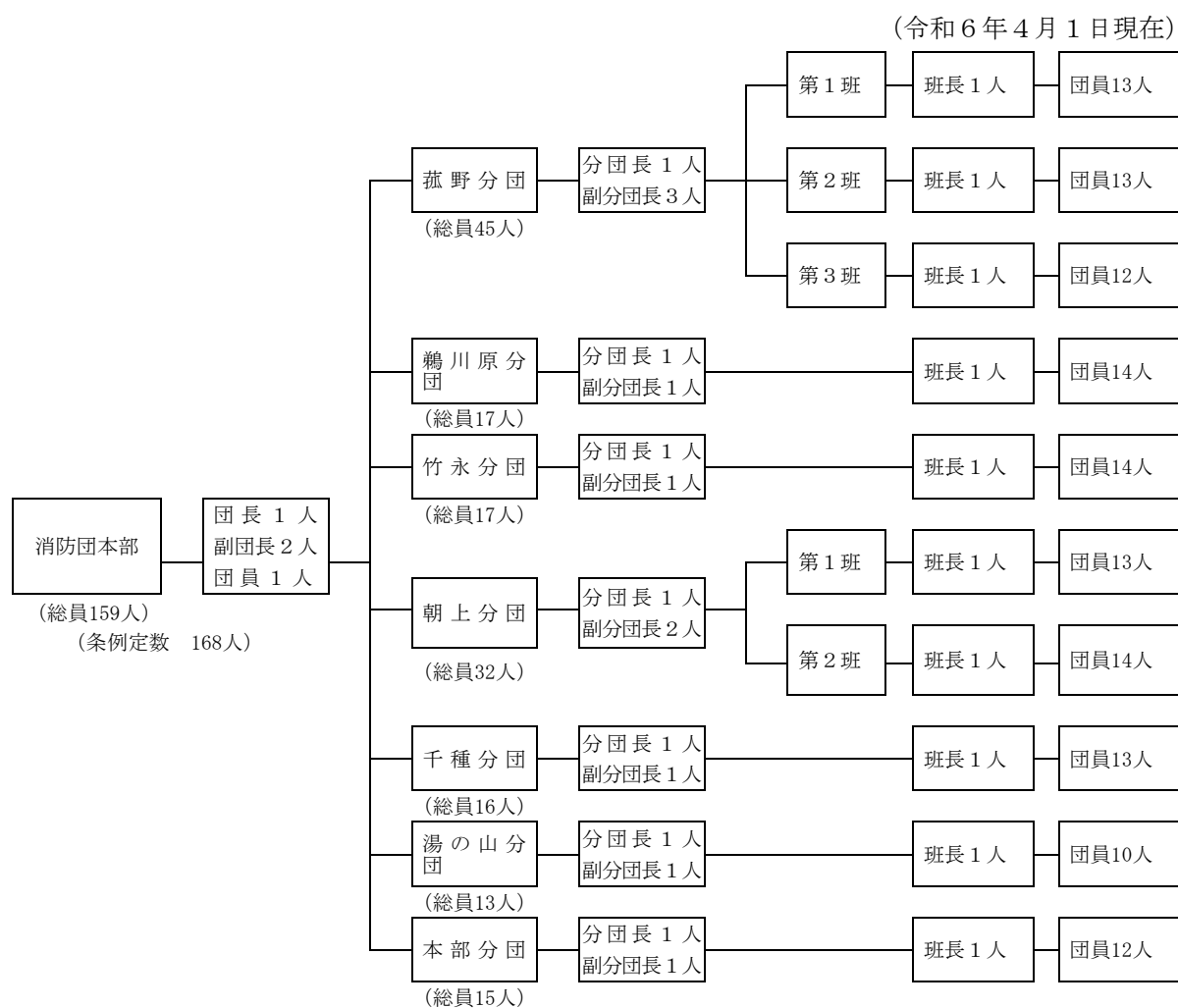
備 考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

○消防本部・消防署の組織



○消防団組織



○消防水利状況

(令和6年4月1日現在)

地 区 水 利		菰 野	鵜 川 原	竹 永	朝 上	千 種	合 計
消 火 栓	管径50mm以下	5	—	1	—	2	8
	75mm	172	81	101	123	112	589
	100mm	151	44	38	113	75	421
	150mm以上	160	63	37	85	82	427
	合 計	488	188	177	321	271	1,445
防 火 水 槽	容量20m ³ 未満	3	—	2	7	2	14
	容量20m ³ 以上40m ³ 未満	21	3	7	12	4	47
	容量40m ³ 以上	4	1	1	3	8	17
	耐震性貯水槽40m ³	7	1	1	2	2	13
	耐震性貯水槽100m ³	1	1	1	1	1	5
	プール	4	1	1	2	1	9
	合 計	40	7	13	27	18	105
自 然 水 利	河 川	51	17	13	74	63	218
	池	8	2	3	17	11	41
	合 計	59	19	16	91	74	259

○耐震性貯水槽設置場所一覧

地区	設 置 場 所		容量
菰野地区	大羽根園松ヶ枝町	西公園	40m ³
	大字菰野	菰野西こども園駐車場	40m ³
	大字菰野	菰野第二区公民館西	40m ³
	大字菰野	菰野地区コミュニティセンター東駐車場 (菰野分団第2班車庫前)	100m ³
	大字菰野	菰野町体育センター多目的広場	40m ³
	大字菰野	東町防災公園	40m ³
	大字宿野	菰野分団第三班車庫前	40m ³
	大字福村	菰野厚生病院駐車場	40m ³
鵜川原地区	大字下村	鵜川原地区コミュニティセンター駐車場	100m ³
	大字川北	川北公園	40m ³
竹永地区	大字竹成	竹永地区コミュニティセンター駐車場	100m ³
	大字永井	永井集落センター	40m ³
朝上地区	大字田光	八風中学校駐車場	100m ³
	大字田光	多比鹿神社	40m ³
	大字小島	小島作業所	40m ³
千種地区	大字潤田	菰野町役場北駐車場	40m ³
	大字潤田	菰野町消防本部	100m ³
	大字潤田(三滝園)	西公園	40m ³

○現有消防車両一覧

1 消防署

(令和6年3月31日現在)

区分 車種	メーカー	規格等	登録番号	登録年月日	排気量 (cc)	車両総重量 (kg)	免 許 分 区
はしご車	日野	30m級	三重 800 は 1877	H26. 3. 19	8,860	19,120	大 型
救助工作車	日野	Ⅱ 型	三重 800 は 1347	H20. 3. 13	7,680	12,000	大 型
水槽付 ポンプ車	日野	水Ⅱ型 (災害対応)	三重 830 す 2201	R 4. 1. 7	5,120	11,700	大 型
小型動力ポン プ付水槽車	日野	Ⅰ 型	三重 830 と 2002	R 2. 2. 27	5,120	12,655	大 型
ポンプ車	日野	CD-Ⅰ (CAFS付)	三重 800 せ 6	H26. 12. 4	4,000	6,755	準中型
救急1号車	日産	高規格	三重 830 す 2402	R 6. 2. 26	2,480	3,305	普 通

区分 車種	メーカー	規格等	登録番号	登録年月日	排気量 (cc)	車両総重量 (kg)	免許 区分
救急２号車	日産	高規格	三重 830 す 1711	H29. 11. 17	3,490	3,385	普通
救急３号車	日産	高規格	三重 830 せ 1511	H27. 11. 17	3,490	3,395	普通
査察車	トヨタ	ワゴン	三重 800 す 5463	H20. 12. 11	1,980	2,100	普通
広報車	トヨタ	ワゴン	三重 800 す 8616	H24. 12. 27	2,690	2,670	普通
資機材 搬送車	いすゞ	2t積	三重 800 せ 127	H27. 1. 29	2,990	4,905	準中型
救急予備車	日産	高規格	三重 800 す 7167	H22. 12. 2	3,490	3,235	普通

2 消防団

(令和6年4月1日現在)

※ 付積＝小型動力ポンプ付積載車

区分 分団名	メーカー	規格等	登録番号	登録年月日	排気量 (cc)	車両総重量 (kg)	免許 区分
菰野分団 第1班	いすゞ	CD—I	三重 800 す 715	H17. 2. 9	4,770	4,460	準中型
菰野分団 第2班	いすゞ	CD—I	三重 800 す 7276	H23. 2. 14	2,990	4,730	準中型
菰野分団 第3班	いすゞ	CD—I	三重 800 さ 9007	H15. 12. 15	4,770	4,320	準中型
鶴川原分団	いすゞ	CD—I	三重 800 す 5567	H21. 2. 3	2,990	4,620	準中型
竹永分団	日野	CD—I	三重 830 さ 4047	R 4. 2. 10	4,000	4,750	準中型
朝上分団 第1班	いすゞ	CD—I	三重 800 す 4668	H20. 2. 6	2,990	4,440	準中型
朝上分団 第2班	いすゞ	CD—I	三重 800 さ 7399	H14. 12. 16	4,770	4,690	準中型
千種分団	いすゞ	CD—I	三重 800 さ 5820	H13. 12. 18	4,570	4,410	準中型
湯の山分団	いすゞ	CD—I	三重 830 な 1212	R 5. 3. 13	2,990	4,950	準中型
本部分団	いすゞ	CD—I	三重 830 せ 1702	H29. 2. 22	2,990	4,900	準中型
団本部	日産	付積(※)	三重 800 せ 280	H27. 3. 26	2,480	3,220	普通
団本部	トヨタ	付積(※)	三重 830 な 2002	R 2. 2. 21	2,980	3,160	普通
団本部	日産	ワゴン	三重 502 ふ 2380	H26. 11. 27	1,590	1,735	普通

○消防通信施設

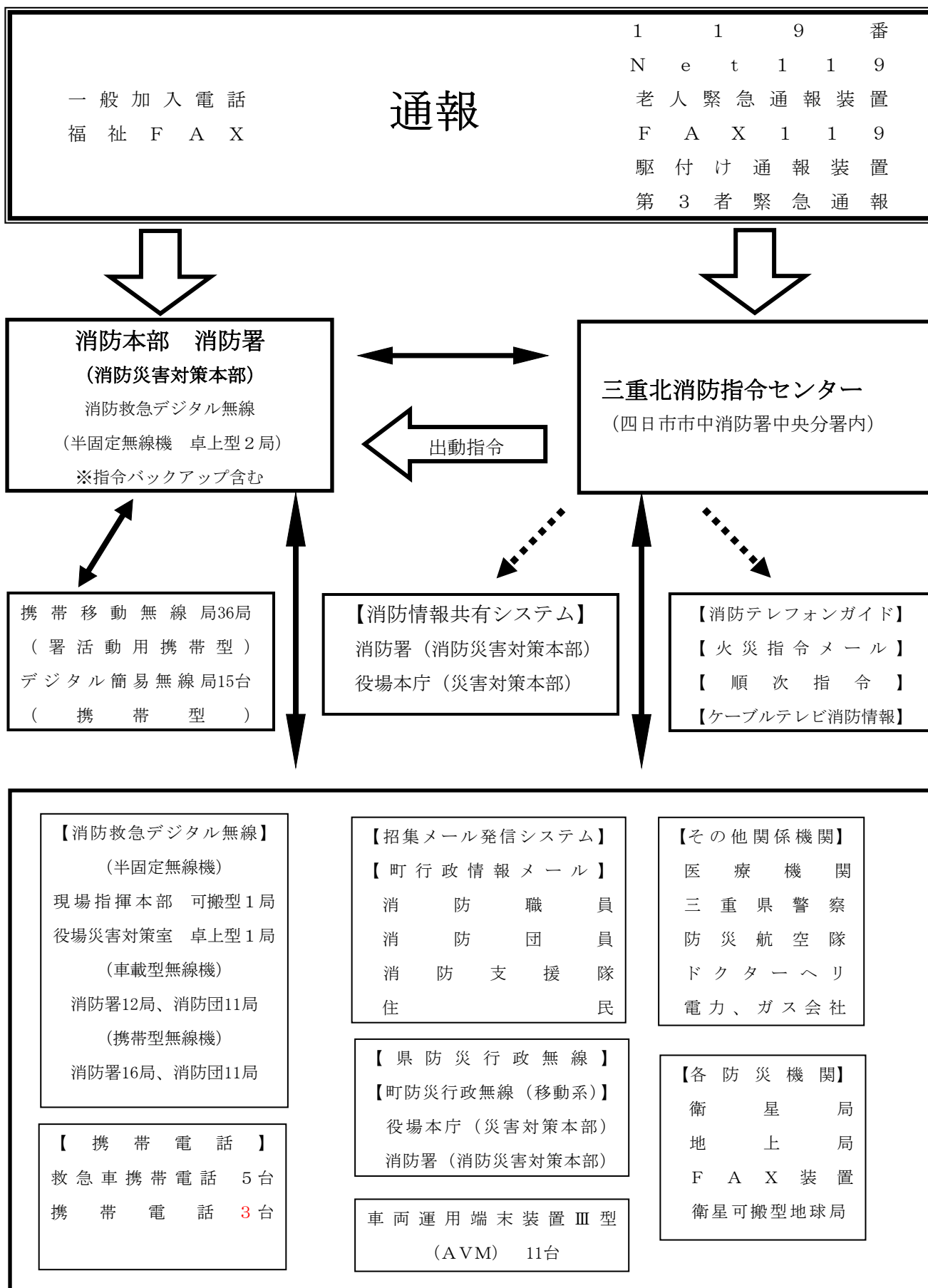
1 通信施設の種類

(令和6年10月1日現在)

	種 類	数 量	備 考
三重北消防指令センター	報知電話（119）	7 回線 14ch	固定電話、携帯電話、I P 電話 （携帯電話：119番映像通報システム1台）
	順次指令装置	6 回線 12ch	指令台連動
	消防テレフォンガイド	1 回線 2 ch	指令台連動 N T T ひかりにより同時に3回線受信可能
	F A X 119	1 台	
	指令メール	1 式	火災指令メール
	N e t 119受信装置	2 台	
	ケーブルテレビ消防情報	1 ch	
菰野町消防本部、消防署	車載移動無線局（デジタル）	12局	菰野波1～2、四日市波1～4、桑名波1～3、 統制波1～3、主運用波、消防団波 ※広域応援用 主運用波1～6
	携帯移動無線局（デジタル）	16局	菰野波1～2、四日市波1～4、桑名波1～3、 統制波1～3、主運用波、消防団波 ※広域応援用 主運用波1～6
	消防団車載移動無線局（デジタル）	11局	菰野波2、消防団波
	消防団携帯移動無線局（デジタル）	11局	菰野波2、消防団波
	半固定無線局（デジタル）	4 局	菰野波1～2、四日市波1～4、桑名波1～3、 統制波1～3、主運用波、消防団波 ※広域応援用 主運用波1～6 こもの200、こもの202【卓上型】、 こもの201【可搬型】、 こもの203【卓上型】役場災害対策室設置
	消防救急デジタル無線基地局 活動波	1 局	活動波 みえきたしれいこもの（菰野波1～2） 【通信所】こものしょうぼう
	三重県消防救急デジタル無線基地局 共通波（菰野中継所）	1 局	みえきょうつうこもの（主運用波、統制波1～3） 【通信所】こものしょうぼう
	三重県防災行政無線局	3 局	衛星局、地上局、可搬型衛星地球局
	携帯移動無線局 （署活動用携帯型）	36局	署活波1～2、消防団波 こもの310～339、こもの300～302、 こもの341～343
	デジタル簡易無線局（携帯型）	15台	
	車両運用端末装置Ⅲ型（A V M ）	11台	ドコモF O M A 回線

	消防情報共有システム	2 台	消防災害対策本部 1 台 役場災害対策室 1 台
	F A X	1 回線 2 ch	一般用、福祉用
	職員招集メール発信システム	1 式	
	菰野町行政情報メール発信システム	1 式	
	指令センター用内線電話機	1 回線	三重北消防指令センター連絡用
	駆付け通報装置	1 回線	三重北消防指令センター直接通報用 (菰野町消防署玄関前に設置)
	一般加入電話	2 回線 4 ch	
	救急車積載携帯電話	5 台	
	携帯電話	3 台	本部 1、署 2

2 通信系統図



○危険物施設現況

(令和6年4月1日現在)

製造所等の別 区 分		製 造 所	貯 蔵 所								取 扱 所					合 計	
			小 計	屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	小 計	給 油		第一種販売	第二種販売		一 般
												営業用	自家用				
倍 数 別	検 査 済 施 設 数	1	119	33	17	4	32	2	27	4	56	15	18		1	22	176
	5倍以下		54	11	4	4	21	2	10	2	11		2			9	65
	5倍超 10倍以下		22	2	8		9		1	2	6		1			5	28
	10 " 50 "	1	20	6	4		2		8		24	2	15		1	6	45
	50 " 100 "		6		1				5		4	2				2	10
	100 " 150 "		7	4					3		2	2					9
	150 " 200 "		2	2							2	2					4
	200 " 1,000 "		6	6							7	7					13
	1,000倍超		2	2													2
類 別	第 1 類		1	1													1
	第 2 類																
	第 3 類																
	第 4 類	1	117	31	17	4	32	2	27	4	56	15	18		1	22	174
	第 5 類		1	1													1
	第 6 類																
	混 在																

〔避難・備蓄〕

○避難所一覧

1 緊急避難所（指定緊急避難場所）

区 名	名 称	所 在 地	電話番号	収容人数
神 明	グリーンホテル	菰野町大字千草7054-173	059-392-3111	40
	神明区公会所	菰野町大字菰野8475-22		32
大 羽 根 園	大羽根園自治会公会所	菰野町大羽根園並木通4		62
菰野第一区	菰野第一区第一公会所	菰野町大字菰野9007	059-393-2116	29
菰野第二区	菰野第二区公民館	菰野町大字菰野2203-1	059-394-0940	80
菰野第三区	南部公民館	菰野町大字福村148	059-393-1991	128
	第三区民栄会館	菰野町大字菰野1419-8	059-394-0986	50
	川原町集会所	菰野町大字菰野1778		18
宿 野	宿野公会所	菰野町大字宿野230-1	059-394-0913	65
福 村	福村公会所	菰野町大字福村272	059-394-2744	56
神 森	神森集落センター	菰野町大字神森705	059-394-1984	33
大 強 原	大強原公会所	菰野町大字大強原3482-1	059-394-6237	47
下 村	下村公会所	菰野町大字下村2166-3		48
川 北	川北公会所	菰野町大字川北563	059-393-2074	81
池 底	池底集落センター	菰野町大字池底1152	059-394-1127	41
吉 沢	吉沢集落センター	菰野町大字吉沢1792-2		44
諏 訪	諏訪公会所	菰野町大字諏訪3822	059-394-2904	63
竹 成	竹成区公会堂	菰野町大字竹成2116	059-396-1880	78
永 井	永井集落センター	菰野町大字永井3832	059-396-1707	34
田 光	田光公会堂	菰野町大字田光2066	059-396-0127	90
杉 谷	杉谷公会所	菰野町大字杉谷776-1	059-396-2319	66
榑	榑公会所	菰野町大字榑303		16
松 涛 園	松涛園公会所	菰野町大字小島417-185		36
小 島	小島集落センター	菰野町大字小島1687-1		33
田 口 新 田	田口新田公会所	菰野町大字田口新田2256		42
美 山	美山区公会所	菰野町大字田口新田232-32		13
田 口	田口公会所	菰野町大字田口2495		56
日 丘	日丘区公会所	菰野町大字田口新田117-66		16
切 畑	切畑公会所	菰野町大字切畑700		13
根 の 平	根の平公会所	菰野町大字根の平114-1		10
一本木団地	一本木公会所	菰野町大字榑895-44		24
青 葉 台	青葉台公会所	菰野町大字杉谷1572-187		39

千 草	千草公会所	菰野町大字千草2763		50
	千草区民センター	菰野町大字千草2510		26
	(株)マキテック三重工場	菰野町大字千草4633番地9		87
音 羽	音羽公会所	菰野町大字音羽585-1		31
潤 田	潤田集落研修センター	菰野町大字潤田499	059-394-6930	79
三 滝 園	三滝園公会所	菰野町大字潤田650-177		26
岡	岡公民館	菰野町大字千草4127-10	059-393-4193	56
福 松	福松構造改善センター	菰野町大字千草5364-16	059-394-5194	42
奥 郷	奥郷構造改善センター	菰野町大字千草6368-2	059-394-3773	43
江 野	江野区公会所	菰野町大字千草7045-897	059-392-2105	37
収容人員＝有効スペース 3 m ² × 1 人				計1,959

2 風水害時における緊急避難所（指定緊急避難場所）を補完する施設

名 称	所 在 地	電話番号	収容人数
菰野地区コミュニティセンター	菰野町大字菰野1418	059-394-5333	21
朝上地区コミュニティセンター	菰野町大字田光4291	059-396-0001	22
千種地区コミュニティセンター	菰野町大字千草3851	059-393-2052	18
収容人員＝有効スペース（和室） 3 m ² × 1 人			計 61

◎緊急避難所を補完する施設とは、緊急避難所で受入れ出来ない避難者及びキャンプ場宿泊者等を受け入れる場合に利用する。

3 収容避難所（指定避難所）

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	収容人数
菰 野 地 区	菰野町B & G海洋センター	菰野町大字菰野4775-1	059-394-3177	381
	菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006	288
	菰野中学校	菰野町大字菰野1192	059-393-2122	357
	菰野高等学校	菰野町大字福村870	059-393-1131	382
鵜 川 原 地 区	鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118	183
竹 永 地 区	竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009	198
朝 上 地 区	朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004	294
	八風中学校	菰野町大字田光3808-18	059-396-0012	338
千 種 地 区	千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590	333
収容人員＝体育館等 3 m ² × 1 人				計 2,754

4 収容避難所（指定避難所）を補完する施設

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	収容人数
菰 野 地 区	菰野こども園	菰野町大字菰野2098	059-393-2135	27
	菰野西こども園	菰野町大字菰野8870	059-394-0884	54
	菰野幼稚園 菰野東保育園	菰野町大字菰野1485	059-393-1179	78
鵜 川 原 地 区	鵜川原幼稚園 鵜川原保育園	菰野町大字大強原829-1	059-393-2405	38
竹 永 地 区	竹永幼稚園 竹永保育園	菰野町大字永井59	059-396-0527	56
朝 上 地 区	朝上幼稚園 朝上保育園	菰野町大字田光3306-2	059-396-0114	44
	北部子ども子育て支援拠点施設	菰野町大字田光4293	059-396-0707	41
千 種 地 区	千種幼稚園 千種保育園	菰野町大字音羽2240	059-393-2406	58
収容人員＝ホール等 3 m ² × 1 人				計 396

◎収容避難所を補完施設とは、収容避難所の収容能力を超える被災者を受け入れる場合に利用する、隣接の保育園、幼稚園、こども園等である。

5 福祉避難所

名 称	所 在 地	電話番号
檜の里 あさけ学園	菰野町大字杉谷1573	059-394-1595
グループホーム ゆのやま	菰野町大字菰野2350-4	059-392-2525
菰野聖十字の家	菰野町大字宿野1433-69	059-394-2511
聖十字ハイツ	菰野町大字宿野1641-10	059-394-5880
ジェイエイあいけあセンター	菰野町大字田光4821	059-399-3060
菰野町保健福祉センターけやき	菰野町大字潤田1281	059-394-1294
老人福祉施設組合 みずほ寮	菰野町大字菰野5833-1	059-394-1121
老人保健施設 友愛トピア	菰野町大字宿野371	059-393-4000
湯の山介護老人保健施設	菰野町大字千草7045-73	059-392-2500
菰野陽気園	菰野町大字杉谷1572-1	059-394-2380
菰野千草園	菰野町大字千草6455-3	059-391-2201

◎収容避難所に避難してきた避難者で、福祉避難所の対象となる避難者が必要となった場合に開設を要請する。

○避難所等太陽光発電設備及び蓄電池設備設置状況

施設名称	太陽光発電設備	蓄電池設備	備 考
菰野町庁舎	10kW（庁舎） 36kW（駐車場）	15kWh	災害対策本部照明、コンセント、駐車場コンセント 【太陽光（H27、H30）、蓄電池（H27）】
菰野町B & G 海洋センター	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、事務所、便所、2階トレーニングルーム） 照明、アリーナコンセント 【太陽光（H27）、蓄電池（H27）】
菰野小学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H28）、蓄電池（H28）】
朝上小学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H22）、蓄電池（H28）】
千種小学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H22）、蓄電池（H27）】
鵜川原小学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H22）、蓄電池（H28）】
竹永小学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H17）、蓄電池（H27）】
菰野中学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H28）、蓄電池（H28）】
八風中学校	10kW	15kWh	体育館（アリーナ、便所）照明、アリーナコンセント 【太陽光（H28）、蓄電池（H28）】
菰野幼稚園 菰野東保育園	10kW	—	自立運転機能無し 【太陽光（H22）】
鵜川原幼稚園 鵜川原保育園	10kW	—	自立運転機能有り 【太陽光（H27）】
竹永幼稚園 竹永保育園	10kW	—	自立運転機能有り 【太陽光（H25）】

○給水活動用車両及び資機材（上下水道課）

車両及び機材名	保有数	能 力
給 水 タ ン ク 車	1 台	1 台×2 m ³
給 水 タ ン ク	2 台	1 台×1.5 m ³ 1 台×0.5 m ³
ポ リ タ ン ク	130 個	40個×20 ℓ 90個×10 ℓ
給 水 袋	1,000 袋	1,000袋×6 ℓ
仮 設 給 水 栓	1 台	1 台×6 栓

○防災備蓄倉庫備蓄品目一覧

No.	品 目	合 計	備蓄倉庫 役場	新湯の山 ホテル跡地	B & G 海洋 センター	菰野地区 コミュニティ センター	菰野中学校	福村町営 住宅南	鶴川原地区 コミュニティ センター	竹永地区 コミュニティ センター	朝上地区 コミュニティ センター	消防団千種 分団詰所
1	毛布（真空パック） 枚	4,026	116	100	300	540	400	200	600	570	800	400
2	簡易トイレ 台	130	8	8	13	18	13	8	13	13	23	13
3	ワンタッチテント 張	130	8	8	13	18	13	8	13	13	23	13
4	プライベートテント 張	73	-	-	8	8	8	9	8	8	16	8
5	プライバシーテント 張	9	-	-	1	1	1	1	1	1	2	1
6	凝固、衛生袋セット 箱	315	10	29	32	32	31	31	32	31	55	32
7	パーテーション 式	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
8	アルミベッド 台	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
9	移動かまど 式	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	折りたたみ式リヤカー 台	11	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	避難生活用テント 式	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1
12	浄水装置 機	11	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	組立水槽（1,000ℓ） 台	7	1	1	1	-	-	-	1	1	1	1
14	布製水槽（500ℓ） 台	18	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
15	給水装置 式	12	4	1	1	1	1	-	1	1	1	1
16	背負い式飲料水袋 枚	2,110	160	100	200	450	200	100	200	200	200	300
17	救急箱 箱	26	1	3	4	4	2	2	2	2	3	3
18	三角巾 枚	1,200	-	100	125	200	100	100	100	100	200	175
19	脱脂綿（カット綿） 箱	24	-	3	3	4	2	2	2	2	3	3
20	アルミポール製担架 本	50	3	5	7	5	5	5	5	5	5	5
21	携帯用非常照明器具 式	47	10	4	5	4	4	4	4	4	4	4
22	発電機付バルーン式 投光機 機	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23	ガスエンジン発電機 台	12	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
24	チェーンブロック用 三脚 基	40	1	1	3	2	3	1	6	2	13	8

No.	品 目	合 計	備 役 倉 場 庫	新湯の山 ホテル跡地	B & G 海洋 センター	菰野地区 コミュニテイ センター	菰野中学校	福村町営 住宅南	鵜川原地区 コミュニテイ センター	竹永地区 コミュニテイ センター	朝上地区 コミュニテイ センター	消防団十種 分団詰所
25	チェーンブロック 基	40	1	1	3	2	3	1	6	2	13	8
26	乳児・小児用おむつ Mサイズ58枚入り	袋 20	1	1	2	2	2	2	2	2	4	2
27	乳児・小児用おむつ Lサイズ44枚入り	袋 20	1	1	2	2	2	2	2	2	4	2
28	大人用おむつM-L 14枚入り	袋 20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29	大人用おむつL-L L 12枚入り	袋 20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
30	パンツ用吸水シート 39枚入り	袋 12	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1
31	生理用品 昼28枚入	袋 110	10	10	10	10	10	10	10	10	20	10
32	生理用品 夜13枚入	袋 110	10	10	10	10	10	10	10	10	20	10
33	トイレットペーパー 12ロール入り	箱 60	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
34	マスク 枚	6,300	6,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
35	電子体温計 個	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36	非接触式体温計 個	20	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	消毒用アルコール ℓ	150	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	フェイスシールド 個	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	手袋 枚	1,200	1,200	-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	防護服 枚	400	400	-	-	-	-	-	-	-	-	-
41	トイレ用ライト 個	81	-	-	9	9	9	9	9	9	18	9
42	防犯ブザー 個	200	-	-	22	22	22	22	22	22	46	22

○炊出し可能場所一覧

施設名	所在地	電話番号	給食室 面積 (㎡)	給食 可能食	使用 燃料
菰野小学校	菰野町大字菰野1490	059-393-2006	210.0	1,035	プロパンガス
鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	059-393-2118	192.0	265	〃
竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	059-396-0009	124.0	452	〃
千種小学校	菰野町大字千草3861	059-394-2590	194.0	330	〃
朝上小学校	菰野町大字田光66	059-396-0004	209.0	678	〃
菰野こども園	菰野町大字菰野2098	059-393-2135	59.4	258	〃
菰野西こども園	菰野町大字菰野8870	059-394-0884	57.8	290	〃
鵜川原幼稚園 鵜川原保育園	菰野町大字大強原829-1	059-393-2405	63.6	149	〃
竹永幼稚園 竹永保育園	菰野町大字永井59	059-396-0527	63.7	262	〃
千種幼稚園 千種保育園	菰野町大字音羽2240	059-393-2406	64.8	235	〃
朝上幼稚園 朝上保育園	菰野町大字田光3306-2	059-396-0114	56.0	270	〃

(定員＋職員)

○マンホールトイレ設置状況

地区名	名称	所在地	マンホール トイレ	車いす用	男性用	型式
菰野地区	菰野町B&G海洋センター	菰野町大字菰野4775-1	4	1	1	貯留型
	菰野小学校	菰野町大字菰野1490	4	1	1	貯留型
	菰野中学校	菰野町大字菰野1192	4	1	1	貯留型
	菰野高等学校	菰野町大字福村870	4	1	1	貯留型
鵜川原地区	鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	4	1	1	貯留型
竹永地区	竹永小学校	菰野町大字竹成2593-5	4	1	1	貯留型
千種地区	千種小学校	菰野町大字千草3861	4	1	1	貯留型

※トイレ本体、付属品及びテント含む。男性用については1基あたり4名まで利用可能。

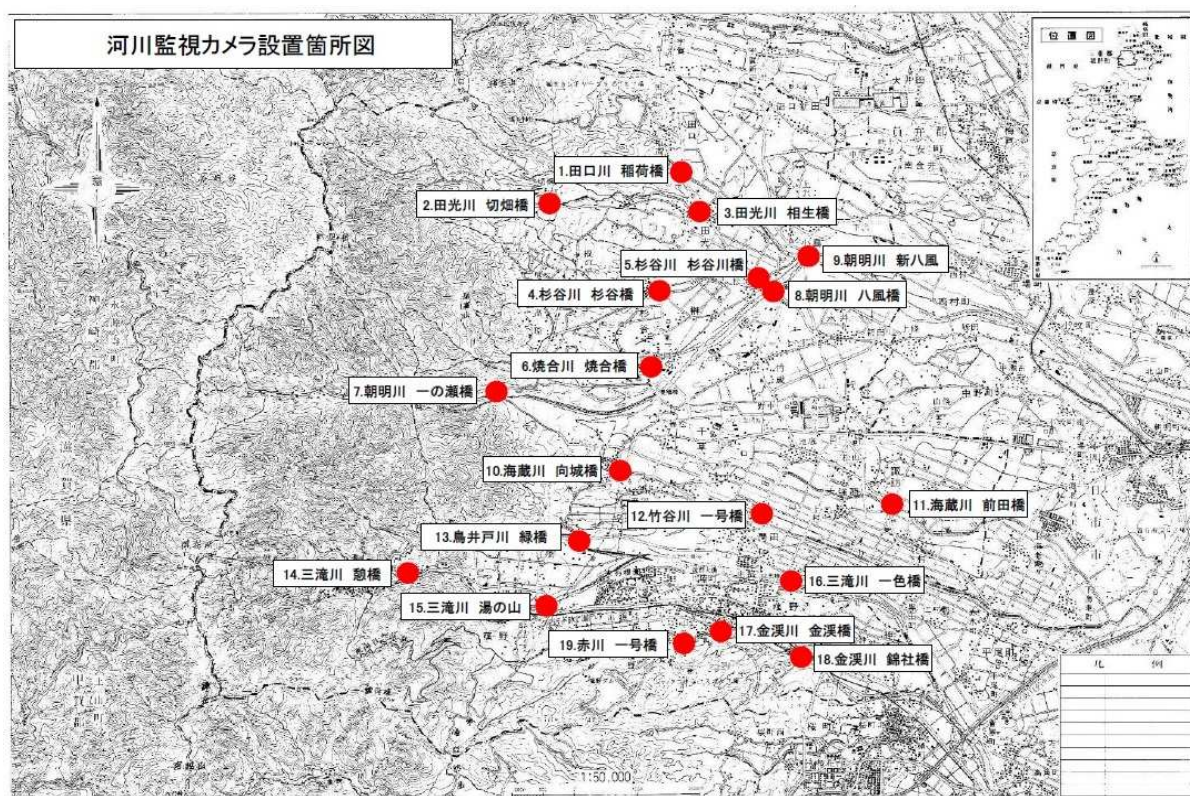
〔通信・輸送〕

○災害時優先電話設置状況

設置場所	所 在 地	種 類
菰野町庁舎	菰野町大字潤田1250	一 般
菰野地区コミュニティセンター	菰野町大字菰野1418	一 般
鵜川原地区コミュニティセンター	菰野町大字下村1840	一 般
竹永地区コミュニティセンター	菰野町大字竹成4436	一 般
朝上地区コミュニティセンター	菰野町大字田光4291	一 般
千種地区コミュニティセンター	菰野町大字千草3851	一 般
保健福祉センターけやき 1 F	菰野町大字潤田1281	公 衆
保健福祉センターけやき屋外	菰野町大字潤田1281	公 衆
水道管理センター	菰野町大羽根園新林町4227	一 般
湯の山浄水場	菰野町大字菰野8502-2	一 般
潤田浄水場	菰野町大字潤田1742-3	一 般
菰野こども園	菰野町大字菰野2098	一 般
鵜川原幼稚園・鵜川原保育園	菰野町大字大強原829-1	一 般
竹永幼稚園・竹永保育園	菰野町大字永井59	一 般
朝上幼稚園・朝上保育園	菰野町大字田光3306-2	一 般
千種幼稚園・千種保育園	菰野町大字音羽2240	一 般
菰野幼稚園・菰野東保育園	菰野町大字菰野1485	一 般
菰野小学校	菰野町大字菰野1490	特設公衆
鵜川原小学校	菰野町大字大強原913	特設公衆
竹永小学校	菰野町大字竹成2598-2	特設公衆
朝上小学校	菰野町大字田光66	特設公衆
千種小学校	菰野町大字千草3861	特設公衆
菰野中学校	菰野町大字菰野1192	特設公衆
八風中学校	菰野町大字田光3808-18	特設公衆
菰野町消防本部消防署	菰野町大字潤田4418	一 般 携 帯
菰野町 B & G 海洋センター	菰野町大字菰野4775-1	特設公衆
菰野高等学校	菰野町大字福村870	特設公衆

○河川監視カメラ設置状況

河川名	設置場所	所在地
田口川	稲荷橋	菰野町田口
田光川	切畑橋	菰野町切畑
田光川	相生橋	菰野町田光
杉谷川	杉谷橋	菰野町杉谷
杉谷川	杉谷川橋	菰野町小島
焼合川	焼合橋	菰野町千草
朝明川	一の瀬橋	菰野町千草
朝明川	八風橋	菰野町小島
朝明川	新八風橋	菰野町小島
海蔵川	向城橋	菰野町千草
海蔵川	前田橋	菰野町大強原
竹谷川	一号橋	菰野町潤田
鳥井戸川	緑橋	菰野町千草
三滝川	憩橋	菰野町菰野
三滝川	湯の山橋	菰野町菰野
三滝川	一色橋	菰野町福村
金溪谷川	金溪橋	菰野町菰野
金溪谷川	錦社橋	菰野町宿野
赤川	一号橋	菰野町菰野



○へりコプター臨時離着陸場一覧

所在地	名称	緯度 経度	離着陸場 連絡番号	面積 (㎡)		離着陸 場規模	避難場 所指定	土地 表面	散水の 必要性	対空表示	備考
				面	積						
三重郡菰野町大字田光66	朝上小学校グラウンド	N 35° 04' 08 E 136° 30' 32	朝上小学校 059-396-0004	90 ×	7650 85	C	有	砂質	有	19-4	
三重郡菰野町大字竹成2593-5	竹永小学校グラウンド	N 35° 03' 03 E 136° 31' 17	竹永小学校 059-396-0009	77 ×	4620 60	C	有	砂質	有	19-3	
三重郡菰野町大字千草3861	千種小学校グラウンド	N 35° 01' 46 E 136° 30' 13	千種小学校 059-393-2590	100 ×	6200 62	C	有	砂質	有	19-5	
三重郡菰野町大字菰野	大羽根運動公園駐車場	N 35° 01' 08 E 136° 29' 44	菰野町役場 都市整備課 059-391-1138	50 ×	4000 80	C	無	舗装	無		
三重郡菰野町大字福村870	菰野高校グラウンド	N 35° 00' 52 E 136° 31' 06	菰野高等学校 059-393-1131	120 ×	9600 80	C	有	砂質	有	0-73	
三重郡菰野町大字菰野1490	菰野小学校グラウンド	N 35° 00' 43 E 136° 30' 35	菰野小学校 059-393-2006	120 ×	9000 75	C	有	砂質	有	19-1	
三重郡菰野町大字菰野8625	御在所ロープウェイ駐車場	N 35° 00' 59 E 136° 26' 51	御在所ロープウェイ株 式会社 059-392-2261	30 ×	1500 50	C	無	舗装	無		
三重郡菰野町大字千草6463-1	三重県民の森 つどいの広場	N 35° 02' 46 E 136° 28' 55	三重県民の森 059-394-2350	110 ×	11000 100	C	無	芝生	無		三重県防災 へり適地
三重郡菰野町大字大強原913	鵜川原小学校グラウンド	N 35° 01' 37 E 136° 32' 17	鵜川原小学校 059-393-2118	60 ×	2400 40	C	有	砂質	有	19-2	
三重郡菰野町大字菰野4775-1	菰野西競技場	N 35° 00' 54 E 136° 29' 10	菰野町役場 コミュニティ振興課 059-391-1160	100 ×	5000 50	C	有	人工 芝	無		
三重郡菰野町大字田光81	八風中学校グラウンド	N 35° 04' 06 E 136° 30' 40	八風中学校 059-396-0012	120 ×	10800 90	C	有	砂質	有	19-7	

三重郡菰野町大字菰野7961-2	菰野調整池	N 35° 00′ 10″ E 136° 29′ 20″	水質源機構 三重用管理所 059-393-2000	50 × 50	2500	C	無	舗装	無	三重県防災 へり適地
三重郡菰野町大字千草	朝明緑地多目的広場	N 35° 02′ 29″ E 136° 29′ 35″	菰野町役場 コミュニティ振興課 059-391-1160	120 × 90	10800	C	無	砂質	有	三重県防災 へり適地
三重郡菰野町大字潤田	菰野町役場南 三滝川堤防	N 35° 01′ 08″ E 136° 30′ 13″	菰野町役場 都市整備課 059-391-1138	205 × 30	6150	C	無	芝生	無	三重県防災 へり適地
三重郡菰野町大字菰野	大羽根サッカー場	N 35° 01′ 08″ E 136° 29′ 48″	菰野町役場 コミュニティ振興課 059-391-1160	120 × 90	10800	C	無	人工芝	無	三重県防災 へり適地

(注) 1 離着陸場規模

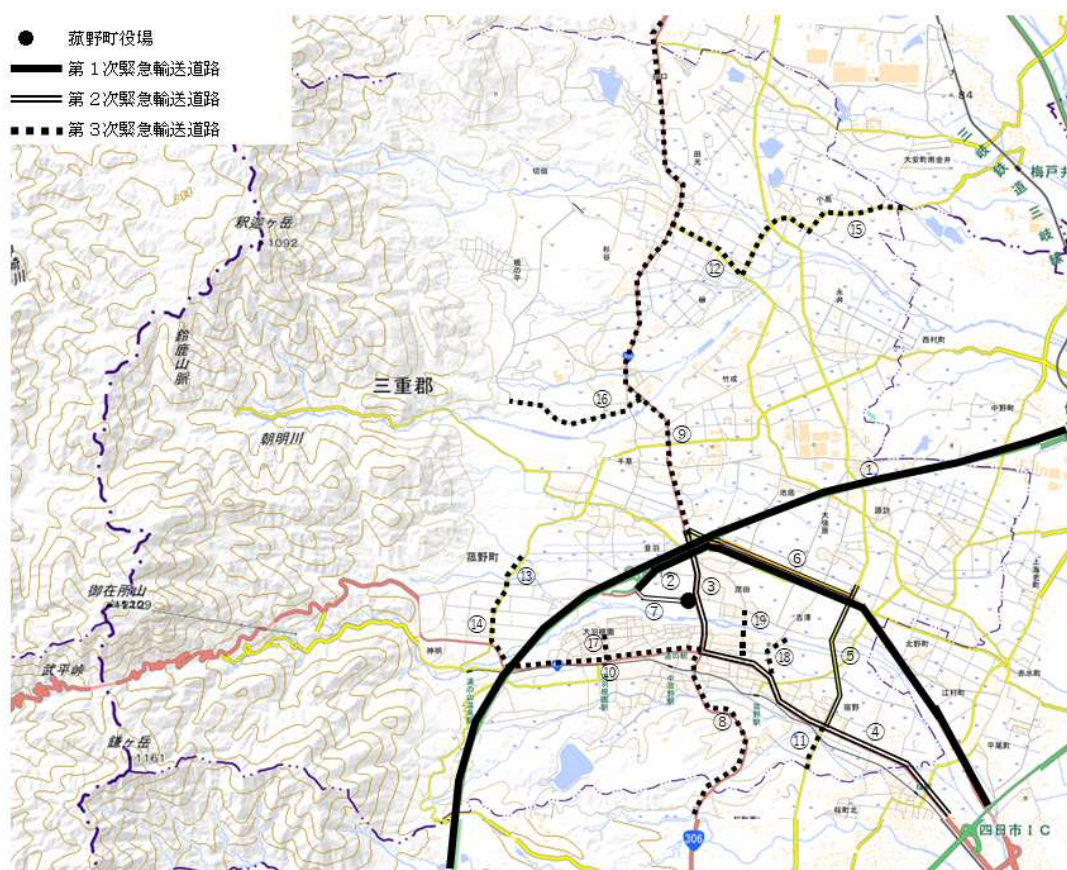
B : 150×70m (10500㎡) 以上200×100m (20000㎡) 未満 大型へり対応可

C : B 未満

2 避難場所指定欄は指定避難所の該当の有無を記載しているため、使用時は留意すること。

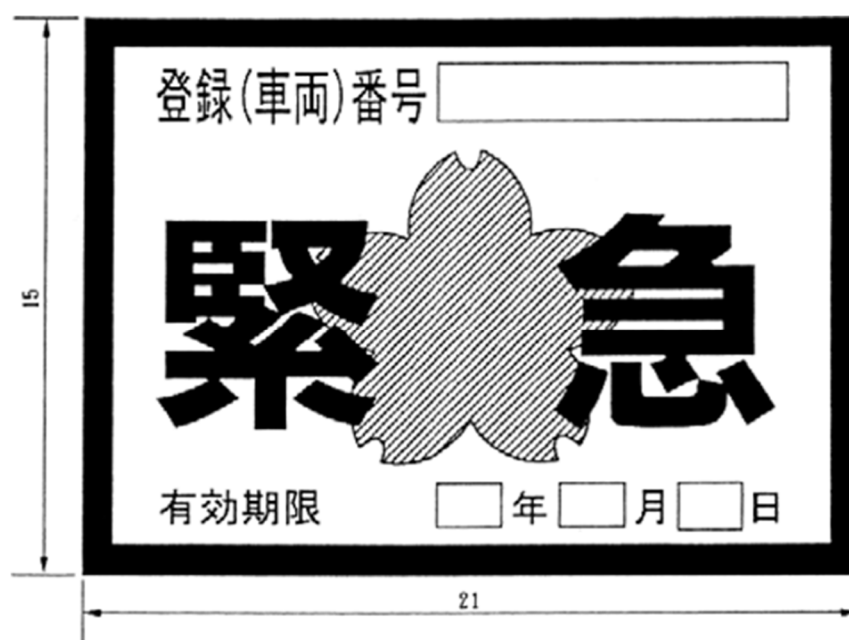
○緊急輸送道路（菰野町関係分）

	種 別	道路名	範 囲
1	第1次緊急輸送道路	新名神高速道路	大字菰野～大字川北（四日市市境）
2	第1次緊急輸送道路	国道477号（四日市湯の山道路）	四日市市境～新名神高速道路（菰野IC）
3	第2次緊急輸送道路	国道306号	国道477号～菰野町消防本部
4	第2次緊急輸送道路	国道477号	国道306号～四日市市境
5	第2次緊急輸送道路	県道四日市菰野大安線	国道477号～四日市西警察署
6	第2次緊急輸送道路	県道千草赤水線	国道477号（吉沢IC）～国道306号
7	第2次緊急輸送道路	町道潤田鳥居戸線（Ⅱ）	国道477号（四日市湯の山道路）～国道306号
8	第3次緊急輸送道路	国道306号	四日市市境～国道477号
9	第3次緊急輸送道路	国道306号	菰野町消防本部～いなべ市境
10	第3次緊急輸送道路	国道477号	国道306号～県道湯の山温泉線
11	第3次緊急輸送道路	県道四日市菰野大安線	四日市市境～国道477号
12	第3次緊急輸送道路	県道田光四日市線	国道306号～県道田光梅戸井停車場線
13	第3次緊急輸送道路	県道千草永井線	県道湯の山温泉線～三重カンツリークラブ
14	第3次緊急輸送道路	県道湯の山温泉線	県道千草永井線～国道477号
15	第3次緊急輸送道路	県道田光梅戸井停車場線	県道田光四日市線～四日市市境
16	第3次緊急輸送道路	町道草里野尾高線	国道306号～三重県民の森
17	第3次緊急輸送道路	町道並木通り線	国道477号～大羽根緑地
18	第3次緊急輸送道路	町道菰野永井線	国道477号～菰野自動車学校
19	第3次緊急輸送道路	町道菰野潤田線	国道477号～菰野町体育センター



○緊急通行車両の標章及び確認証明書

標 章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 [㊤] 又は公安委員会 [㊤]	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域等一覧

1 急傾斜地一覧

○菰野地区（湯の山地区を除く） （平成26年9月9日 指定）			危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害警戒区域）		著しい危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害特別警戒区域）		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	三之瀬4	菰野 三郷立	0	0	0	2	神明区公会所 グリーンホテル
2	三之瀬6	菰野 栃谷	1	0	2	0	
3	栃谷1	菰野 三郷立	0	0	1	1	
4	栃谷2	菰野 三郷立	0	1	0	0	
5	栃谷4	菰野 栃谷	0	0	0	0	
6	栃谷5	菰野 曾利	0	0	1	1	
7	栃谷6	菰野 江田	2	0	0	0	
8	栃谷7	菰野 江田	1	3	2	1	
9	江田2	菰野 江田	2	0	1	1	
10	神明1	菰野 江田	2	0	0	2	
11	神明2	菰野 蛇不老	7	0	0	0	
12	神明3	菰野 江田	6	1	0	0	
13	神明4	神明	5	0	0	0	
14	神明5	神明	0	0	1	0	
15	神明6	神明	0	0	0	0	
16	栃谷3	菰野 江田	2	0	2	0	
17	三共1	菰野 三共	1	0	4	0	
18	三共2	菰野 三共	2	0	0	0	
19	菰野1	菰野	0	0	0	0	
20	栃谷8	菰野 栃谷	0	0	0	0	
21	江田1	菰野 江田	0	0	0	0	
22	江田3	菰野 江田	0	0	0	0	
23	蛇不老1	菰野 曾利	4	1	0	0	
24	蛇不老2	菰野 蛇不老	0	0	0	0	
25	火除野	菰野 三共	0	0	0	0	菰野第一区 第一公会所
26	菰野3	菰野	0	0	0	0	
27	菰野4	菰野	0	0	0	0	
28	菰野5	菰野	0	0	0	0	
29	菰野6	菰野	0	0	0	0	
30	菰野7	菰野	0	0	0	0	
31	菰野8	菰野	0	0	0	0	
32	見性寺	菰野 力尾	4	0	1	0	菰野第三区 民栄会館

33	宿野 1・2	宿野	0	0	0	0	宿野公会所
34	宿野 3	宿野	0	1	0	0	菰野第三区 民栄会館
35	宿野 4	宿野	2	5	1	0	宿野公会所
36	宿野 5	宿野	19	0	0	5	
37	宿野 8	宿野	0	0	0	0	
38	宿野 9	宿野	1	0	0	0	
39	宿野10	宿野	1	0	0	0	
40	宿野11	宿野	1	0	34	0	
41	宿野12	宿野	0	0	0	0	

○菰野地区（湯の山地区のみ）

（平成30年11月30日 指定）

			危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害警戒区域）		著しい危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害特別警戒区域）		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	湯の山 1	菰野	0	0	0	0	菰野地区コミュニ ティセンター
2	湯の山 2－1	菰野	1	0	1	0	
3	湯の山 2－2	菰野	1	0	0	0	
4	湯の山 2－3	菰野	0	0	0	0	
5	湯の山 2－4	菰野	0	0	1	0	
6	湯の山 2－5	菰野	1	0	0	0	
7	湯の山 3－1	菰野	4	1	2	0	
8	湯の山 3－2	菰野	1	0	0	0	
9	湯の山 4	菰野	3	1	0	1	
10	湯の山 5－1	菰野	2	0	1	2	
11	湯の山 5－2	菰野	0	0	0	0	
12	湯の山 6	菰野	1	1	2	0	
13	湯の山 7－1	菰野	0	0	0	0	
14	湯の山 7－2	菰野	5	1	0	0	
15	湯の山 8－1	菰野	0	0	0	0	
16	湯の山 8－2	菰野	0	0	0	0	
17	湯の山 9	菰野	14	1	4	2	
18	湯の山10	菰野	0	0	4	0	
19	湯の山11	菰野	2	0	0	0	
20	湯の山12	菰野	0	1	0	0	
21	湯の山13	菰野	1	0	0	0	
22	湯の山14	菰野	0	1	0	0	
23	湯の山15	菰野	1	0	0	0	
24	湯の山16	菰野	0	0	0	0	
25	湯の山17	菰野	0	1	0	0	
26	湯の山18	菰野	0	1	0	0	

27	湯の山19－1	菰野	4	5	1	1	菰野地区コミュニティセンター
28	湯の山19－2	菰野	1	0	0	2	
29	湯の山20	菰野	8	1	1	0	
30	湯の山21	菰野	0	0	0	0	
31	湯の山22	菰野	1	0	0	0	
32	湯の山23	菰野	0	0	0	0	
33	湯の山24－1	菰野	1	0	0	1	
34	湯の山24－2	菰野	0	0	0	0	
35	湯の山25	菰野	0	0	0	0	
36	湯の山26－1	菰野	1	0	1	0	
37	湯の山26－2	菰野	1	0	1	0	
38	湯の山26－3	菰野	1	0	0	0	
39	湯の山26－4	菰野	1	0	0	0	
40	湯の山27	菰野	1	0	0	1	
41	湯の山28－1	菰野	0	1	0	0	
42	湯の山28－2	菰野	0	0	0	0	
43	湯の山29－1	菰野	1	2	0	0	
44	湯の山29－2	菰野	0	1	0	0	
45	湯の山30	菰野	0	2	0	0	
46	湯の山31	菰野	0	0	0	0	
47	湯の山32	菰野	0	0	0	0	
48	湯の山33－1	菰野	2	2	0	0	
49	湯の山33－2	菰野	1	0	0	1	
50	湯の山34	菰野	6	1	0	0	
51	湯の山35	菰野	0	0	1	0	
52	湯の山36	菰野	0	0	1	0	
53	湯の山37	菰野	1	0	0	0	
54	湯の山38	菰野	0	1	0	0	
55	湯の山39－1	菰野	0	0	0	0	
56	湯の山39－2	菰野	0	0	0	0	

○竹永地区

(平成 30 年 3 月 16 日 指定)

			危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害警戒区域)		著しい危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害特別警戒区域)		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	永井 1	永井	2	0	1	0	永井集落センター

○朝上地区 (平成 30 年 3 月 16 日 指定)			危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害警戒区域)		著しい危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害特別警戒区域)		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	小島 1－1	小島	0	0	1	0	小島集落センター
2	小島 1－2	小島	1	0	0	0	
3	小島 3	小島	2	0	2	0	
4	切畑	切畑	0	0	0	0	切畑公会所
5	杉谷	杉谷	1	0	0	0	杉谷公会所
6	田口 5	田口	0	0	0	2	朝上地区コミュニ ティセンター
7	田光 2	田光	0	1	0	0	
8	杉谷 2	杉谷	1	1	0	0	
9	根の平 2	根の平、杉谷	0	1	0	0	根の平公会所
10	杉谷 13	杉谷	0	0	0	1	杉谷公会所
11	杉谷 5	杉谷	72	0	35	0	
12	根の平 6	根の平、杉谷	0	0	0	0	根の平公会所
13	杉谷 9	杉谷	1	1	0	0	朝上地区コミュニ ティセンター
14	杉谷 11	杉谷	0	3	0	0	
15	切畑 1	切畑	0	0	1	0	切畑公会所
16	切畑 2	切畑	1	0	2	0	
17	切畑 3	切畑	0	0	3	0	
18	田口 8	田口	1	0	2	0	朝上地区コミュニ ティセンター
19	小島 5	小島	2	0	0	0	小島集落センター
20	田光 3	田光	2	0	3	0	田光公会堂
21	田口 10	田口	0	0	0	0	朝上地区コミュニ ティセンター
22	杉谷 1－1	鈴鹿台	1	0	0	0	
23	杉谷 1－2	鈴鹿台	0	0	0	0	
24	杉谷 3	鈴鹿台	1	0	0	0	
25	杉谷 4	鈴鹿台	3	0	0	0	
26	杉谷 14	鈴鹿台	1	0	0	0	
27	杉谷 8	杉谷	3	0	2	0	杉谷公会所
28	杉谷 7	杉谷	3	0	0	0	
29	小島一 1	小島	3	0	1	0	小島集落センター
30	小島一 2	小島	2	0	2	0	
31	田口 9	田口	1	0	2	0	朝上地区コミュニ ティセンター
32	小島 6	小島	1	0	0	0	小島集落センター
33	田口 7	田口	1	0	0	0	朝上地区コミュニ ティセンター

○千種地区 (平成 28 年 11 月 29 日 指定)			危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害警戒区域)		著しい危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害特別警戒区域)		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	鳥居道 1	千草	0	0	0	0	千種地区コミュニ ティセンター
2	鳥居道 2	千草	0	0	0	0	
3	鳥居道 3	千草	0	0	0	0	
4	鳥居道 4	千草	0	0	1	0	
5	鳥居道 5	千草	1	0	0	0	
6	鳥居道 6－1	千草	0	0	0	0	
7	鳥居道 6－2	千草	1	0	0	0	
8	鳥居道 7－1	千草	0	0	4	0	
9	鳥居道 7－2	千草	0	0	0	0	
10	鳥居道 8－1	千草	2	0	0	1	
11	鳥居道 8－2	千草	0	1	0	0	
12	鳥居道 9	千草	1	0	0	0	
13	鳥居道 10	千草	0	1	0	0	
14	鳥居道 11	千草	0	0	0	0	
15	千草 1	千草	0	0	0	0	
16	千草 2	千草	1	0	0	0	
17	千草 3	千草	3	0	0	0	
18	千草 4	千草	1	0	0	0	
19	千草 5	千草	1	0	0	0	
20	千草 6	千草	1	0	0	0	
21	千草 7	千草	0	0	0	0	
22	千草 8	千草	2	0	0	0	
23	千草 9	千草	2	0	0	0	
24	千草 10	千草	2	0	0	0	
25	千草 11	千草	2	0	0	0	
26	千草 12	千草	4	0	1	0	
27	千草 13	千草	2	0	1	0	
28	千草 14	千草	0	0	2	0	
29	千草 15	千草	1	0	0	0	
30	千草 16	千草	2	0	1	0	
31	千草 17	千草	1	0	0	0	
32	千草 23	千草	1	0	1	0	
33	千草 24	千草	0	0	0	0	
34	千草 25	千草	0	0	0	0	
35	千草 26	千草	0	0	1	0	
36	千草 27	千草	0	0	0	0	

37	千草 28	千草	0	0	0	0	千種地区コミュニティセンター
38	千草 29	千草	0	0	0	0	
39	千草 30	千草	1	0	0	0	
40	千草 31	千草	1	0	0	0	
41	千草 32	千草	2	0	0	0	
42	千草 33	千草	1	0	0	0	
43	千草 34	千草	0	0	0	1	
44	千草 35	千草	0	0	0	0	
45	千草 36	千草	0	0	0	0	
46	音羽 4	音羽	1	0	0	0	
47	音羽 5	音羽	1	0	0	0	
48	音羽 6	音羽	0	0	0	0	
49	音羽 7	音羽	0	0	0	0	
50	千草 18	千草	0	0	0	0	千草公会所 千草区区民センター
51	千草 19	千草	3	0	0	0	
52	千草 20	千草	0	0	0	0	
53	千草 21	千草	0	0	0	0	
54	千草 22	千草	2	0	3	0	
55	千草 45	千草	1	0	0	0	
56	千草 46	千草	0	0	0	0	
57	音羽 1	音羽	1	0	2	0	音羽公会所
58	音羽 8	音羽	1	0	0	0	
59	潤田 1	潤田	0	0	0	0	潤田集落研修センター
60	千草 40	千草	1	0	0	0	江野区公会所
61	千草 41-1	千草	1	0	0	0	
62	千草 41-2	千草	0	0	0	0	

2 土石流一覧

○菰野地区（湯の山区を除く）
（平成26年9月9日 指定）

			危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害警戒区域）		著しい危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害特別警戒区域）		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	菰野茶屋の上－3	菰野 茶屋の上	0	0	0	0	菰野第一区 第一公会所
2	菰野茶屋の上－4	菰野 茶屋の上	0	0	0	0	
3	菰野神明	菰野 神明	2	0	0	0	神明区公会所 グリーンホテル
4	宗利谷	菰野 神明	7	2	0	0	
5	栃谷	菰野 湯の山	3	1	0	0	
6	栃谷－1	菰野 栃谷	0	0	0	0	
7	菰野神明－1	菰野 神明	1	0	0	0	
8	畑之谷	菰野 畑之谷	4	0	0	0	

○菰野地区（湯の山地区のみ） （平成 30 年 11 月 30 日 指定）			危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害警戒区域）		著しい危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害特別警戒区域）		避難場所
No	公示する区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	かや落し谷	菰野	2	0	0	0	菰野地区コミュニ ティセンター
2	たけ谷	菰野	5	0	0	0	
3	三ノ沢、やけはず谷	菰野	0	0	0	0	
4	中小路谷	菰野	0	0	0	0	
5	西小路谷	菰野	1	0	0	0	
6	湯の森谷	菰野	11	2	0	0	
7	うそ倉谷	菰野	0	0	0	0	
8	湯の山谷	菰野	7	2	0	0	
9	鎮守谷	菰野	6	3	0	0	
10	はんぎ谷	菰野	1	0	0	0	
11	長石谷、三口谷などー 1	菰野	20	5	0	0	
12	長石谷、三口谷などー 2	菰野	20	5	0	0	
13	本谷川、一の谷	菰野	21	5	0	0	
14	立石谷、平谷	菰野	3	1	0	0	
15	割谷	菰野	2	2	0	0	
16	鶯谷	菰野	1	0	0	0	
17	北谷ー 1	菰野	2	1	0	0	
18	北谷ー 2	菰野	2	1	0	0	
19	北谷ー 3	菰野	1	0	0	0	
20	如来谷	菰野	0	0	0	0	
21	三ノ瀬谷	菰野	3	1	0	0	
22	小岳川平谷	菰野	1	2	0	0	

○朝上地区 （平成 30 年 3 月 16 日 指定）			危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害警戒区域）		著しい危害のおそれのある 土地の状況 （土砂災害特別警戒区域）		避難場所
No	公示する区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	音無川、降ヶ谷	根の平、杉谷	24	1	0	0	朝上地区コミュニ ティセンター
2	観音谷	根の平、杉谷	15	0	0	0	
3	洗谷	根の平、杉谷	7	1	0	0	
4	根の平-8	根の平、杉谷	11	1	0	0	
5	根の平-2	根の平、杉谷	129	2	0	0	
6	山合川	田口	0	0	1	0	
7	切畑	切畑、田光	11	2	0	0	切畑公会所 田光公会堂

8	根の平-7	根の平、杉谷	2	0	0	0	朝上地区コミュニティセンター
9	根の平-1	根の平、杉谷	1	0	0	0	
10	根の平-2	根の平、杉谷	1	0	0	0	
11	根の平-4	根の平、杉谷	2	0	0	0	
12	根の平-5	根の平、杉谷	2	0	0	0	

○千種地区

(平成 28 年 11 月 29 日 指定)

			危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害警戒区域)		著しい危害のおそれのある 土地の状況 (土砂災害特別警戒区域)		避難場所
No	公示区域名	所在地	人家戸数	公共的建物	人家戸数	公共的建物	
1	千草	千草	2	0	0	0	千種地区コミュニティセンター
2	千草 1	千草	0	0	0	0	
3	千草 2	千草	1	0	0	0	
4	千草 3	千草	0	0	0	0	
5	千草 4	千草	0	0	0	0	
6	千草 5	千草	3	0	0	0	
7	千草 6	千草	0	0	0	0	
8	千草 7-1	千草	0	0	0	0	
9	千草 7-2	千草	0	0	0	0	
10	千草 9-1	千草	0	0	0	0	
11	千草 9-2	千草	0	0	0	0	
12	千草 11	千草	0	0	0	0	
13	千草 12	千草	0	0	0	0	
14	千草 13	千草	0	0	0	0	
15	千草 21	千草	0	0	0	0	
16	千草 22	千草	2	0	2	0	
17	千草 23	千草	1	0	1	0	
18	千草 24	千草	2	0	0	0	
19	千草 26	千草	0	0	0	0	
20	千草 27	千草	0	0	0	0	
21	千草 28	千草	0	0	0	0	
22	千草 33	千草	0	0	4	0	
23	千草 39	千草、音羽	0	1	0	0	
24	千草 41	千草	1	0	0	0	
25	千草 42	千草	2	0	0	0	
26	中山南谷	千草	2	0	0	0	
27	腰越谷	千草	5	0	0	0	
28	かくれ谷	千草	3	0	0	0	
29	猫谷 1	千草	1	0	0	0	
30	猫谷 2	千草	1	0	0	0	

31	猫谷 3	千草	1	0	0	0	千種地区コミュニティセンター
32	猫谷 4	千草	25	0	0	0	
33	猫谷 5	千草	0	0	0	0	
34	稗畑谷	千草	3	0	0	0	
35	下稗畑谷	千草	3	0	0	0	
36	大井谷	千草	2	0	0	0	
37	むげが平谷	千草	2	0	0	0	
38	流谷	千草	4	0	0	0	
39	伊勢谷	千草	15	5	0	0	
40	千草 29	千草	1	0	0	0	千草公会所 千草区区民センター
41	千草 30	千草	1	0	0	0	
42	千草 31	千草	1	0	0	0	
43	千草 32	千草	1	0	0	0	
44	千草 34	千草	0	0	0	0	
45	千草 35	千草	0	0	0	0	
46	千草 36	千草	0	0	0	0	
47	千草 37	千草	0	0	0	0	
48	千草 38	千草	0	0	0	0	
49	千草 10	千草	13	0	0	0	江野区公会所
50	千草 40	千草	9	1	0	0	

○砂防指定地内の溪流一覧

水系名	溪 流 名	字 名	水系名	溪 流 名	字 名
三滝川	菰野神明	菰野神明	三滝川	杜莢谷	千草
〃	宗利谷	〃	朝明川	千草一 1	〃
〃	栃谷	菰野湯の山	〃	千草一 2	〃
〃	かや落し谷	〃	〃	千草一 3	〃
〃	たけ谷	〃	〃	中山南谷	〃
〃	三ノ沢、やけはず谷	〃	〃	かくれ谷、腰越谷	〃
〃	中小路谷	〃	〃	伊勢谷	〃
〃	西小路谷	〃	〃	池の尾谷	〃
〃	湯の森谷	〃	〃	猫谷	〃
〃	うそ倉谷	〃	〃	稗畑谷	〃
〃	三本杉谷	〃	〃	下稗畑谷	〃
〃	湯の山谷	〃	〃	大井谷	〃
〃	鎮守谷	〃	〃	千草一 4	〃
〃	大石ノ谷	〃	〃	千草一 5	〃
〃	東ヶ谷	〃	〃	千草一 6	〃

〃	西東谷谷	〃	〃	千草一 7	〃
〃	はんぎ谷	〃	〃	千草一 8	〃
〃	長石谷、三口谷など	〃	〃	むげが平谷	〃
〃	本谷川、一の谷	〃	〃	音無川、降ヶ谷	杉谷
〃	立石谷、平谷	〃	〃	観音谷	〃
〃	割谷	〃	〃	洗谷	〃
〃	切落し谷	〃	〃	山合川	田口
〃	鶯谷	〃	三滝川	菰野茶屋の上ー 1	菰野茶屋の上
〃	大石谷	〃	〃	菰野茶屋の上ー 2	〃
〃	湯の原谷	〃	〃	菰野茶屋の上ー 3	〃
〃	青滝、不動谷	〃	〃	菰野茶屋の上ー 4	〃
〃	北谷	〃	〃	千草一 9	千草
〃	如来谷	〃	〃	千草一 1 0	〃
〃	三ノ瀬谷	〃	朝明川	千草一 1 1	〃
〃	小岳川平谷	〃	〃	千草一 1 2	〃

○土石流危険溪流一覽

水系名	溪 流 名	字 名	流域 面積 (km ²)	人家 戸数 (戸)	溪流番号	水系名	溪 流 名	字 名	流域 面積 (km ²)	人家 戸数 (戸)	溪流番号
朝明川	千草一 1	千草	0.05	0	11042 I B	朝明川	洗谷	杉谷	0.02	0	11063 I B
朝明川	千草一 2	千草	0.38	0	11043 I B	朝明川	根の平ー 1	根の平	0.08	0	11064 I B
朝明川	千草一 3	千草	0.45	1	11044 I B	三滝川	はんぎ谷	菰野湯の山	0.06	43	11024 I B
朝明川	中山南谷	千草	0.03	0	11046 I B	三滝川	長石谷、三口谷など	菰野湯の山	3.52	43	11025 I B
朝明川	かくれ谷、腰越谷	千草	0.93	2	11047 I B	三滝川	本谷川、一の谷	菰野湯の山	0.43	48	11026 I B
朝明川	伊勢谷	千草	0.93	6	11048 I B	三滝川	立石谷、平谷	菰野湯の山	0.03	0	11027 I B
朝明川	池の尾谷	千草	0.03	0	11049 I B	三滝川	割谷	菰野湯の山	0.14	43	11028 I B
朝明川	猫谷	千草	0.49	6	11050 I B	三滝川	切落し谷	菰野湯の山	0.01	1	11029 I B
朝明川	稗畑谷	千草	0.03	0	11051 I B	三滝川	鶯谷	菰野湯の山	0.03	0	11030 I B
朝明川	下稗畑谷	千草	0.05	1	11052 I B	三滝川	大石谷	菰野湯の山	0	0	11031 I B
朝明川	大井谷	千草	0.42	2	11053 I B	三滝川	菰野湯ノ山	菰野湯の山	0.01	0	11032 I B
朝明川	千草一 4	千草	0.07	0	11054 I B	三滝川	湯の原谷	菰野湯の山	0.01	0	11033 I B
朝明川	千草一 5	千草	1.35	0	11055 I B	三滝川	青滝、不動谷	菰野湯の山	0.01	5	11034 I B
朝明川	千草一 6	千草	0.81	0	11056 I B	三滝川	北谷	菰野湯の山	2.08	19	11035 I B
朝明川	千草一 7	千草	0.07	0	11057 I B	三滝川	如来谷	菰野湯の山	0.06	16	11036 I B
朝明川	千草一 8	千草	1.91	5	11059 I B	三滝川	三ノ瀬谷	菰野湯の山	0.08	11	11037 I B
朝明川	むげが平谷	千草	0.04	0	11060 I B	三滝川	小岳川平谷	菰野湯の山	0.07	10	11038 I B
朝明川	音無川、降ヶ谷	杉谷	0.11	5	11061 I B	三滝川	千草	千草	1.66	1	11039 I B
朝明川	観音谷	杉谷	0.14	5	11062 I B	三滝川	杜英谷	千草	0.06	0	11040 I B

○急傾斜地崩壊危険箇所一覧

1 自然崖

箇所名	位 置		地 形			人家戸 数(戸)	公共施設
	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
御在所 1	菰野	田子地	37	100	120	14	
御在所 2	菰野	田子地	45	110	100	14	
御在所 3	菰野	田子地	37	60	150	14	
御在所 4	菰野	一の谷	40	60	50	14	
湯の山 2	菰野	割谷	34	390	40	4	有り
湯の山 3	菰野	湯の山	45	480	50	11	有り
湯の山 4	菰野	湯の山	45	230	20	9	有り
湯の山 5	菰野	湯の山	40	260	50	1	有り
湯の山 6	菰野	湯の山	45	110	25	2	有り
湯の山 7	菰野	湯の山	45	220	100	8	有り
湯の山 8	菰野	湯の山	45	300	40	11	有り
湯の山 9	菰野	小路谷	45	260	20	5	有り
湯の山 1 0	菰野	青滝	40	160	20	1	有り
湯の山 1 1	菰野	青滝	37	240	60	7	有り
湯の山 1 2	菰野	小路谷	45	70	40	7	有り
三之瀬 1	菰野	青滝	35	50	60	7	
三之瀬 2	菰野	小岳	56	200	30	7	有り
三之瀬 3	菰野	三之瀬	35	190	60	6	有り
三之瀬 4	菰野	三郷立	51	170	80	6	
三之瀬 5	菰野	三郷立	45	170	130	6	
三之瀬 6	菰野	栃谷	37	110	30	1	有り
栃谷 1	菰野	三郷立	39	60	80	1	有り
栃谷 2	菰野	三郷立	39	90	80	1	
栃谷 4	菰野	栃谷	45	70	50	1	
栃谷 5	菰野	曾利	45	110	30	1	
栃谷 6	菰野	江田	40	140	10	2	
栃谷 7	菰野	江田	34	110	10	2	有り
神明 1	菰野	江田	30	70	10	6	有り
神明 2	菰野	蛇不老	45	150	30	7	有り
神明 3	菰野	江田	37	170	30	7	有り
鳥居戸 1	千草	杜葉谷	34	110	20	7	
田口	田口	後ヶ谷	30	130	20	6	有り
小島 1	小島	汰ヶ谷	40	180	10	9	有り
小島 3	小島	山添	30	100	8	6	
小島 4	小島	山添	30	80	8	5	
切畑	切畑	御子畑	30	140	5	5	有り
杉谷	杉谷	殿上	30	80	7	6	
見性寺	菰野	力尾	30	170	15	12	有り
田口 2	田口		32	100	90	0	
田口 5	田口		40	90	11	2	
切畑 5	切畑		37	20	19	0	
杉谷 2	杉谷	土ヶ坂	33	105	8	5	
根の平 2	根の平		30	15	16	0	
根の平 4	根の平		47	75	12	1	
杉谷 5	杉谷		45	150	25	3	
根の平 6	根の平		30	80	18	0	
千草 1	千草		31	25	62	0	
千草 2	千草		33	70	62	0	
千草 3	千草		33	110	80	0	
千草 4	千草		37	110	60	0	
千草 5	千草		36	40	25	0	
千草 6	千草		36	80	110	1	
千草 7	千草		37	50	68	0	
千草 8	千草		34	60	50	0	

千草 1 2	千草		33	100	80	1	
千草 1 3	千草		39	190	20	0	
千草 1 4	千草		31	60	14	0	
千草 1 5	千草		32	60	10	0	
千草 1 6	千草		32	100	93	0	
千草 1 7	千草		34	20	30	0	
杉谷 9	杉谷		30	40	6	0	
杉谷 1 1	杉谷		45	45	12	0	
千草 2 2	千草		30	250	16	5	
鳥居戸 2	千草	杜葉谷	45	90	30	0	
鳥居戸 4	千草	杜葉谷	35	110	16	0	
三之瀬 7	菰野	湯の山	30	150	150	0	有り
三之瀬 8	菰野		30	60	61	1	
三之瀬 9	菰野		33	60	50	1	有り
御在所 1 2	菰野		32	70	18	0	
御在所 1 5	菰野		47	70	68	0	
御在所 1 6	菰野		30	115	40	2	
御在所 1 7	菰野		30	75	23	0	
御在所 1 8	菰野		45	35	16	0	
宿野 4	宿野		40	130	20	0	
宿野 9	宿野		39	50	5	0	
田口 3	田口		33	40	7	2	
切畑 1	切畑		32	45	18	2	
切畑 2	切畑		33	20	10	1	
切畑 3	切畑		45	50	9	3	
田口 8	田口		30	160	22	4	
小島 5	小島		40	25	10	1	
小島 7	小島		34	60	10	2	
田光 1	田光		30	45	14	2	
杉谷 1	杉谷	土ヶ坂	33	40	8	1	
杉谷 3	杉谷		45	90	12	1	
杉谷 4	杉谷	比丘尼井戸	45	80	12	2	
根の平 1	根の平		30	40	17	1	
根の平 5	根の平		34	90	102	2	
杉谷 8	杉谷		35	225	18	4	
東河原 1	小島	東河原	45	125	20	4	
東河原 2	小島	東河原	31	90	6	1	
千草 9	千草		34	120	110	4	
千草 1 0	千草		30	50	35	1	
音羽 1	音羽		30	100	9	2	
音羽 2	音羽		37	45	10	1	
千草 1 8	千草		38	45	12	1	
千草 1 9	千草		45	90	12	3	
千草 2 0	千草		30	90	15	1	
鳥井戸 3	千草	杜葉谷	37	100	38	1	有り
三之瀬 1 0	菰野		39	25	32	1	
栃谷 3	菰野	江田	34	50	12	2	有り
御在所 1 3	菰野		40	50	16	1	
神明 4	神明		45	35	11	2	
神明 5	神明		30	50	53	1	
小島 2	小島	山添	30	90	6	4	有り
菰野 2	菰野		40	25	11	1	
三共 1	菰野	三共	32	75	13	2	
三共 2	菰野	三共	33	40	8	3	

2 人工崖

箇所名	位 置		地 形			人家戸数(戸)	公共施設
	大字	小字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)		
御在所 5	菰野	小路谷	50	230	15	5	
御在所 7	菰野	小路谷	65	20	8	2	
御在所 8	菰野	菰野	45	100	5	2	有り
御在所 9	菰野	菰野	60	170	6	2	
御在所 10	菰野	小路谷	35	180	8	2	有り
御在所 11	菰野	小路谷	50	320	15	2	有り
鳥井戸 2	千草	杜葉谷	37	80	20	2	
宿野 2	宿野		38	100	15	0	
宿野 5	宿野		45	130	12	0	
杉谷 12	杉谷		35	180	8	0	
杉谷 7	杉谷		45	60	10	1	
潤田 1	潤田		67	60	6	3	
音羽 6	音羽		36	60	6	1	
神明 6	神明		45	150	53	1	
田口 9	田口		65	100	7	3	
小島 6	小島		67	35	12	1	

○山崩れ、崖崩れ注意箇所一覧

1 山腹崩壊危険地区一覧

位 置		面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
大 字	字		人 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公 共 施 設 (道路除く)	道 路
切 畑	猿 ケ 尻	1		21		3	0	町
田 口	向 上	1				1	0	町
田 光	東 北 山	1			6	0	0	町
菰 野	チ カ ラ オ	1		15			0	町
〃	広 幡	1					1	町
〃	床 机 本	2			8		2	県
〃	蛇 不 老	2			5		0	町
〃	〃	1			8		0	町
〃	三 郷 立	4				3	0	
〃	三 之 瀬	2			8		1	県
〃	〃	4				1	0	県
〃	青 滝 北 岨	2				2	0	町
〃	湯 の 山	2		21			0	町
〃	〃	4		11			0	町
〃	〃	2				2	2	町
〃	青 滝 南 岨	1		18			0	町
〃	雲 母 ケ 峰	1			0		0	県
〃	三 郷 立	1				2	0	
〃	湯 ノ 山	1			5		1	県
〃	宗利西岨 (湯森東岨)	1					0	林

〃	蛇 不 老	1				4	0	町
〃	江 田 小 谷	1					0	県

2 崩壊土砂流出危険地区一覧

位 置		面 積 (ha)	公 共 施 設 等					
大 字	字		人 50 戸 以 上	49 〜 10 戸	9 〜 5 戸	4 戸 以 下	公（道 共（路 施除く） 設）	道 路
千 草	大 井 谷	4.50				2	0	県
菰 野	蛇 不 老	1.62				3	0	町
〃	〃	1.44				3	0	林
〃	栃 谷	0.24					0	県
〃	〃	0.45				4	0	県
〃	三 之 瀬	0.60					0	県
〃	江 田 小 谷	0.75				1	0	県
〃	小 岳	0.30			8		0	町
千 草	若杉、仏石、一ヶ瀬	5.10				3	1	林
〃	一 の 谷	2.16					0	県
菰 野	金 谷	4.95					0	県
〃	夫 婦 石	1.08					0	県
菰 野	雲 母 峰	0.75					0	林
〃	湯 森 東 岨	5.70			8		2	県
〃	宗 利 西 岨	0.75			7		0	林
千 草	腰 越	4.95				3	1	県
〃	隠 れ	7.20				1	1	県
〃	伏 木	8.40					1	県
杉 谷	牛 首	10.80				3	1	町
〃	長 坂	18.00		17				
田 光	栃 谷	8.64					1	町
〃	瀧 ケ 谷	10.80				3	1	町
千 草	水 無	2.04				1	0	
〃	西 貝 石	0.06						林

○土砂災害警戒区域内における配慮を要する者が利用する施設一覧

名称	所在地	連絡先
菰野聖十字の家	菰野町大字宿野1433-69	TEL 394-2511 FAX 394-0081
聖十字ハイツ	菰野町大字宿野1641-10	TEL 394-5880 FAX 394-5882
ケアハウス 白百合ハイツ	菰野町大字宿野1433-67	TEL 394-5800

○浸水想定区域内における配慮を要する者が利用する施設一覧

名称	所在地	連絡先
デイサービスセンターひまわり	菰野町大字川北203	TEL 391-0722 FAX 391-0723
八風の里	菰野町大字永井3068-2	TEL 396-0820 FAX 396-5782
真菰福祉サービスセンター	菰野町大字大強原3110-1	TEL 391-1765 FAX 391-1500
友愛トピア	菰野町大字宿野371	TEL 394-4000 FAX 394-4010

○異常気象時に点検が必要な農業用ため池（防災重点農業用ため池）一覧

番号	ため池名	位置	管理者名（団体名）
1	村溜、新溜	菰野町大字田口新田	田口新田区
2	酒屋溜	菰野町大字田口新田	畑田水利組合
3	上溜、中溜、高塚溜、勘四郎溜	菰野町大字田光	田光水利組合
4	小溜、弁天溜、馬菖溜	菰野町大字田口	田口区
5	新溜、大井沢溜	菰野町大字小島	小島水利組合
6	片倉溜	菰野町大字菰野	菰野第一区
7	丸池溜	菰野町大字菰野	菰野第一区
8	大日溜	菰野町大字竹成	竹成区、竹成水利組合
9	庄左エ門溜、高見溜、木貝戸溜	菰野町大字杉谷	杉谷区
10	お駒溜	菰野町大字田光	菰野町土地改良区
11	赤溜	菰野町大字田口新田	畑田水利組合
12	新溜	菰野町大字田口	田口区

※一覧に複数のため池名が列記してあるのは、親子溜。

※下流域に民家等があり、農外想定被害額が4,000万円以上、又は防災受益面積が7ha以上のため池。

〔様式〕

○災害概況速報

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所											発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟		
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟		
	119番通報の件数															
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

- 170 -

○自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

(1) 災害派遣要請書（知事あて）

		年	月	日
知 事 あ て				
		(市町村長)	印	
自衛隊の災害派遣要請要求について				
災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要求する事由				
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）				
派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する期間				
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
(1) 派遣を希望する区域				
(2) 派遣を希望する活動内容				
(3) 連絡場所及び連絡者				
4 その他参考となすべき事項				

(2) 災害派遣要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 閣下

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づき自衛隊の派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要求する事由

災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）

派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 派遣を希望する活動内容

(3) 連絡場所及び連絡者

4 その他参考となすべき事項

(3) 撤収要請書（知事あて）

年 月 日

知 事 あ て

（市町村長） 印

自衛隊の撤収派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

派遣を要請する事由

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

(4) 撤収要請書（陸上自衛隊第33普通科連隊長あて）

年 月 日

陸上自衛隊第33普通科連隊長 様

三重県知事 閣下

自衛隊の撤収派遣要請について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

派遣を要請する事由

2 派遣要請日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

○土地収用法第122条関係様式

(1) 申請書

年 月 日

菰野町長 宛て

起業者

非常災害復旧に伴う土地使用許可申請書

○○災害のため、公共の安全を保持するために特に緊急に施行する必要があるので、下記のとおり土地を使用したく、土地収用法第122条第1項の規定による土地使用の許可を受けたいので申請します。

記

1 事業の名称

2 事業計画の概要

3 使用する土地

菰野町

番地

4 土地の使用方法

5 使用期間

年

月

日

～

年

月

日

6 添付資料

(1)位置図

(2)実測平面図

(2) 国土交通省通知様式（地方整備局用地事務取扱細則準則 別記様式第53号）

(記 号) 第 号

年 月 日

(市町村) 長 殿

起業者

上記代理人（住所）

地方整備局

上記代理人（住所）

事務所長

印

非常災害時土地使用通知書

国土交通省が施行する 工事は 災害のため、公共の安全を保持するために特に緊急に施行する必要があるので、下記のとおり土地を使用したく、土地収用法第122条の規定により通知します。

記

1 事業の種類

2 事業計画の概要

3 使用しようとする土地の区域

都 府 県 群 市 区 町 村 地内

大 字	字	地 番	公 簿		現 況		土地所有者及び占有者		摘 要
			地 目	地 積	地 目	地積	住 所	氏 名	

4 使用の方法

5 使用の期間

自 年 月 日

至 年 月 日

※県からの通知については様式の定めなし。

○被害報告内容基準

(災害速報の際の用語の解釈)

区分	被害の種類	説明
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した場合、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な場合
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 (軽傷者)	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込のものとす。
住家被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非住家	住宅以外の建物で他の項目に属さない物をいうものとする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、非住家被害に該当する対象としては、全壊または半壊程度の被害を受けた棟のみとする。
	住家全壊 (流失、全焼)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。 戸数ならびに世帯数及び人員を報告する。なお、住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。(半壊半焼も同様)
	住家半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	住家床上浸水	住家の床上以上に浸水したもの、および、全壊(焼)、半壊(焼)に該当しないが、土砂、竹木等のたい積等のため、一時的に居住することができないものをいう。但し、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、全壊または半壊として取り扱う。
	住家床下浸水	床下浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	住家一部破損	半壊(焼)、床上浸水、床下浸水に至らない程度のもの。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。

その他の	田畑	流失、埋没	耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不可能となった場合及び植え付け作物が流失した場合
		冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合
	道	路	道路法に定める町道以上の道路
	道	路 決 壊	自動車の通行が不能となった程度の被害
	橋	り よ う	市町村道以上の道路に架設した橋りょう
	堤	防	河川及び海岸の堤防
	鉄 道	被 害	汽車、電車の通行が不能となった程度の被害
	その他の被害		他の項目に属さない被害（通信施設被害、文化財等社会的影響のあるものなど）
	世	帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然二世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を一世帯として取り扱う。
	罹 災	世 帯	全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受けた世帯
	罹 災	者	罹災世帯の構成員

〔そ の 他〕

○町内の災害記録

(被害額 単位：千円)

年 月 日	主たる要因	被害状況
H2. 8. 19 ～20	集中豪雨 19日0時～24時まで 127ミリ 時間最大 40ミリ (21:00～22:00)	湯の山「三慶園」裏 倉庫 山崩れによる全壊
H2. 9. 17 ～19	秋雨前線による集中豪雨 及び台風19号 17日0時～19日24時の 総雨量 192ミリ 最大風速 36.3m 日雨量(9/17) 133ミリ 連続雨量(9/13～) 227ミリ 日雨量(9/19) 131ミリ 連続雨量(9/13～) 394ミリ	床下浸水 1世帯 4人 1棟 一部損壊 ・立木の倒壊による 1棟 1世帯 5人 ・強風による破損 1棟 (3坪のプレハブ) 土木施設 河川 8箇所 62,000 農林施設 農地 2箇所 1,300 農業用施設 5箇所 6,400 総 計 69,700
H3. 9. 18 ～19	秋雨前線及び台風18号	土木施設 河川(左右岸) 6箇所 24,000 総 計 24,000
H4. 8. 11 ～12	集中豪雨 日雨量 150ミリ 連続雨量 151ミリ 1時間雨量 58ミリ (8/11 20:00～21:00) 3時間雨量 135ミリ (8/11 19:00～22:00)	土木施設 河川 5箇所 20,500 道路 18箇所 36,800 橋りょう 1箇所 20,000 農林施設 農地 53箇所 17,100 農業用施設 17箇所 32,900 水道施設 1箇所 7,700 (落雷による電気機器損傷及び橋りょう懸架の 鋼管流出) 総 計 135,000 (県関係被害額 210,500) 床上浸水 1戸 1人 床下浸水 69戸 294人 非住家(床上浸水) 2戸 (床下浸水) 2戸
H4. 9. 29	大雨	湯の山地区内「崖崩れ」 1箇所 (町道湯の山山岳線)
H5. 7. 5	梅雨前線と低気圧の通過による 大雨 降り始めから 5日午前10時まで 150ミリ	神明崖崩れによる 一部破損(簡易) 1棟 1世帯 3人 一部破損(非住家) 1棟 自主避難 3世帯
H5. 9. 9	台風14号	湯の山崖崩れによる(リーベ裏) 一部破損 1棟 1世帯 河川損壊 2箇所

年 月 日	主 たる 要 因	被 害 状 況
H6. 5. 15	大雨	鈴鹿スカイライン「蒼滝橋」付近の作業用道路で崖崩れにより、登山者の車が出られなくなった。
H6. 9. 16	突風（又は「竜巻」）	杉谷1572番地付近一帯（一本木、青葉台、杉谷） 25棟 25世帯 75人 屋根瓦の捲れ 13棟 車のガラス破損 3 台 居宅窓ガラス破損 2 棟 倉庫、カーポート等破損 6 軒 テレビアンテナ折れ 8 軒
H6. 9. 29	台風26号	停電 約1,000世帯 神明4番組へ避難勧告（崖崩れの危険） 倒木による道路障害 4 件 住宅 屋根破損 1 棟
H7. 5. 12	集中豪雨	床下浸水 11棟 11世帯 30人 床下浸水（非住家） 1 棟 河川損壊 1 箇所
H7. 7. 20 ～21	雷による水道計器の故障による 断水	町内影響件数 1,000件（断水） 3,600件（濁り）
H7. 12. 24 ～26 （クリスマス寒波）	強い冬型の気圧配置	積雪60cm（消防本部）深いところでは70cmを越えた（御在所岳山上200cm） 雪の影響によると思われる交通事故 4 件 4 名 〃 一般負傷 3 件 3 名 ゴミの臨時回収実施 12/29 職員の動員 38名 車両借上 軽四 14台 除雪経費 人件費（時間外） 296千円 除雪委託費 11,577（臨時委託） 2,821（当初委託の増） 凍結防止剤 1,874 ゴミ回収対策 人件費（時間外） 1,548千円 車両借上 14 施設修繕費 清掃事務所 168千円 保育園（4園） 1,647 千種支所 361 合 計 20,306 雪による被害に対するり災証明発行件数 94件 町内一円で、樋、瓦、アンテナの破損やカーポート、簡易な構造の物入れ等が雪の重さで破損した。
H8. 1. 31 H8. 2. 2	強い冬型の気圧配置	積雪によると思われる事故 4 件 4 名
H8. 5. 5	特記する原因なし	江野で強風により倉庫の倒壊 1 棟（29.48㎡）

年 月 日	主 たる 要 因	被 害 状 況
H9. 7. 11	活発な梅雨前線による降雨	蛇不老で崖くずれ 1 箇所 幅 5 ～ 6 m 厚 0. 5 ～ 0. 6 m
H9. 8. 30	特記する原因なし (7/26は台風 9 号による大雨、 洪水、暴風警報発表)	小島区内お花溜東の民家で、隣との境の擁壁くずれ 1 件
H9. 9. 17	台風19号	県道「湯の山温泉線」木村守弘宅東で土砂、岩石の流出 のため一時通行止め。 幅 10 m 高さ 5 m
H10. 4. 22	岐阜県美濃中西部を震源とする 地震により菰野町も震度 3 を記 録	特になし 北勢町、藤原町、多度町、員弁町、朝日町で 震度 5 弱
H10. 4. 23	特記する原因なし	蛇不老で崖くずれ 1 箇所 3 m ³ 前日も降雨あり地震との関連は不明
H10. 9. 22	台風 7 号 (伊勢湾台風以来の「風」台風)	最大瞬間風速 42m/s (南西) 15時23分 以降計測器故障 津市 48. 0m/s (観測史上第 3 位) 四日市市 49. 4m/s (観測史上第 1 位) 上野市 56. 4m/s (観測史上第 1 位) 重傷者 1 名 軽傷者 1 名 被害住宅 2, 785 件 (内半壊 2 件) 非住宅 1, 412 件 罹災証明 196 件 22 日午後 4 時より 23 日午前 3 時 20 分にかけて役場本 庁 停電 停電は町内のほぼ全域に及び 24 日午後 7 時ころまで地域 的範囲での停電が続く 25 日午後 3 時頃家庭引き込みの一部を除き全面的に復旧 主な倒木除去現場 菰野地区 11 箇所 鵜川原地区 4 箇所 竹永地区 3 箇所 他にも道路障害や直接被害を 朝上地区 16 箇所 及ぼす影響がないと思われる 千種地区 9 箇所 倒木は町内多数 河川流出障害物の除去 1 箇所 (乙女川) 土砂崩壊 1 箇所 (茶屋の上、水沢線) 公共施設関係 旧北部公民館の屋根が飛び民家数軒に被害 松尾でアパートの 〃 消防署無線柱倒れる 鵜川原支所に農協鵜川原支店倉庫の屋根飛来し破 損 他 9 月議会に急遽補正予算計上 公共施設関係復旧費用 庁舎等小修繕 2, 817 千円

年 月 日	主たる要因	被害状況
		旧北部公民館解体工事 6,036 園舎等修繕 259 倒木処理委託（保育園） 299 保育園整備工事 2,100 清掃事務所場内修繕 357 廃棄物場外搬出委託 1,800 金属類仕分け及び場外搬出委託 200 大羽根緑地管理委託 790 朝明ふれあい広場管理委託 47 ジョギングロード管理委託 26 町営住宅小規模修繕 1,523 消防指令機器修繕 648 庁舎修繕 1,262 空中線柱撤去委託 471 空中線柱建柱工事 4,830 非常備消防車両等修理 437 校地校舎修理（小学校） 2,773 庭木剪定 159 菰野小学校屋上防水工事 11,977 校地校舎修理（中学校） 2,898 千種幼稚園修繕 1,344 勤労者体育センター小修繕 448 海洋センター修繕 518 町営グラウンド施設修繕 782 倒木除去作業委託 2,361 測量設計委託 210 カーブミラー修繕 1,155 ビン分別棟修繕 2,255 計 50,782
H10. 10. 18	台風10号	風による倒木除去 5箇所 音羽の一部で停電
H16. 6. 21	台風6号	風による倒木除去 4箇所 竹成の一部で停電 鵜川原支所、竹永支所、朝上支所にて自転車置き場屋根部分破損 神森内水面試験場屋根破損
H16. 9. 5	台風18号	最大雨量(17時から3時間雨量) 雲母峰 200mm/s 湯の山 335mm/s 鈴鹿スカイライン 路肩崩落により通行止め 県道湯の山温泉線の土砂流入により湯の山地区一時孤立 湯の山温泉で旅館3件、民家1件に土砂流入 床下浸水 10箇所 土砂崩れ 13箇所 農地農業用施設 24箇所 林道施設 5箇所 町道施設 11箇所
H16. 9. 29	台風21号	河川損壊 2箇所
H16. 10. 20	台風23号	河川損壊 1箇所

年 月 日	主 たる 要 因	被 害 状 況
H19. 4. 15	三重県中部を震源とする地震	特になし 菰野町で震度4、亀山市で震度5強を記録
H19. 7. 14 ～ 7. 15	台風4号	菰野地区で法面3m程の土砂崩れ
H20. 9. 2 ～ 9. 3	集中豪雨	(1時間あたりの最大雨量) (朝明キャンプ場126mmを記録：2日13時～14時) (八風キャンプ場104mmを記録：2日16時～17時) (湯の山温泉協会81mmを記録：2日16時～17時) 住家一部損壊2件、土地災害1件、山小屋一部損壊2件、 車2台流失、キャンプ場孤立、道路被害17件、 橋りょう2件 1 災害を受けた箇所：9月4日(木)午後8時 時点 ○ 住宅の一部損壊 4棟 ○ 道路被害 ・町道「八風線」 切畑地区東での欠損 ・町道「八風栃谷線」 栃谷橋落橋 ・町道「鳥居戸1号線」 希望荘入り口付近道路破損 ・林道「水無線」 土砂堆積 ・町道「切畑3号線」 天神橋接橋部陥没 ・町道「三の瀬養鱒場線」 湯の山ロッジ横欠損 特に、『町道「八風線」切畑地区東での欠損』は、道路形状がまったくなくなるほどの大規模な被害をうけており、『町道「三の瀬養鱒場線」湯の山ロッジ横欠損』についても大規模な形状変更がおきています。 なお、以上の箇所は国、県道や県管理河川の被害は含まれておりせん。 2 避難実績 ○ 避難指示 9月3日(水)午前9時5分：湯の山1世帯に避難指示 菰野地区コミュニティセンターに避難 4日(木)午前9時 ：避難指示解除 ○ 避難勧告 9月2日(火)午後4時30分：八風キャンプ場の25人に 避難勧告 菰野地区コミュニティセンターに避難 3日(水)午前8時35分：避難勧告解除 3日(水)午後0時30分：朝明キャンプ場一帯の10 世帯19人に避難勧告 4日(木)午前9時 ：避難勧告解除 ○ 自主避難 (いずれも災害対策本部要員を派遣し対応。) 9月2日(火) 田光公会堂 およそ100人 3日(水) 午前5時30分に閉鎖 9月2日(火) 小島地区集落センター 約20人 2日(火) 午後11時10分に閉鎖

年 月 日	主たる要因	被害状況
H21. 10. 7	台風18号による暴風雨	○吉沢地内水路の護岸崩壊 1 件
H22. 8. 9 ～ 8. 10	集中豪雨	(1 時間最大雨量90mmを記録: 9 日県民の森 6 時～7 時) (9 日 5 時～10 時までの間、県民の森で雨量313mmを記録) 床上浸水 3 件、床下浸水21件、 〈土木被害 (主なもの)〉 1 菰野第一区 町道片倉 2 号線 西菰野地内路肩崩壊 通行止め 2 菰野第三区 町道菰野潤田線 陥没 3 宿野 国道306号 宿野地内法面崩壊 4 宿野 町道中里東高原線(Ⅱ) 宿野地内法面崩壊 5 池底 海蔵川 棕ノ木橋下流左岸一部崩壊 6 大強原 海蔵川 昭和橋下流右岸一部崩壊 7 大強原 海蔵川 ミルクロード下流右岸一部崩壊 8 諏訪 海蔵川 鶴川原小学校西左岸一部崩壊 9 大強原 海蔵川 鶴川原小学校北右岸一部崩壊 10 川北 海蔵川 前田橋下流200m左岸一部崩壊 11 潤田 竹谷川 東野橋上下流左岸一部崩壊 12 音羽 町道音羽岳線 音羽変電所北路肩崩壊 13 杉谷 町道杉谷江平線 熊野神社前小河川(杉谷川の支線)落橋 14 田光 田口川 東北山橋下流約150m左岸一部崩壊
H23. 7. 25	集中豪雨	(1 時間最大雨量80mmを記録: 江野14時～15時) 床上浸水 1 件、床下浸水 6 件、菰野地区土砂災害 1 件、 道路 9 件、河川2件
H23. 9. 2 ～ 9. 5	台風12号	(4 日 3 時～21 時までの間、武平峠で雨量524mmを記録) 菰野地区土砂災害 1 件、菰野地区道路損壊 1 件
H23. 9. 20 ～ 9. 21	台風15号	(1 時間最大雨量31mmを記録: 武平峠11時～12時) 千種地区道路損壊 1 件
H24. 9. 17 ～ 9. 18	豪雨	(1 時間最大雨量80mmを記録: 神明13時～14時) 千種地区 流れ谷 護岸損壊 菰野地区 林道湯森谷線崩壊
H25. 9. 15 ～ 9. 16	台風18号	(1 時間最大雨量57mmを記録: 朝明キャンプ場 23時～24時) 千種地区 林道水無線路肩破損 朝上地区 田光 栃谷橋上下流護岸崩壊 菰野地区 神明 (蛇不老) 山腹崩壊 菰野地区 三滝川右岸 (誘い橋下流) 護岸崩壊 菰野地区 湯の山 寿亭 北斜面崩壊
H26. 8. 9 ～ 8. 10	台風11号	(1 時間最大雨量43mmを記録: 武平峠、神明16時～17時) 三重県に大雨特別警報発表 (9 日: 17 時20 分) 菰野地区 神明 清気橋下流左岸 天然護岸崩落 竹永地区 竹成 防砂ネット破損 (竹永小学校)

年 月 日	主たる要因	被害状況
H29. 1. 14 ～ 1. 16	強い冬型の気圧配置	平野部で積雪30～40cm、標高の高い地域では50cmを超える積雪となった。 倒木による交通障害等 15件 雪害に対する罹災証明発行件数 187件 町内一円で、雨樋、瓦、カーポート等が積雪や落雪によって破損した。
R1. 9. 4 ～ 9. 6	集中豪雨	(1時間最大雨量111mmを記録：切畑配水池 6日0時～1時) (町内に初めて記録的短時間大雨情報が発表された。約120mm) (田口川氾濫に伴い「レベル5災害発生情報」を発令した。) 〈住家被害〉 床上浸水 6件 〈土木被害(主なもの)〉 ・千草 町道音羽岳線 落橋 ・根の平 町道尾高切畑線 道路陥没 ・根の平 田光根の平線 路肩崩落 ・小島 中継槽付近 法面崩落 ・菰野 谷の奥 法面崩落 ・田光 田口川 町道田光小島線 護岸崩落 ・杉谷 杉谷川 町道杉谷尾高線 護岸崩落 ・川北 海蔵川 町道川北74号線 護岸崩落 ・松涛園 杉谷川 杉谷川橋南 護岸崩落

○町内指定文化財一覧

1 国指定文化財

指定区分	名 称	指定年月日	所 在 地
特別天然記念物	ニホンカモシカ	1934 (S9) 天然記念物指定 1955 (S30) 特別天然記念物指定	
天然記念物	田光のシデコブシ及び 湿地植物群落	2005 (H17) 3. 2	菰野町大字田光
重要文化財	木造十一面観音立像	2016 (H28) 8. 17	菰野町大羽根園
登録有形文化財	朝明川砂防堰堤 T11ー1	1998 (H10) 9. 2	菰野町大字千草
	朝明川砂防堰堤 T11ー2	1998 (H10) 9. 2	菰野町大字千草
	猫谷第一堰堤	1998 (H10) 9. 2	菰野町大字千草
	猫谷第二堰堤	1998 (H10) 9. 2	菰野町大字千草
	旅館寿亭水雲閣	2007 (H19) 12. 7	菰野町大字菰野

2 県指定文化財

指定区分	名 称	指定年月日	所 在 地
天然記念物	キシシマミドリシジミ	1953 (S28) 5. 7	菰野町大字菰野
	鎌ヶ岳ブナ原始林	1963 (S38) 1. 11	菰野町大字菰野

指定区分	名 称	指定年月日	所 在 地
天然記念物	奥郷の寒椿「獅子頭」	1976（S51） 3. 31	菰野町大字千草
	田光のシデコブシ及び 湿地生物生息地	1996（H8） 3. 7	菰野町大字田光
有形文化財	木造大日如来坐像 文明十一年 文明十三年の銘がある	1954（S29） 4. 1	菰野町大字竹成
	木造薬師如来坐像及び両脇侍像	1996（H8） 3. 7	菰野町大字菰野
史跡	千種城跡	1963（S38） 1. 11	菰野町大字千草
	大日堂境内の五百羅漢	1967（S42） 2. 10	菰野町大字竹成
	杉谷遺跡	1970（S45） 2. 25	菰野町大字杉谷

3 町指定文化財

指定区分	名 称	指定年月日	所 在 地
有形文化財	円空作両面仏	1973（S48） 7. 24	菰野町大字菰野
	旧千草村庄屋辻家文書	1974（S49） 11. 26	菰野町大字千草
	賀保寺の鰐口	1975（S50） 11. 26	菰野町大字神森
	智福寺の月僊作涅槃図	1989（H1） 4. 1	菰野町大字菰野
	禅林寺の大日如来像	1992（H4） 9. 17	菰野町大字下村
	正眼寺の菰野藩主土方家寄進涅槃図	2007（H19） 4. 20	菰野町大字菰野
	菰野藩主土方雄興の日記	2007（H19） 4. 20	菰野町大字菰野
	菰野藩主土方三代 （雄氏、雄豊、義苗）の肖像画	2007（H19） 4. 20	菰野町大字菰野
	南川金溪関係書	2013（H25） 6. 25	菰野町大字菰野
無形民俗文化財	杉谷嘉例踊り	1971（S46） 11. 25	菰野町大字杉谷
	吉沢嘉例踊り	1973（S48） 7. 24	菰野町大字吉沢
史跡	菰野藩主土方家墓地	1974（S49） 11. 26	菰野町大字菰野